

官報

号外
平成十六年五月十二日

○第百五十九回 参議院會議録第二十号

平成十六年五月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

平成十六年五月十二日

午前十時開議

第一 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

第二 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二十年の議定書の締結について承認を求めるの件

第三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

第四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

平成十六年五月十二日 参議院會議録第二十号

○本日の會議に付した案件

一、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第五まで

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、
国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案について提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。坂口厚生労働大臣。

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨

を御説明を申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、急速な少子高齢化が進行しておりますが、国民の老後の生活設計の柱であります公的年金制度を将来にわたって揺るぎない信頼されるものとするべく、社会経済と調和した持続可能な制度に構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたるその根幹にかかわる改革を行うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、基礎年金の国庫負担割合につきまして、これを二分の一に引き上げることとし、平成十六年度からその引上げに着手し、平成二十一年度までに完全に引き上げるものとしております。

第二に、国民年金及び厚生年金保険財政につきましては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入することとしております。

第三に、国民年金の保険料額につきましては、平成十七年度から毎年度二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料額を一万六千九百円とすることとしております。また、厚生年金保険の保険料率につきましては、平成十六年十月から毎年〇・三五四％ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料率を一八・三〇％とすることとしております。

第四に、今後の年金額の改定につきましては、毎年度、賃金及び物価の変動率により行うことを基本としますが、五年ごとに作成する

財政の現況及び見通しにおいて調整の必要があると思込まれる場合には、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。

第五に、在職老齢年金制度につきましては、六十歳代前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止することとしております。また、一定以上の収入を得ている七十歳以上の在職者については新たに支給調整を行うこととしております。

第六に、育児をする被保険者につきましては、厚生年金保険料の免除措置を子が三歳に達するまでに拡充することとしております。

第七に、厚生年金につきましては、離婚時等において、当事者の保険料納付記録を分割し、厚生年金の給付に反映させる制度を創設することとしております。

第八に、国民年金保険料の収納対策につきましては、所得に応じた多段階免除制度等の納付しやすい仕組みを導入するとともに、滞納処分等に関して被保険者に対する調査の規定の整備を行うこと等としております。

以上のほか、障害基礎年金の受給権者が、六十五歳以降、老齢厚生年金等を併給することを可能とする等の所要の改正を行うこととしております。

また、厚生年金基金等の企業年金や旧農林共済の特例年金等につきましても、所要の改正を行うこととしております。

さらに、この法律案は衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりであります。

この修正案は、本法案の附則第三条を修正し、

議事日程追加の件 国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行ういつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする事、及び、このような公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする事を内容とする規定を追加するものであります。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案について申し上げます。

この法律案は、特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を廃止し、新たに年金積立金管理運用独立行政法人を設立しようとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、法人は、年金積立金の管理運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、年金事業の運営の安定に資することを目的としております。

第二に、法人に運用委員会を置き、中期計画の審議等を行わせることとしております。

第三に、法人の役員に対し、職分に応じた注意義務、忠実義務等を課することとしております。

また、年金資金運用基金において行われた大規模年金保養基地業務及び融資業務については、平成十七年度限りで廃止することとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十八年四月一日としております。

次に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。少子高齢化の急速な進行等を踏まえると、高年齢者が、少なくとも年金支給開始年齢までは意欲と能力のある限り働き続けることができる環境の整備が必要であります。

このため、六十五歳までの雇用の確保、中高年齢者の再就職の促進等の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、六十五歳までの雇用を確保するため、事業主は、平成二十五年度までに段階的に、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じなければならぬこととしております。この場合、事業主は、労使協定等により継続雇用制度の対象者についての基準を定めることができることとしております。

第二に、解雇等により離職する中高年齢者が希望するときは、事業主は、求職活動支援書を作成し、交付しなければならないこととしております。

第三に、労働者の募集及び採用について、上限年齢を定める事業主は、求職者に対し、その理由を示さなければならないこととしております。

第四に、シルバー人材センターは、届出により、一般労働者派遣事業を行うことができることとしております。

最後に、この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から実施することとしております。

以上、これら三法案の趣旨を申し上げたところでございます。

よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。武見敬三君。

(武見敬三君登壇、拍手)

○武見敬三君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律案等年金三法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

法案関連の質問に入る前に、先般、衆議院での審議の最終局面において、与党と民主党で、衆参両院に年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の在り方に関する小委員会、与野党での社会保障制度見直しの協議会の設置が決まり、そうした場で年金制度の一元化を中心に社会保障全般に関して議論されることの合意がなされたことを評価したいと思っております。これにより、参議院での真摯な審議を経て、年金制度改革関連法案の今国会中の成立を期したいと思っております。

総理はかねてより、年金問題は長期的な課題であり、政権が替わることでその方針が変わることがあるとはならない、与野党一体での合意形成が必要である旨を主張されておりました。今回の合意はまさしく総理のお考えとも一致するものと思っておりますが、総理はどのように御認識されておりますでしょうか。

さて、近年、少子高齢化が進展し、年金を始め社会保障制度全般において問題が深刻化しています。介護保険及び医療保険についても相当大胆な改革の必要性が認められます。これら各保険に年

金制度を加えた社会保障全体を考えたとき、国民の自助自律と相互扶助をいかなるバランスで組み合わせ、負担と給付の在り方を考えたらいのでしょうか。自助自律という考え方は極めて大切であります。困ったときに助け合う精神というのは社会保障の在り方を考えるための精神であり、私は日本人の魂であろうと考えます。

総理は、小泉構造改革の中でどのように社会保障の全般的な改革を位置付け、推進するお考えなのか、そして抜本的な年金制度改革を早期に実現しなければならぬ問題意識について分かりやすく御説明願います。

今回の改正は、これまでの五年ごとの修正ではなく、長期的に年金制度を持続可能とするために、給付の下限と負担の上限を定め、基礎年金の国庫負担を三分の一から二分の一に引き上げることなどにより、年金制度が安定し、所得保障を通じて高齢者の生活の基礎的な部分を支える抜本改革であるという理解をしています。

今年の年金制度の抜本改正に向け、昨年来、政府、与党が正に一体となり、精力的に検討が進められてきました。最終的には、今年二月四日に与党年金制度改革協議会が「平成十六年年金制度改革について」を取りまとめ、政府によりこれが法案化されたものが今回の法案であります。その過程では、政府、与党の政策関係者と緊密に連絡を取り合いながら進められたと思っております。

総理は、年金制度の在り方に関して国民的合意を形成しつつ、高齢者でも安心して暮らせる社会に資するため、どのような制度上の工夫をされたのか、そして年金改革の実現に向けての過程をどう評価されているのかを伺います。

今回の制度改革によると、将来の厚生年金の給付水準は現役世代の所得水準の五〇%以上が確保されます。ただし、この点に関しては、長期的な将来にわたり、本当に五〇%以上を維持できるのかという心配の声は消えません。

そこで、厚生労働大臣には、長期的な人口構成を前提にして、給付水準が標準世帯で五〇%を確保できる明確で説得的な御説明を願います。

加えて、この際の現役世代の所得水準は可処分所得を定義されているようでありますが、その定義で間違いのないのか、確認いたします。

今回の年金制度改革の議論を見ていても、年金制度は複雑で分かりにくいと思います。これは、我々政治家、また関係行政機関による国民への説明が簡潔、明瞭でないことも影響していると思います。

政府としても、今回の年金改革の概要が分かりやすく国民に説明する努力をすべきであると思います。国民の将来不安を軽減するためにも、具体的にいかなる手段を用いて国民に説明をするのか、また年金相談窓口が大変混雑しておりますが、相談窓口の充実、またその在り方を含め、厚生労働大臣の考えを伺います。

各種のアンケート調査によると、国民の間で公的年金への不信感には高いものがあります。その具体的な証拠に、国民年金の未納率が平成十四年度には三七・二%といった高水準にまで高まっていることが挙げられます。この未納率の数字には、第一号被保険者として登録をしていない人は含まれていませんが、そうした人を加味すると更に未納率が高まります。厚生労働大臣は、国民年金の未納問題について、未納率の計算の仕方を含

め、その背景をどのように認識し、今後どのように有効な対応を進めていくお考えなのか、御認識を伺います。

厚生年金の負担に対する給付の倍率が世代によつて大幅に違うことには問題があります。先般、厚生労働省が発表した試算によると、一九三五年生まれ、七十歳は負担額の八・三倍の給付を受けますが、この倍率は年代とともに低下します。そして、一九七五年生まれ、三十歳以降の世代は負担額の二・四倍から二・三倍の給付しか受けられないということになります。世代間の格差が存在するのはある程度致し方ないことではありますが、若人の年金不信を軽減するためにも、長期的には格差は正に向けた取組が必要と思われま

す。この点に関して厚生労働大臣の御所見を伺います。

小泉総理は、在任中に消費税を引き上げないと公言されています。景気の状態を考えると致し方ない判断だろうと思えます。しかし、中長期的な観点からは、年金改革など社会保障制度改革の中で財源をどう確保していくのか、また税制はどうあるべきであるのかは重要な政策課題であります。これに関して総理の御認識を伺います。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人法案に関して伺います。

年金改革の本質が給付と負担の関係を長期にわたり安定させるものと理解していますが、給付の原資となる年金積立金の運用組織については、本法案によりしっかりと確立されねばなりません。本法案により、国民が安心して年金積立金の運用がどのように図られることになるのか、また運

用責任の所在をいかに定めているのか、厚生労働大臣の御所見を伺います。

年金の保険料を財源に行われてきた事業の見直しや各方面で議論されてきました。もはや、年金財政には一円たりとも余裕はありません。自由民主党では、年金資金運用・福祉施設改革推進ワーキンググループが、厚生年金病院、それ以外の福祉施設など、例外なく年金福祉施設を見直し、整理合理化、売却を進めるといった厳しい方針を示しました。しかも、売却を円滑に進めるために、民間人も登用して清算のための独立行政法人を設置し、五年を目途に積極的に整理合理化を行うことにしています。政府としても、徹底的な年金の福祉施設事業の見直し方針に沿つてどのように具体的に実行していくのか、厚生労働大臣に御説明をいただき、またその御決意を伺いたいと思

います。

さらに、高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について伺います。

我が国では高齢化が確かに進んでいます。健康でかつ就業意欲の高い高齢者も増えていますが、意欲と能力のある限り、少なくとも年金支給開始年齢まで働ける環境を整備しておくことは大変重要です。政府として、高齢者の就業問題をどう認識し、この改正案によりどのような具体的案を講じることになるとお考えなのか、厚生労働大臣に御認識をお聞かせします。

最後になりますが、国会議員の国民年金の未納問題に関して一言申し上げておきます。

国民に公的年金の必要性を説き、また高齢化社会の中で持続可能な制度にするための年金制度改革関連の法案を審議している最中にこの問題が顕

在化し、国民の周知の事実となりました。国会議員として誠に様を正すべきものと深く反省するとともに、今後そのような改善策を早急に整え、そして実行しなければなりません。与野党、衆参を問わず、国会議員としてのこの問題に真摯に取り組んでいくべきことであることは明らかであります。

今後、参議院において、社会保障全体の在り方を踏まえ、年金三法案の審議を通じて国民の幅広い御理解を得る努力をしなければなりません。

以上、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 武見議員にお答えいたします。

三党合意に関するところでございますが、私は、かねてから、年金を始め国民の生活に大きくかわる制度については、政権が交代するたびに直率直に協議していくことが望ましいと申し上げてまいりました。今般の三党合意は、年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しについて与野党の間で議論を行う方針を示したものであり、御指摘のように非常に有意義なものと考えております。

社会保障の全般的な改革と抜本的な年金制度改革の早期実現についてでございますが、これまで我が国においては、皆保険、皆年金を中心に、国民の自助努力と相互扶助を適切に組み合わせながら運営されてまいりました。急速な少子高齢化が進む中で、このような世界に誇るべき社会保障制度を持続可能なものとして維持するため

の制度改革に取り組むことは、自助と自律の精神の下に、国民一人一人が安心して自らの能力や個性を十分に発揮できる活力ある経済社会の実現を目指す構造改革の重要な柱の一つと認識しております。

こうした考え方に基つき、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な存在となっている公的年金制度について、給付と負担の長期的均衡を確保し、安定的な仕組みとすることにより、国民の年金に対する信頼を確保していくことが先送りのできない課題との認識の下に、今国会に年金制度改革法案を提出したところであります。

この年金改正法案の内容と法案化の過程についてでございますが、まず、従来のように五年ごとに改正するのではなく、長期にわたって制度が維持できるように、給付の下限と負担の上限を定め、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に引き上げるとともに、経済情勢や人口構成の変化に応じて給付と負担を自動的に調整する仕組みを定め、給付と負担の長期的均衡を確保することとしたところであります。

法案の提出に当たりましては、政府、与党を含めた幅広い関係者の間で、今後一層の少子高齢化が見込まれる中での持続可能な制度の構築に向け、活発な議論がなされたと承知しており、そのような議論を経て提出された本法案の早期成立をお願いしたいと考えております。

社会保障財源の確保及び税制の在り方についてでございますが、先般の与党税制改正大綱において、持続可能な社会保障制度の確立、地方分権の推進という課題に対応するため、個人所得課税や

消費税を中心に、今後数年間の税制改革の道筋が示されました。

今般の三党合意に基づく年金改革法の修正において、「政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。」とされたところであり、政府としては、この規定にのっとり、与党税制改正大綱も踏まえ、社会保障制度の見直しや三位一体の改革と併せ、中長期的視点に立つて税制の抜本的改革に取り組んでまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 武見敬三先生にお答えを申し上げます。

まず最初に、給付水準の確保についてでございますが、今回の改正案におきましては、保険料の上限を一・八・三〇％としまして、将来推計人口の中位推計、二〇五〇年で合計特殊出生率を一・三九などと、一定の人口や経済などの前提の下に推計計算を行っているところでございます。

平成三十五年、二〇三三年度におきましては、可処分所得の平均額に相当する現役男子の平均手取り賃金に対する標準的な年金額の比率で五〇・二％と推計を行っております。

この推計に当たりまして、基準的なケースが前提にしている合計特殊出生率の一・三九％は国際的にも極めて低い水準であり、また、年率一・一％と見込んでおります実質賃金上昇率も、今後

の人口減少を考えれば、経済全体の実質賃金で一・七％未満、〇・七％ぐらいと考えておりますが、誠に控え目な仮定でありまして、決して甘い数字の下に考えているわけではございません。

その上で、人口でありますとか、賃金、物価等の変動の対応をいたしまして、今回のこの改正案による調整で給付と負担の均衡を図っているような経済回復・発展や次世代育成支援対策に取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

年金改正案の国民への説明及び年金相談業務についてのお尋ねがございました。

年金制度に対する信頼を確保するためには、国民の皆さんに今回の改正案の内容を御理解をいただくことが何よりも重要と考えております。そのためには、正に今国会で改正法案を御審議いただいているところでありますので、審議の中で提起されました問題につきましては分かりやすい説明に努めますとともに、年金制度改革の内容を紹介したパンフレットの配布、改正に対する資料のホームページ上での公開など、国民の皆さんに広く御理解をいただけるような取組を行っていきたいというふうにご考えておるところでございます。

年金相談の体制の整備でございますが、かなり混雑の激しい、厳しい社会保険事務所もあるわけでございますので、相談窓口の増設、そしてその分野におきます人の配置、年金相談センターの設置など、こうした体制整備を図りつつございますし、これからも進めていきたいと考えております。インターネットにおきます年金見込額の照会の受付など、年金相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

それから、国民年金の未納問題についてのお尋ねがございました。

平成十四年度の国民年金保険料の納付率は六二・八％となっておりますが、御指摘のとおり、そのほかに推計で六十三万人程度の未加入者が存在することも事実でございます。この背景には、年金制度への不安や理解不足等から特に若い世代の納付状況が芳しくないこと、昨今の経済の低迷を背景といたしまして第一号被保険者の保険料負担能力が低下していること等が影響しているものと思えます。

未納者、未加入者の増加は、将来の無年金者、低年金者につながりますほか、制度の信頼を損ねるものでありますので、その解消は重要な課題と認識をいたしております。このため、国民年金につきましては、今後五年間で納付率八〇％の目標を設定いたしまして、未納者に対して戸別訪問等による地道な納付督促を基本としながらも、理解が得られない人に対しましては強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策を実施していくことといたしております。また、今回の改正案におきましては、負担能力に応じたきめ細かな免除制度を導入するなど、制度的な面でも納付率向上に向けた対応を図ることとしております。

それから、給付と負担の世代間の格差についてのお尋ねもございました。

年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たりましては、その背景に、昔の人は同居や仕送りで年を取りました両親の生活を私的に支えておりましたが、今日、それが公的年金に置き換わっていること、少子化と長寿化が同時進行することによって現役世代に掛かる扶養負担が高

まっておりますこと、昔に比べて生活水準が向上し、実質的な保険料負担能力が高まっていることなどの要素を併せて考慮することが重要でありまして、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることはできないものと考えております。

その一方で、今後の制度設計に当たりましては、できる限り負担と給付の関係の格差が大きくなり過ぎないことが世代間の公平の観点から求められるものと考えております。

こうしたことから、今回の年金制度改正におきましては、厚生年金及び国民年金の保険料水準を平成十六年度以降段階的に引き上げる、また、課題でありました基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げにつきましても、引上げの道筋を明確に示すことで最終的な保険料水準をできる限り抑制することといたしております。

給付面におきましても、今回導入いたしました国民年金、厚生年金共通の給付水準の自動調整の仕組みは、これからの年金をもらい始める方とともに、既に年金を受給している方についても適用することといたしております。高収入の七十歳以上の被用者につきまして年金の支給調整を行う仕組みの導入も盛り込んでいるところでございます。

年金積立金の運用についてのお尋ねがございました。

今回の改正は、年金積立金の運用に関しまして、より専門性を徹底した上で責任体制の明確化を図りますために、新法人の長に民間から資金運用の専門家を登用すること、学識経験者から成る運用委員会を開きまして、運用方針の検討や運用

状況の監視を行うこと、グリーンピア業務でありますとか住宅融資業務を廃止をいたしまして、運用業務に特化すること、第三者機関によりましてこの専門的かつ客観的な評価を受けることといたしまして、その結果を役員の報酬等に反映させることといたしております。

年金の福祉施設の見直しについてのお話ございましたが、御指摘のとおり、例外なくこれを整理をいたしまして、国民の理解が得られるよう徹底した整理合理化を進めてまいりたいと考えているところでございます。

福祉施設の中には、厚生年金病院のように、多くの患者さんや、あるいはまた老人ホームに入居されている方の問題等、地域医療との関係も十分に配慮しなければならぬ点もあることは十分に考えていかなければならないというふうに思っております。

また、整理をいたしますときに、期限を設けることにより、いわゆるたたき売りになるようなことのないよう、年金資金に貢献するよう努めなければなりません。それをもちて遅らすということのないようにこれまた配慮をしなければならぬと思っております。

高齢者の就業問題に関します認識及び改正案の具体的内容についてのお尋ねがございました。

少子高齢化の急速な進行でありますとか、年金支給開始年齢の引上げなどを踏まえまして、高齢者が意欲や能力のあります限り働き続けることができる社会の実現を目指す必要があります。

このため、高齢者の雇用安定法改正案におきましては、定年の引上げ、継続雇用制度の導入によりまして六十五歳までの雇用の確保を図る、募

集、採用時の年齢制限の是正を図りますなど、中高年齢者の再就職を促進する措置を盛り込んでいくところでありまして、こうした取組を通じてまして高齢者雇用対策の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

たつて、未納期間があったにもかかわらず公表せず、国民に謝罪もしないままに賛成票を投じられた与党議員がおられるとすれば、政治家失格と言わざるを得ません。

以上、御答弁を申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 山本孝史君。

(山本孝史君登壇、拍手)

○山本孝史君 ただいま議題となりました国民年金法改正法案等について、民主党・新緑風会を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

そもそも年金とは何か、公的年金の守備範囲をどこまでとするか、国民皆年金体制を維持するの、今、公的年金にはその存在にかかわる根源的な問い掛けがなされています。

参議院は良識の府、理性の府と期待されております。衆議院の審議で明らかにならなかった事項はたくさんございます。本院においては、有識者や年金受給者、保険料支払者など幅広く国民から意見聴取をするため、参考人質疑を数回は行いながら、慎重かつ充実した審議を行い、損得で語られる年金制度から納得できる年金制度へ、損得から納得の年金制度へ再構築する第一歩としたい、そうしなければならぬ、この民主党の決意をまず申し上げておきたいと思っております。

小泉内閣の七人の閣僚を始めとして国民年金保険料を納めていなかった国会議員が続出し、年金制度への不信を深め、政治への信頼を失墜させたことは誠に残念です。衆議院の本会議採決に当

また、保険料納付の義務を果たしているのかの質問に、個人情報だと言いつつ逃げ、しかも国会審議を優先させるために五日間も公表を遅らせた隠微な体質そのものの福田官房長官が辞任されたのは当然ですが、約二十一年間も未納であった中川大臣などが今も大臣の職にあるのは全く理解できません。小泉総理は、未納閣僚を今すぐ更迭すべきです。それが国民に保険料納付を求めた内閣や閣僚の責任の取り方ではないでしょうか。任命権者である小泉総理の明確な答弁を求めます。

また、未納大臣の中川経済産業大臣、谷垣財務大臣、麻生総務大臣には、お辞めにならないのか、このまま居座るおつもりなのか、御答弁をお願い申し上げます。

政治への信頼を取り戻すために、各政党は、所属議員について年金保険料の納付状況を取りまとめて、本法案の委員会採決までに公表をすべきです。一説には、自民党は百五十名を超える未納議員がおられるようですが、総理には自民党総裁として、党所属議員の納付状況をなぜ公表されないのか、お尋ねをします。

財務大臣には、御自身も未納期間があったとのことですが、その期間、まさか社会保険料控除は受けておられないでしょうね。念のためにお尋ねをいたします。あわせて、財務大臣の職責として、未納国会議員が社会保険料控除を受けていないかどうか調査すべきと考えますが、答弁を求めます。

次に、三党合意と与野党協議機関についてお尋ねします。

先に申し上げますが、民主党は政府案には断固反対であるとの態度は変わっておりません。このことは三党合意があっても変わりません。なぜならば、政府案は、現在の年金制度の体系を維持したまま給付を下げ保険料を上げるという、これまでの手法を繰り返す内容にとどまっているからです。ここ数年以内に行き詰まることは確実です。

だが喜んで穴の空いたバケツに水を入れるのでしょうか。四割の人が年金保険料の自主的な納付を期待することができない年金制度は、もはや破綻していると言っても過言ではありません。部分的な手直しのみで現行制度を延命させようとすることは、ただ時間を浪費するだけです。

公的年金制度への不信を解消するためには、分かりやすくシンプルで新たな年金制度を創設する以外に方策はありません。民主党は、そのような考えから年金制度改革推進法案を衆議院に提出し、所得比例年金と最低保障年金を組み合わせた新たな年金制度をスタートさせることを提案しました。そして、法案には、政治主導による年金改革を進めるため、衆参両院に年金改革調査会を設置することも盛り込みました。

年金問題は、本来、国会で徹底した審議を行うべきです。ところが、自民、公明の両党は、数に物を言わせて、五年前の前回改正に続いて、今回も強行採決の暴挙に出ました。これでは国民から負託を受けた国会の責任が果たせません。参議院においては徹底審議が当然です。と同時に、年金改革は一、二か月で、国会審議で成し遂げられるものでもありません。

我が党は、責任野党として一元化を含めた年金制度の抜本改革を実現するために、今回の合意を決断いたしました。これは、超党派議員による年金改革に情熱を注がれた故今井澄議員の遺言でもあると私は受け止めております。

しかしながら、この与野党協議が密室での協議になったのでは国民不在になってしまいます。責任を持つて各党を代表する国会議員が参加をし、学識経験者などに専門委員として参加を求めながら協議をする。もちろん、協議は公開をする。そして、政治主導で新しい年金制度を創設する。我が党は与野党協議機関をそのように考えています。また、総理も同じ御意見でしょうか。自民党総裁でもある総理には、与野党協議機関の構成やその運営に関してのお考えをお聞かせください。

また、与党には、本法案の委員会採決までに与野党協議をスタートさせることを求めます。総理の決意をお聞かせください。

国会議員に未納者が出たこと背景には、議員の公的年金に対する関心の薄さがありますが、年金制度が複雑になっていることも原因です。

一般に、会社員は厚生年金、公務員等は共済年金、自営業者は国民年金と、制度が就業形態によつて縦割りになっていると理解されていますが、これは正確ではありません。昭和六十一年の基礎年金制度の創設に伴って、すべての国民がいわゆる一階部分と呼ばれる国民年金に加入することになりました。この一階部分の上に、会社員や公務員には二階部分として所得比例年金が乗っているのです。これが年金制度の姿です。すなわち、年金制度は縦割りでではなく、横割りになっているのです。

しかしながら、この国民共通であるはずの国民年金において、自営業者等の第一号被保険者、会社員や公務員の第二号被保険者、会社員や公務員の妻、いわゆる専業主婦の第三号被保険者と、被保険者は三タイプに区分され、就職や離職、転職の際には被保険者各自の責任において変更の届出をしなければならぬため、未納や未加入が多数発生するという構造的欠陥があります。

すなわち、国民共通であるはずの国民年金が就業形態によつて依然として制度が縦に分かれたままに運営がされているのです。しかも、自営業者や厚生年金の適用されないパート、フリーターなどは定額の一万三千三百円の国民年金保険料を毎月支払いますが、低所得者には過重な負担であるため四割が未納という状態です。一方で、医師や弁護士など、一千万円を超える高額所得者にとつては一万三千三百円という比較的軽い負担で済んでいます。

会社員は一三・五八%の厚生年金保険料を所得に応じて労使折半で負担していますが、申し上げたように、一階部分の国民年金と二階部分の厚生年金の双方の制度に加入しているにもかかわらず、保険料は一体のものとして支払をしていますが、第三号被保険者は、自身では保険料を支払っていません。

基礎年金は、給付の仕組みは確かに一元化されました。しかし、負担の仕組みは依然としてばらばらなんです。この保険料の不公平な負担構造を是正して、国民年金保険料をすべての国民が所得に応じて公平公正に負担することこそが今求められている抜本的な年金制度改革につながるものであると確信します。だからこそ、我が党は年金制

度一元化を提案したのであります。

自営業者の所得は正確に捕捉できないと答弁されますが、そのような答弁がまかり通ること自体が異常です。自営業者にも所得に応じて所得税や住民税を課税しながら、年金制度については所得が捕捉できないというのでいいのでしょうか。総理並びに財務大臣、厚生労働大臣の見解をお伺いをします。

政府案が成立をすれば年金保険料は毎年上がり、現在よりも三割の負担増となります。一方、給付は一律に一五%カットされます。このような大改悪にもかかわらず、政府や与党は国民に対して明確な説明を行っておりません。これは国民に対する背信行為です。

総理は、衆議院本会議で、公的年金としてのふさわしい給付水準の下限を、平均的な賃金で働いてきた被用者の専業主婦世帯の年金で見て五〇%と設定したと答弁されておられますが、この答弁は虚偽ではありませんか。給付水準五〇%は年金受給開始時のいつときのことであつて、その後は年金受給期間が長くなるに伴つて四〇%台の給付水準に落ちていくのではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

なお、国家公務員や地方公務員共済には所得代替率によつて給付水準を設定するという発想がありません。また保険料固定方式も導入されていないのですが、これらはなぜですか。財務大臣並びに総務大臣の御答弁を求めます。

年金問題の本質は給付率よりも給付の実額であつて、とりわけ基礎年金の給付額ではないのでしょうか。政府案では、基礎年金にもマクロ経済スライドが適用される結果、一五%カットされ、

四十年間保険料を払い続けた場合の給付額は現在の六万七千円弱から将来は五万七千円程度の価値しか持たなくなり得ます。そのとき高齢者の基礎的生活を賄う費用は幾ら必要で、満額の基礎年金でその何割くらいが賄えるのでしょうか。現状と比較して御答弁ください。

今後は、介護保険や医療保険、さらには税負担も増えることが考えられますが、そのような非消費的支出の割合は、基礎年金の満額に対して現在ほどの程度であり、将来はどの程度になるのでしょうか。

以上、厚生労働大臣の答弁を求めます。

基礎年金の国庫負担率の引上げについてお尋ねします。

財政審に提出された資料によれば、所得階級五千万円を超える者では二四・二％の者が、一千万円を超える者では二一・九％が公的年金の給付を受けています。このような高額所得者に対する基礎年金においても税金の割合を増やすことは妥当でしょうか。厚生労働大臣並びに財務大臣の答弁を求めます。

厚生年金の保険料負担について総理にお尋ねします。

これ以上の保険料引上げは更なる未納・未加入問題を引き起こすと考えるのが当然です。民主党は、国民年金にとどまらず、厚生年金も空洞化が進んでいることを深刻に受け止めています。厚生年金の保険料は一五％が限度との主張が聞かれますが、総理の認識を伺います。

無年金障害者の救済策については今国会の閉会までに結論を出していただきたい。厚生労働大臣の答弁を求めます。

平成十六年五月十二日 参議院会議録第二十号

最後に、議場の皆様へ申し上げます。

年金改革はこの国のありようを決める大事業であります。そして、我々は国民の代表であります。すべてはこれからであります。年金改革について、これからのこの国のありようについて、この参議院において真摯に、真剣に、そして徹底的に議論しようではありませんか。

民主党は全力で参議院での法案審議に取り組むとともに、安心できる新しい年金制度を必ず構築するとの決意を再度申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君 山本議員にお答えいたします。

保険料の未納に関する関係の責任の取り方についてでございますが、福田前官房長官ははじめを付ける意味で辞職されたものであり、残念なことではあります。他の関係には引き続き様々な課題に対しての閣僚としての職責を全うするように全力を挙げることでその責務を果たしてもらいたいと考えております。あわせて、今後こうしたことのないよう各人が十分に注意するとともに、先般の三党合意の内容を踏まえ、必要な対策を講じていくことが重要だと考えております。

国会議員の年金保険料納付状況の公表についてでございますが、国会においても様々な議論があり、その公表について各党それぞれの判断により対応しているところであると承知しております。基本的には議員個々人の判断によるべきものと考えております。

なお、今後の議論に当たっては、三党合意にある社会保障制度全般の見直し、年金の未納問題に

ついで改善策など、より建設的な議論を期待しております。

三党合意に基づく与野党の協議機関の在り方についてでございますが、社会保障全般の一体的見直しに關し、先日、自民党、民主党、公明党の三党が合意されたことは大変意義深いことだと考えております。

この三党合意に基づき設置されることとなる与野党による協議会については、国会議員に加え有識者に委員として参加していただく方式や、委員は国会議員だけとするが随時有識者から参考意見を聞く方式など様々な形態があると思います。開始時期なども含め、与野党でまず協議していただくべきものと考えております。いずれにせよ、政府としては、与野党の決定に従い必要な協力を行う考えであり、与野党間で建設的な議論が進められることを期待しております。

自営業者の所得把握についてでございますが、全国民を通じた一元的な所得比例年金を導入するためには、すべての被保険者について公平な保険料を賦課するための基礎となる所得をどうとらえるかが主要な論点であります。

自営業者等の所得把握については、自営業者約一千万人に対し事業所得税を納付している者が約二百万人にすぎず、税法上の所得がないとされる者が多数存在する中で、公平かつ適正な保険料賦課の基となる所得の範囲をどのようにするかなど、幅広い議論を慎重に重ねていくべき問題と考えております。

給付水準の下限についてでございますが、通常、老齢期の生活は現役期の延長線上にあることを踏まえ、現在の年金制度の仕組みにおいては、

引退して年金を受給し始める六十五歳の時点においてはそれまでの賃金上昇を反映して年金額が算定され、それ以降は物価スライドによりその購買力を維持することとしております。

したがって、これまでも、現役の平均手取り賃金と比較した給付水準については、引退して年金を受給し始める六十五歳の時点における割合で示してきており、この点は今回の改正においても同様でありますので、答弁の内容に問題があったとは考えておりません。

なお、既に年金を受給している方については、受け取る年金額とその時々の現役世代の平均手取り賃金を比較すれば、徐々にその比率は減減していくこととなります。高齢になるほど消費水準は低下する傾向にあること等も踏まえれば、高齢者の生活の安定が大きく損なわれることはないと考えております。

厚生年金の保険料負担についてでございますが、今回の改正案では、厚生年金保険料の引上げについては、仮に現行制度のままで維持した場合、二六％程度まで引上げが必要となる。将来の現役世代や企業負担が過大とならないよう配慮して、一八・三％と相当程度抑制を図ったところであります。

保険料の引上げによって、確かに保険料を引き上げない場合に比べて企業や個人の負担は大きくなりますが、企業にとっても年金は労働者の老後の不安等を解消することで活力ある経済活動の基礎となること、保険料を引き上げない場合、かなり大幅な給付の抑制が必要となるが、その場合の高齢者の消費に与える影響や現役世代の老親扶

平成十六年五月十二日 参議院会議録第二十号

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

八

養負担が増加することなどを併せて総合的に考える必要があると思います。

先般の三党合意にあるとおり、年金保険料については社会保障全体の在り方の検討状況や社会経済情勢の変化などの事情を勘案して、必要に応じ検討を加えていく考えであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 山本議員にお答えを申し上げます。

まず、山本議員が最初に、損得から納得の制度へということをおっしゃいましたが、私も全く同じ思いでございます。

自営業者の所得把握についてのお尋ねがまずございまして、総理からも御答弁のあったところでございますが、すべての被保険者につきましても公平な保険料賦課ベースとなります所得の把握が不可欠であることは御指摘のとおりだというふうに思います。

しかし、現状から申しますと、先ほど総理からも御答弁がありましたとおり、第一号被保険者の中には税法上の所得がない者が相当数存在をいたしております。自営業に従事する人約一千万人の中で事業所得税を申告納税している人は約二百万人程度でありますから、こうしたことを考えますと、自営業者等につきまして現在の課税所得をそのまま所得比例の保険料の賦課ベースとした場合には、給与のほぼ全額を対象にしており、保険料にしておりますサラリーマンの方との間で大きな不公平が生じるというふうに思います。

このような自営業者の所得把握の在り方について

て、税法上の所得も含めまして公平かつ適正な保険料賦課ベースとなります所得の範囲の定め方のルールの構築が必要でございまして、幅広い議論を十分に重ねていくべき問題であるというふうに思っているところでございます。

基礎年金の水準についてお話がございました。基礎年金制度につきましては、全国民共通の給付として老後生活の基礎的な部分に対応した給付を行うものでありまして、現在の夫婦の基礎年金の水準の十三・二万円は、高齢者夫婦世帯におき

ます衣食住を始めとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準と思っております。

改正法案におきまして導入することとしております。まずマクロ経済スライドにより調整後の基礎年金の額を年金を受給し始めます六十五歳時点の年金額で見ますと、基礎となります経済等の諸条件の下で、夫婦二人で、平成三十七年、二〇二五年には、賃金上昇、物価上昇を加味した名目額で十六・五万円、物価上昇分を割り引いて十三・四万円という数字になります。平成六十二年、二〇五〇年をもう一つ同じ前提で申し上げますと、名目額で二十七・八万円、物価上昇分を割り引いて十七・六万円というふうになります。現在以上の基礎年金の水準は確保できるというふうに見込んでおります。

一方、これまで高齢者夫婦世帯におきます衣食住を賄います費用は、物価上昇率とほぼ同程度の伸びとなっております。二〇二五年、二〇五〇年でも物価上昇分を割り引いて現在以上の基礎年金の水準を確保できるのであれば、今後も基礎年金は老後生活の基礎的な部分に対応できるものと考

えている次第でございします。

基礎年金の非消費支出の関係についてお尋ねがございました。

平成十六年度におきます老齢基礎年金満額の、いわゆる月額でございますが、満額の二人分は約十三万円、十三万二千四百円であります。また、平成十四年家計調査におきます高齢夫婦の無職世帯の社会保障料や税等の非消費支出は二万三千六百八十四円でございます。年金を受給し始めます六十五歳時点の年金額で見た基礎年金の額は、基準となります諸条件の下では、夫婦二人で、先ほども申しましたとおり、二〇二五年におきましては名目額で十六万五千円、物価上昇分を割り引いて十三万四千円でございます。

また、高齢世帯の社会保障料や税のいわゆる非消費支出につきましては、今後の少子高齢化の進行状況、あるいは社会保障の負担の増大が見込まれます中で高齢者の負担をどのように考えていくか、総合的に考えていかなければならないと思

います。高齢者の負担能力を勘案しつつ、応分の負担を求めていくことになるというふうに思っています。

それから、高額所得者と国民負担についての

尋ねがありました。

現行制度の基礎年金に対する国庫負担は、現役世代全体の保険料拠出総額に対して一定割合で行われております保険料負担を軽減するものであります。個々の高齢者の給付について国庫負担を行う仕組みではなくて、高齢者の所得の状況によって国庫負担の引上げ方を変え、年金額を変え、という制度とはなっておりません。

また、高額所得者につきましては、あらかじめ保険料を行うことにつきましては、あらかじめ保険料を

拠出して備えたにもかかわらず事後の状況によって給付が行われたり行われなかったりすることになりまして、拠出に応じた給付を行うという社会保険方式の基本が損なわれるという問題があるとも考えております。

しかし、年金受給年齢になっても働ける高齢者につきまして、今後負担の増加する現役世代とのバランスを考え、今回の年金制度改正案におきましては、七十歳以上の被用者で、賃金と報酬比例年金の合計が現役世代の平均賃金の水準以上となる方につきましては一定の支給調整をお願いをしまして、保険料を負担する現役世代とのバランスを取ることにいたしております。

今年度の税制改正におきまして、より公平な負担となる観点から、高齢者を一律に優遇する措置であります公的年金等控除や老年者控除の見直し等を行いまして、年金を含めて負担能力に応じた適切な税の負担をお願いをし、その税収を基礎年金国庫負担の引上げに充てる措置を講じたところでございます。

最後になりますが、無年金障害者の救済策につきまして、これはお尋ねがございました。

年金を受給していない障害者の方々への対応につきましては、私自身も平成十四年七月に対応の試案を発表させていただいたところでございまして、その後も検討を進めてまいりました。現在、国会におきましてもいろいろとお話をしていただけというふうにお聞きをいたしておりますが、今国会で成立しますよう私も最大限の努力をする決意でございします。

以上、御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣中川昭一君登壇、拍手〕

○國務大臣(中川昭一君) 私の国民年金についてのお尋ねでございますが、これまで衆議院厚生労働委員会等でお話したとおり、国民年金保険料の支払をしていなかった点について深く反省をしているところでございます。

なお、私には引き続き閣僚としての職責を全うするように総理から御指示をいただいているところであり、現在の職務に全力を尽くしていきたいと考えているところでございます。(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 山本孝史議員にお答えをいたします。

国民年金保険料の未納問題についてお尋ねがございました。

私自身の未納につきましては、年金制度に対する自分の認識不足として誠に不明の至りでございまして、申し訳ないと考えております。

他方、自分としては、総理から現在の職責を全うするよう御指示をいただいております。与野党の合意も踏まえて、年金改革に積極的に取り組んでいくことも含めまして、自分の職務に懸命に邁進することによりましてこたえていくほかないと考えております。

なお、過去の未納期間の社会保険料控除につきましては、既に十数年以上前のことでございまして、既で調べる手だてがないと考えております。

それから、国民年金保険料が未納であった国会議員が社会保険料控除を受けていないか調査すべきとお尋ねがございました。

一般論として申し上げますと、未納等があるため社会保険料控除の適用を認めることが適切でない

いと判明したものについては、確実に是正を行うことにより適正な執行に努めております。

なお、個別にわたる事柄につきましては、守秘義務が課されておりますので、具体的に答弁することは差し控えていただきます。

それから、年金制度における自営業者の問題についてのお尋ねがございまして、これは既に総理や厚生労働大臣からも御答弁がございましたが、自営業に従事する者が約一千万人の中で事業所得税を申告納税している者はその一部であることなどを考えますと、自営業者等について所得に応じて保険料を賦課する場合、課税所得をそのまま基準とするのか、あるいは収入などそれ以外のものを基準とするのかなど、保険料の賦課対象の範囲をどうするかについては十分な検討が必要と考えております。

それから、国家公務員の共済年金についてのお尋ねですが、共済年金の基本的な制度設計は厚生年金に準拠してきており、今後の給付水準の調整は厚生年金と同一の比率で行うこととしております。他方、国家公務員共済の財政状況、成熟の度合い等が厚生年金と異なりますから、保険料率については厚生年金と全く同様に固定することは困難であり、今後の収支見通し等に基づいて財政の健全性が確保されるよう財政再計算を行って決定していくこととしております。

それから、高額所得者の年金給付に係る国庫負担の在り方についてのお尋ねでございますが、高額所得者に対する基礎年金給付をどう考えるか、その関連で国庫負担の在り方をどう考えるかという点については様々な議論が行われたところでございますが、年金制度が拠出に応じた給付を原則

としていたことや年金受給者の所得把握という実務面の課題等を総合的に勘案して、現行制度の考え方が維持されることとなったところでございまして。(拍手)

〔國務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(麻生太郎君) 山本孝史議員より私の年金未加入についてのお尋ねがありました。

私の年金が一部未加入でありましたことにつきましては、おわびを申し上げているところであります。私といたしましては、与えられた職務を全うすべきと考えておるところでもあり、総理から引き続き閣僚として職責を全うするようにとの御指示もあつたところであります。

次に、地方公務員共済年金についてのお尋ねがあつております。

地方公務員の共済年金の給付につきましては、基本的に厚生年金と同水準といたします。保険料につきましては、今後の収支見通しなどに基づきまして財政の健全性が維持されるということが大事でありますので、その計算を行った上、その率を設定したいと存じます。その際、地方公務員の共済年金は、財政状況やその成熟度が厚生年金とはかなり異なっておりますことから、保険料水準を厚生年金と全く同様に固定するということは困難であろうと存じます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 渡辺孝男君。

〔渡辺孝男君登壇、拍手〕

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。

公明党を代表して、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の

一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

五月四日、こどもの日を前に総務省が発表した我が国の推計人口によれば、子供の数は二十三年連続して減少し、構成比で過去最低の一三・九％となりました。一方、高齢者の割合は前年より〇・四％増加し、一九・三％となり、一段と少子高齢化が深刻となつてまいりました。

このような中、年金財政は急速に悪化しており、年金制度の崩壊を防ぐためには、早急に抜本改革を実行に移さなければなりません。

参議院で年金制度改革関連法案の審議が開始されるに当たり、私は、まず最初に、これらの法案が何ゆえ抜本改革案と言えるのか、国民に分かりやすく説明する必要があると思います。また、今回の年金制度改革案は、百年安心の年金制度と云われております。

そこで、小泉総理に伺います。

何ゆえ百年安心の年金制度と言えるのか、また、本改正案が何ゆえ抜本改革と言えるのか、その根拠を国民の前に堂々と示していただきたい。

次に、国民の中には、夫のみ就労のモデル世帯では給付水準五〇％以上を確保されますが、共働き世帯や単身世帯では給付水準が三〇％から四〇％と低くなり、不公平だとの声もあります。この点の誤解をいかに解き、国民の理解を得いくのか、坂口厚生労働大臣に伺います。

また、若い人には、現在の高齢者は納めた保険料に比較して給付が多いのに、自分たちは給付が少ないとの根深い不公平感、不信感があります。これらをいかに払拭して、若い方々にも年金制度に参加していただくのか、政府の方針について小泉総理に伺います。

平成十六年五月十二日 参議院会議録第二十号

国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一〇

保険料を納めている実績を点数化して表示するポイント制も若年者の年金制度に対する理解を深めるのに有効と思いますが、二〇〇八年四月実施予定とのことです。これをもっと早めることができないうものか、坂口厚生労働大臣に伺います。

さて、無年金障害者の救済も大きな課題です。無年金障害者をどのような形で救済していくのか、現在の検討状況について、また、今後いつごろまでに結論を出せるのか、その見通しについて坂口厚生労働大臣に伺います。

今回の改正案では、障害年金に関して、障害基礎年金に加えて老齢厚生年金を受け取ることができ、道が開かれております。画期的なことと評価いたします。この改正案を盛り込むに至った背景について坂口厚生労働大臣に伺います。

また、本改正案の成立により、この選択が可能となるチャレンジド、障害者のことを指しますが、その見込み数についても伺います。

また、このような働くチャレンジドを政府としてどのように支援し、仲間の輪を広げていく方針か、小泉総理に伺います。

〔議長退席、副議長着席〕

さて、去る五月六日に自民、公明の与党両党と民主党との間で交わされた年金制度改革法案に関連しての三党合意を私は高く評価しております。

三党合意では、国民年金未加入・未納防止策に関して具体的に、一、未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じさせる、二、錯誤等による未加入、未納者について、今国会において一定条件の下で事後納付できるための法的措置を講ずる、三、民間人から登用される大臣等について、今国会において国家公務員共

済年金に加入できるよう政令改正を行う旨が明記されております。これらの点に関して、政府としてどのように対処されるのか、小泉総理に伺います。

同様に、三党合意では、年金保険料については、社会保障全体の在り方の検討状況や経済社会情勢の変化などの事情を勘案して、必要に応じ検討を加えていく旨が明記されております。この点に関してどのように対処されるのか、坂口厚生労働大臣に伺います。

特に、本改正案では、厚生年金保険料率の上限を一・八・三〇％、国民年金保険料の上限を一万六千九百円としておりますが、これを堅持した上での検討であるのか否かについても坂口厚生労働大臣に伺います。

また、保険料と給付水準は密接に絡んでおりますが、本改正案で示されたように、厚生年金の給付は現役世代の平均手取りの五〇％以上と規定した点は、この検討においても確保されるのか否か、坂口厚生労働大臣に伺います。

さらに、三党合意では、衆参両院の厚生労働委員会での小委員会や与野党協議会で、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、平成十九年三月を目途に結論を得て、随時実施を図る旨が明記されております。小泉総理としては、これを受けて今後どのように対処なさるおつもりか、また、この見直しに関して、総理はどのような課題を重視し、政府として検討を進めていくおつもりか、お尋ねいたします。

長期の景気低迷、高失業率で国民の多くは生活が大変苦しくなっています。そのような中で、老後の安心のために、年金保険料を捻出し、納入し

ています。その年金資金を預かっているのが厚生労働省であり、その年金積立金を無駄に浪費することは許されません。

国民から批判を受けている全国の年金福祉施設等に関して、公明党は、一、年金保険料は福祉施設の整備に使用しない、二、これまで整備した二百六十五施設は廃止・売却し、年金資金に貢献させる、三、委託先公益法人の役員報酬、退職金を全面的に見直すことを主張し、与党合意を得ました。

この与党合意について、どのように政府として対処する方針か、坂口厚生労働大臣に伺います。年金制度の安定には、長期的には年金の支え手を増やすことが重要であることは論をまちません。そのような意味で、次世代育成支援の観点から年金制度改革も重要であります。今回の改正案には、このような観点での改正がどのように盛り込まれているのか、坂口厚生労働大臣に伺います。

また、我が国の平均寿命は、二〇〇二年の資料では、男性七十八・三歳、女性八十五・二歳であり、年金受給者としては女性の方が多いことになりました。しかし、これまでの年金制度では必ずしも女性に恵まれているわけではありませんでした。

今回の改正では、女性の立場から見ての改革、あるいは家族単位から個人単位への年金制度の転換という視点からの改革はどのようになされているのか、坂口厚生労働大臣に伺います。

我が国は、平均寿命だけではなく、健康寿命でも世界のトップレベルにあります。同じく二〇〇二年の資料では、男性七十一・三歳、女性七十

七・七歳です。

日本は健康寿命を更に延ばし、平均寿命と健康寿命が近づく活力ある高齢社会、幸せに齢の字を用いる幸福社会を築いていくべきと考えております。

また、健康で働く意欲のある高齢者には、働ける環境を整え、年金制度の支え手となつていただく。もちろん、その場合には、将来の受給年金にメリットを与えるような方向で幸福社会を作っていくことも重要であると私は考えております。この点に関しての小泉総理の考えをお聞きし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 渡辺議員にお答えいたします。

今回の年金制度改革案についてでございますが、少子高齢化が急速に進行し、今後も予想を上回る進行が見込まれる中で、給付と負担の長期的な均衡を図るための見直しは、先送りのできない課題であります。

今回のこの改正案は、将来の負担が過大とならないよう極力抑制して、その上限を国民に明らかにするとともに、標準的な年金で見て、少なくとも現役世代の平均的収入の五〇％の給付水準を維持しつつ、年金を支える力と給付の均衡を図っていく仕組みに転換するものであり、急速な少子高齢化が進行する中においても、持続可能な制度の構築に向けた抜本的な改正であると考えております。

世代間格差についてでございますが、年金制度における世代間の負担と給付の関係を考える際には、昔は同居や仕送りで親の生活を私的に支えて

おりましたが、今日、それが公的年金に置き換わっていること、少子高齢化の予想を上回る進行による現役世代の負担の高まり、昔に比べて生活水準が向上し、実質的な保険料負担能力が高まっていることなどの要素を併せて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることは適当ではないと思っております。

一方で、今回の年金制度改正は、将来の現役世代の負担が過大とならないよう極力抑制する観点から、将来の保険料負担の上限を抑制して固定し、国民に明らかにするとともに、急速な少子高齢化が進行する中で、既に年金を受給している高齢者の年金も含めて、年金を支える力に依りて給付水準を調整することとするなどの改革を盛り込んでおり、こうした点を若い世代に対しても理解していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

障害者の支援についてでございますが、一人でも多くの障害者の方がその意欲や能力に応じて働くことができるよう、就業、生活の一体的支援や、試行的な雇用を推進するなどの施策を総合的に政府は推進しているところであります。また、年金を受給していない障害者の方々への対応については、与党と十分調整を図りながら結論を得られるよう努力してまいります。

三党合意に基づく年金保険料への未加入等の防止対策ですが、年金制度への未加入、未納の防止策については、未加入や未納によって年金制度に対する信頼が損なわれることがないよう、三党合意の内容を踏まえ、その具体化に向け必要な準備を早急に進めてまいりたいと考えております。

三党合意についてでございますが、社会保障全般の一体的見直しに関し、先日、自民党、民主党、公明党の三党が合意されたことは意義深いことだと考えております。

今後、与野党間で建設的な議論が進められることを期待しておりますが、政府としても、与野党による検討を踏まえ、速やかな対応ができるよう、引き続き、経済、財政との整合性や世代間の公平の問題、給付相互間の重複等の調整の問題、保険料、公費、利用者負担の組合せの在り方などを含む幅広い課題について検討を進めていく考えであります。

今後の高齢社会についてでございますが、我が国は、現在、世界最高水準の平均寿命を享受しておりますが、御指摘のように、単なる長寿にとどまらず生涯にわたり健康で活動的に過ごせることが重要と考えており、政府としては、高齢者の健康作り、介護予防などの対策に積極的に取り組んでいるところであります。

また、健康で働く意欲のある高齢者が社会の支え手として活躍し続けることができるよう、今回の改正案においては、六十五歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高齢者雇用対策の強化を図ることとしております。

さらに、年金制度においては、年金を受給しながら働いている六十歳代の高齢者について、被保険者として保険料を納付していただき、退職時に保険料納付実績を年金額に反映させることとしていくことに加え、今回の改正案においても、高齢者の就労により中立的な年金制度となるよう見直しを行っているところであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。

ます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 渡辺議員にお答えを申し上げます。と存じます。

世帯類型ごとの給付水準についてのまず御質問がございました。

給付水準の下限として申し上げております五〇％とは、平均的な賃金で夫のみが働いてきたサラリーマン夫婦世帯が受給する基礎年金二人分と夫の厚生年金の合計額の現役男子被保険者の平均手取り賃金に対する比率で見ましたものでございます。この比率は世帯一人当たりの賃金によって異なるものでありますが、これは、厚生年金は、賃金にかかわらず一定額を給付する基礎年金制度を通じて所得再配分の機能を持たせることによりまして、一人当たりの賃金の低い世帯に相対的に高い割合で給付を行う仕組みになっていることによるものでございます。

なお、下限五〇％は夫だけが働く場合でありまして、夫の賃金が同額で妻が少しでも働いている場合は、年金額はより高くなりますが、二人の賃金に対する比率は五〇％よりも低くなります。

このように、下限五〇％というのは、一人当たりの賃金と年金で見ますと一番少ない額の割合の比率を見たいのでございます。片働きでも賃金が高ければ給付水準は五〇％より低くなりますし、共働きでも一人当たりの賃金が低ければ五〇％よりも高くなることは御承知のとおりでございます。

ポイント制についてのお尋ねでございますが、今回の年金制度改正案におきましては、現役世代、特に若い世代の年金制度に対する理解を深め

ますために、被保険者に対します保険料納付実績等の年金個人情報等の定期的な通知を行うこととして、その際には被保険者個々人の保険料納付実績を点数化して表示する仕組みであるポイント制を導入するということといたしております。

このポイント制によります年金個人情報の実施時期につきましては、今回のこの年金制度の改正内容を反映した形で実施することとして、そのシステムの開発など実施準備に時間を要しますところの限り早く行いたいと考えているところでございます。

それから、無年金障害者の問題につきましては、先ほど山本議員にも御答弁を申し上げたところでございまして、学生等の年金制度の発展過程で生じた特別な事情がありますこと、こうしたことも十分考えながら今までも検討してきたところでございます。

国会におきましても、いろいろ御議論をいただいているというふうに承知をいたしておりますが、是非今国会でその結果が得られるように、私も最大限努力をしたいと思っておりますのでございます。

障害者年金と老齢年金の併給についてのお話でございます。

一階の基礎年金と二階の厚生年金の組合せは、同一事由の年金のみとされております。このため、障害基礎年金の受給者にとりましては、障害を有しながら現役時代に自ら就労した厚生年金の保険料を納付をしましても、年金給付に反映されにくい仕組みとなっております。

障害者で、障害者基礎年金を受給しながらも、被用者として長く働き続ける方がこれから増えて

くると思われますが、今回の改正案では、障害を有しながら働いたことが年金制度上評価される仕組みとするよう、老後におきましても障害基礎年金と老齢厚生年金等との組合せの選択を可能にすることに次第でございます。

それから、三党合意につきまして御質問がございましたが、先ほど総理からも御答弁のあったとおりでございます。社会保障全体の中で保険料とそして税、両方を見ながら、しかも負担と給付を併せて考えながら、そしてその中で年金につきましては一元性、一元化を含めて、その中で検討をしていくという内容であるというふうに認識をいたしております。総合的な御議論の中で検討していただけるものと考えているところでございます。

それから、年金の福祉施設の見直しに係る与党合意についてどのように対処するのかということでございますが、福祉施設につきましては、これも先ほど御答弁を申し上げたとおりでございますが、厳しい財政状況、あるいはまた国会におきましていろいろの御議論を受け止めて、例外なくこれを処理することといたしております。併せてその在り方につきまして徹底した見直しを行いたいと考えているところでございます。

次世代育成支援についてでございますが、世間の扶養の仕組みを基本に運営されております公的年金制度におきまして、将来の支え手となります次世代育成支援の充実は重要な課題でございます。育児によって年金保障が不利になることを解消するという考え方に立ちまして、厚生年金につきましては、子が三歳に達するまでの間、育児休業中の保険料免除を行うこととしますとともに、

勤務時間の短縮等によりまして賃金が低下した場合には、保険料は実際に低下した賃金によることとする一方で、年金の給付算定上は低下する前の賃金で保険料納付が行われたものとして取り扱う措置を創設をしたところでございます。

最後に、女性と年金の問題でございますが、女性の社会進出、就業形態の多様化などへの対応、女性自身の貢献が実る年金制度の実現に向け、また近年、離婚等が増加しております一方で、夫婦間の年金受給額には大きな開きがありまして、女性の高齢期における所得水準が低くなるという問題等が起こっているわけでございます。このため、今回の年金改正におきましては、離婚した場合などによる厚生年金の分割ができる仕組みの導入でありますとか、遺族年金の見直しなどを行うこととしたところでございます。

その際、第三号被保険者期間につきましては、現行制度におきます世帯単位での給付と負担の均衡を踏まえながら、できる限り個人単位での給付と負担の関係に向けて制度を見直していく。保険料につきましては、夫婦が共同負担をしたものであることを基本的な認識とする旨を法律上に明記をさせていただいたところでございます。

女性の雇用や賃金の動向などを踏まえまして、今後も一層検討してまいりたいと考えているところでございます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 小池晃君。

(小池晃君登壇、拍手)

○小池晃君 日本共産党を代表して、年金改革関連法案について質問します。

安心して暮らせる年金をという願いは、年金加

入者七千万人、受給者三千万人に共通する切実なものです。憲法二十五条に保障された生存権を支える柱である年金制度の在り方は、国政の最重要課題の一つであり、法案への賛否にかかわらず、十分に時間を掛けて審議を尽くすことは国会の最低限の責務です。徹底審議を強く求めます。

最初に、年金保険料の連続する引上げについて総理に質問します。

厚生年金では、支え手である加入者の激減という事態が起こっています。厚生年金の加入者数について政府が九九年に立てた予測では、二〇〇二年度から減少を始め、二〇一五年度に三千七百万人になるとされていました。ところが、実際には政府の予測よりも十三年早く、二〇二年度で既に三千七百万人にまで減少したのです。失業、倒産の影響に加えて青年労働者の非正規雇用、いわゆるフリーターの激増がその原因です。

厚生年金加入事業所は、この五年間で七万か所減っています。しかも、二〇二年度の新規法人九万六千のうち、一八％に当たる一万七千人が厚生年金に未加入です。厚生年金の空洞化は、年金の根幹を揺るがす事態となっています。ところが、本法案にはこうした空洞化に対する手だてが何一つないではありませんか。答弁を求めます。

国民年金も空洞化が進んでいます。保険料の未納率は二〇二年度で三七・二％に上り、未納、未加入、免除を合わせると、保険料を支払っていない人は一千万人を超えると推計されます。一番多い未納の理由は、保険料が高くて経済的に支払うのが困難で、全体の六二・四％を占めています。こうした中で厚生年金や国民年金の保険料を連続して引き上げれば、年金の支え手を一層減らしてし

まうものではありませんか。日本の雇用と経済にどのような影響を与えるとお考えか、お答えください。

保険料の連続引上げが年金の空洞化を更に進め、年金財政をますます悪化させることは余りにも明白です。国民の懐も経済情勢も無視した年金保険料の連続した引上げはやめるべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、年金給付水準の削減について伺います。

今回、マクロ経済スライドによってすべての年金水準が国会審議抜きで自動的に一五％引き下げられます。国民年金の受給額の平均は月四万六千円にすぎません。しかも、介護保険などの社会保険料や医療費の負担は増加を続けています。今でも、基礎的な衣食住の支出すら賄えない水準の年金を更に一五％もカットすることは、憲法二十五条に保障された生存権を一層破壊するものではありませんか。平均四万円台の国民年金の給付水準を一五％引き下げても国民の日々の生活が可能かどうか、その根拠を示していただきたい。

今や、年金が国民所得に占める割合は九・九％であります。北信越、中国、四国、沖縄県を除く九州では、全県で県民所得の二割を超え、最高の島根県は一三・三％です。年金は、日本の経済にとって無視できない巨大な存在となっており、一五％もの引下げは経済に深刻な影響を与えるのではないのでしょうか。見解を伺います。

年金給付の削減は、憲法で保障された生存権を乱暴に破壊するだけでなく、日本経済にも大きな打撃となります。年金給付削減はやめ、真に生存権を保障する制度に改革することこそ求められて

いるのではありませんか。明確な答弁を求めます。

しかも、最近になって重大な問題点が明らかになってきました。

政府は、これまで本法案について、これまでのように五年ごとに改定するのではなく、将来の保険料の上限と給付水準の下限を明らかにしたから、これまでの改正とは大きく異なる抜本的な改正だと説明してきました。これは果たして本当だったのか。

保険料については固定方式で上限を定めたとしていますが、国民年金の保険料は賃金の名目上昇率に連動するので、保険料が固定されると政府が説明した二〇一七年度を過ぎても上がり続けま

す。今後実際の国民年金保険料が幾らになるのか、二〇一七年とその十年後、二十年後はどうなるのか。厚労大臣、示してください。

二〇一七年を過ぎても実際の保険料が上がり続けるのであれば、保険料に上限を設けて固定する

とした政府のこれまでの説明は事実と反するものだったのではありませんか。総理の明確な答弁を求めます。

給付水準の切下げにより、今後年金を受給するすべての世代で現役世代の収入の五割を切るの

であれば、政府の五割保障という説明の根拠は崩れたのではありませんか。総理は、衆議院本会議

で、給付水準についても現役世代の平均的収入との対比で五〇％を維持することを明確にしている

と答弁していますが、これは誤りだったのではありませんか。総理、はつきり答えていただきたい。

今回の政府案のたった二つのうたい文句が二つとも崩れたのですから、当然のことながら政府案は廃案とし、最初から出直すべきではありませんか。

そもそも、日本の年金制度が抱える最大の問題点は、保険料を払わない人が一千万人を超える深刻な年金空洞化や、低額年金が放置されていることとです。改革と言うならここにこそメスを入れるべきです。

先日、日本共産党は、年金制度の劣悪な現状を抜本的に打開するため、最低保障額を当面、月額五万円とする最低保障年金制度の実現に速やかに踏み出すことを提案いたしました。最低保障年金制度は、厚生年金、共済年金、国民年金の共通の土台として全額国庫負担による一定額の最低保障額を設定し、その上にそれぞれの掛金に応じて給付を上乗せする制度です。財源は、大型開発など歳出の徹底した見直しと、大企業、高額所得者に

応分の負担を求める歳入の見直しで生み出そうというのが私たちの提案です。

国民所得に対する企業の税と社会保険料の負担水準について見ると、日本はヨーロッパに比べて低い水準です。社会保障の負担の原則は応能負担

であり、その見地からも大企業に応分の負担を求めるべきではありませんか。総理の答弁を求めま

す。

イギリス、ドイツ、フランスでは、低額の年金しか受け取っていない人のために、公的扶助とは別に年金の最低額を保障する制度が作られています。さらに、北欧諸国やカナダ、オーストラリアなどには全額国庫負担による最低保障年金制度が

あります。生存権を保障するために、国の責任で年金受給者の所得の最低額を保障するのが世界の流れなのではありませんか。見解を伺います。

二〇〇一年九月に、国連の社会権規約委員会が日本に対する勧告の中で、最低保障年金制度が存在しないことについての懸念を表明しています。政府は、この懸念にどうこたえるつもりですか。国連の指摘に基づいて、一刻も早く最低保障年金制度を実現すべきではありませんか。答弁を求め

ます。

最後に、自民、公明、民主の三党合意について総理にお聞きします。

この合意によって、政府案にある年金保険料の連続引上げ、あるいは年金給付水準の一五％カットはどうなるのですか。結局、三党合意によつても、この政府案に盛り込まれた年金制度改定の内容には一切の変化がないのではありませんか。お

答えいただきたい。

また、三党合意では年金制度の一元化を展望するとしていますが、ここで言う一元化は一体何を意味するのか。年金制度間の格差をなくし、国民から見て公平な制度を目指すことは重要な課題です。しかし、現状の枠組みのままで、国民年金や厚生年金などの保険料や給付水準の統一を一元化

の名の下に行えば、保険料の大幅な引上げが、若しくは給付水準の引下げになるのではありませんか。答弁を求めます。

そもそも三党合意で、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行うとしたことは、二〇〇七年度から消費税増税を含む抜本的税制改正を実現するとした昨年の与党税制大綱合意に沿うものにはかなりません。

年金大改悪法案の採決強行を容認しただけでなく、消費税増税に道を開く三党合意に対して厳しい批判の声が上がっています。年金空洞化を更にひどくする負担増と、生存権を破壊する給付の削減を押し付ける本法案は廃案とすべきです。そして、最低保障年金制度の実現による本当の年金改革に向けて進むことを訴え、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 小池議員にお答えいたします。

厚生年金の空洞化についてでございますが、今回の改正案においては、働き方や生き方の多様化に対応できるよう、在職高齢年金制度の見直しを始めとする改正を行うこととしております。

保険料の引上げについてでございますが、今回の改正案では、引上げについては、仮に現行制度のままで維持した場合、二六％程度まで引上げが必要となる、将来の現役世代、企業負担が過大とならないよう配慮して一八・三％と相当程度抑制を図ったところであります。

保険料の引上げによって、確かに保険料を引き上げない場合に比べて企業や個人の負担は大きくはなりますが、経済や雇用等に与える影響については、企業にとっても、年金は労働者の老後の不安等を解消することで活力ある経済活動の基盤となること、保険料を引き上げない場合、かなり大幅な給付の抑制が必要となるが、その場合の高齢者の消費に与える影響や現役世代の老親扶養負担が増加することなども併せて総合的に考える必要があると考えており、高齢化する社会でも国民が安心して暮らすための負担が必要であることは御理解いただきたいと考えております。

給付水準の調整に関してでございますが、その調整に当たっては、時間を掛けて穏やかに水準を調整していくとともに、前年度の年金の名目額を下回るような改定を行うことはしないこととしており、高齢者の生活の安定等にも十分配慮しているところであります。

なお、今回の改正案が生存権を破壊するとの御指摘がありました。健康で文化的な最低限度の生活については、生活保護その他の施策が相まって実現されるべきものと考えており、本法案による給付調整が生存権を定めた憲法の規定に抵触する問題ではないと考えております。

保険料水準の上限についてですが、改正案においては、平成十六年度価格で平成二十九年以降の

最終の国民年金の保険料水準を固定したものであり、その旨を法案に明記したところであります。平成十六年度以降、更に経済が発展し、物価や賃金が上昇していけば、実際に徴収される保険料の名目額が上がっていくのは当然のことです。厚生年金においても同様に、保険料率を固定しても賃金が上昇すれば、実際に徴収される保険料の名目額は上がっていくこととなります。負担の在り方を考える上で、現在の賃金水準との比較でその水準を表示することは合理的であり、国民を欺くものとの御指摘は当たらないと考えます。

給付水準の下限についてですが、通常、老齢期の生活は現役期の延長線上にあることを踏まえ、現在の年金制度の仕組みにおいては、引退して年金を受給し始める六十五歳の時点においては、それまでの賃金上昇を反映して年金額が算定され、それ以降は物価スライドによりその購買力を維持することとしております。

したがって、これまでも現役の平均手取り賃金と比較した給付水準については、引退して年金を受給し始める六十五歳の時点における割合で示してきており、この点は今回の改正においても同様でありますので、答弁の内容に問題があったとは考えておりません。

なお、既に年金を受給している方について、受け取る年金額とその時々の現役世代の平均手取り賃金を比較すれば、徐々にその比率は通減していくこととなりますが、高齢になるほど消費水準は低下する傾向にあること等も踏まえれば、高齢者の生活の安定が大きく損なわれることはないと考えております。

社会保障分野での企業負担についてですが、

ヨーロッパ諸国と比較してこれまで比較的高齢化の進行が遅かった我が国の社会保障負担は、今後、急速な少子高齢化の進行による増大が不可避であります。社会保障制度が引き続き国民生活の安定を図る役割を果たしていくためには、企業にも引き続き応分の負担をお願いしていく必要があるものと考えております。

最低保障年金制度の創設ですが、我が国の公的年金制度は自助自律の精神に立脚し、現役世代の拠出の実績に応じて給付を行う社会保険の仕組みを採用しております。

また、我が国の年金制度においても、保険料免除制度を設け、低所得で保険料負担が困難な者に對しても、申請等により国庫負担割合に相当する年金額を保障しているところであります。

御指摘のような全額国庫負担の最低保障年金制度については、国連からの指摘を受けていることは事実であります。そもそも自助自律という社会保険の長所を放棄するのではないかと、生活保護との関係をどうするか、また必要となる巨額の税財源をどう賄うのか等の問題があるものと考えております。

三党合意及び年金制度改革の方向に関するお尋ねでございますが、今後、少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、年金制度を持続的に安定したものとしていくためには、いつまでも負担は軽く、給付は厚くというわけにはいかないと考えております。給付と負担の長期的な均衡を図るなどの課題に正面から取り組み、保険料負担水準に上限を設けるとともに、給付水準について下限を設けつつ自動調整する仕組みを設けることとした本法案の早期成立を期することが必要と考えております。

ます。

同時に、今般の三党合意について、年金保険料については、社会保障全体の在り方の検討状況や社会経済情勢の変化などの事情を勘案して、必要に応じ検討を加えていくこととされ、年金一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行うこととされたところであります。

年金一元化については、給付と負担の公平の見地から、従来より議論のあるところですが、その実現のためには、特に自営業者など国民年金対象者に所得比例年金を導入する場合に、所得の捕捉をプライバシーとの関係でどうするかなど多くの基本的な問題があり、どのような形で一元化するかについても様々な意見のある中長期的な課題と認識しております。

いずれにしても、この合意に基づき、社会保障制度全般の一体的な見直しに向けて、与野党間で建設的な議論が進められることを期待しております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 小池議員にお答えを申し上げます。

国民年金保険料の名目額につきましての御質問がございました。

今回の改正案におきましては、保険料水準の上限を法律上明記しているところでありますが、六十五歳となり新たに年金を受け始めるときに、それまでの賃金上昇を反映した年金の受け取る制度の下で、国民年金の保険料につきましては、現在の賃金水準を基準とした平成十六年度価格で上限

を固定をいたしております。このため、二〇一七年以降の保険料水準は、法律上、平成十六年度価格で一萬六千九百円と明記して固定しているものでございます。

この固定した保険料水準で実際に徴収する名目額は、今後の賃金上昇の状況に応じて変化をいたしますし、あらかじめ固定できるものではありませんけれども、仮に標準的な経済前提、一人当たりの賃金上昇が名目二・一％というふうには仮定をいたしまして推移をするというふうにはいたしますと、二〇一七年で二万八千六百円、二〇二七年で二万五千六百八十円、二〇三七年で三万一千六百十円となります。

この厚生年金におきましては、報酬額に対する保険料率で保険料水準が定められ、上限で固定した後も、実際の賃金上昇により納付する保険料額が増加することと照らし合わせて考えれば、国民年金においても、実際に徴収する名目額が賃金上昇に伴い上昇することは当然であると考えております。

受給開始後の給付についてのお尋ねがございましたが、現行の年金制度におきましては、六十五歳となり、年金をもらい始める際に、これまでの賃金上昇を反映して年金額が算定されます。その後は、物価スライドによりまして購買力を維持する仕組みとなっております。

今回の改正案は、一定期間、二〇二三年まででございますが、この両方に現役世代の減少率を反映したスライド調整を行うこととしておりますが、この基本的な構造に変化はありません。このため、年金の給付水準を示します所得代替率につ

きましては、六十五歳となります年金をもらい始める時点における現役世代の平均手取り賃金との比較で示しております。今回の改正案ではその下限を五〇％としたものであります。

なお、受給して以降の年金額につきましては、六十五歳時点の年金額を基に、物価スライドにより購買力を維持する考えを基本にしておりますため、その時々々の現役世代の賃金と対比をして水準を議論することは行っておりませんが、あえてその比率を計算をいたしますと、六十五歳時点よりも低い水準となります。

基準的な前提を置いた場合の御質問の数値につきまして、現在六十五歳の場合には、十年後には五・一・三％、二十年後には四・三・二％、現在五十五歳の場合には、十年後には四・五・四％、二十年後には四・〇・八％、現在四十五歳の人は、十年後に四・五・一％、そして二十年後には四・〇・五％になるわけでございます。

パーセントは低下をいたしますが、年金額は低下はしない、増加をするということをつけ加えておきたいと存じます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(本岡昭次君) 日程第一 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第二 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。外交防衛委員
長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本一太君登壇、拍手〕

○山本一太君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地中海漁業一般委員会協定の改正は、地中海における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務とする地中海漁業一般委員会に自主的な予算を導入すること等を内容とするものであります。

次に、油汚染損害補償国際基金設立条約の二千三年議定書は、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等を内容とするものであります。

最後に、船舶汚染防止国際条約を改正する千九百九十七年議定書は、船舶による大気汚染の防止のための規則について定める附属書を船舶汚染防止国際条約に追加することを内容とするものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題とし、地中海におけるクロマグロ漁業問題、油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金が設

立された経緯、船舶汚染防止国際条約を改正する千九百九十七年議定書の国会提出が遅れた理由等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより三件を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十六
賛成 百八十六
反対 〇

よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) 日程第四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。環境委員長長谷川清君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔長谷川清君登壇、拍手〕

○長谷川清君 たいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、海洋における廃棄物の処理に関する規制の一層の充実が求められている国際的動向等にかんがみ、廃棄物の船舶からの海洋投入処分を許可制するとともに、海域における焼却を禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ロンドン条約九六年議定書の締結時期と発効の見通し、廃棄物の海洋投入処分の現状とその削減に向けた今後の取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十六

賛成 百八十六

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) 日程第五 電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長景山俊太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔景山俊太郎君登壇、拍手〕

○景山俊太郎君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、中長期的な電波の再配

分方策、給付金支給制度における費用負担の在り方、電波利用料制度見直しの必要性等について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百八十六

賛成 百三十五

反対 五十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) この際、日程に追加し

て、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔宮崎秀樹君登壇、拍手〕

○宮崎秀樹君 たいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、第一に、議員秘書の給与について、直接その全額を議員秘書に支給すること、第二に、国会議員は、六十五歳以上の者及び当該国会議員の配偶者を議員秘書に採用できないこと、第三に、議員秘書の兼職を原則禁止とすること、第四に、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止することであり、

委員会におきましては、提出者である武部衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取し、寄附の勧誘・要求禁止の是非、兼職禁止の立法趣旨及びその範囲等について質疑が行われました。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

百八十五

賛成

百六十五

反対

二十

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時七分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	倉田 寛之君
副議長	本岡 昭次君
議員	岩本 莊太君
	山本 香苗君
	千葉 国男君
	後藤 博子君
	高野 博師君
	小泉 顕雄君
	椎名 素夫君
	渡辺 孝男君
	阿南 一成君
	松 あきら君
	山下 栄一君
	福本 潤一君
	遠山 清彦君
	西銘順志郎君
	山本 正和君
	弘友 和夫君
	有村 治子君
	風間 昶君
	山本 保君
	大野つや子君
	加藤 修一君
	魚住裕一郎君

山崎 力君	国井 正幸君
田浦 直君	山本 一太君
日笠 勝之君	森本 晃司君
木庭健太郎君	山口那津男君
狩野 安君	泉 信也君
佐藤 泰三君	山崎 正昭君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
草川 昭三君	白浜 一良君
扇 千景君	大島 慶久君
月原 茂皓君	田中 直紀君
森元 恒雄君	中島 啓雄君
世耕 弘成君	山下 英利君
野上浩太郎君	福島啓史郎君
藤井 基之君	舛添 要一君
椎名 一保君	入澤 肇君
大仁田 厚君	山下 善彦君
小齊平敏文君	有馬 朗人君
亀井 郁夫君	小林 温君
松山 政司君	吉田 博美君
金田 勝年君	中原 爽君
谷川 秀善君	北岡 秀二君
景山俊太郎君	橋本 聖子君
三浦 一水君	田村 公平君
溝手 顯正君	阿部 正俊君
上野 公成君	清水 達雄君
保坂 三蔵君	宮崎 秀樹君
小野 清子君	尾辻 秀久君
鴻池 祥肇君	片山虎之助君
清水嘉与子君	関谷 勝嗣君
若林 正俊君	松田 岩夫君
久世 公堯君	青木 幹雄君
佐々木知子君	鶴保 庸介君
黒岩 宇洋君	高橋紀世子君

岡田 広君	西川きよし君
中村 敦夫君	愛知 治郎君
段本 幸男君	森田 次夫君
伊達 忠一君	柏村 武昭君
岸 宏一君	鈴木 政二君
常田 享詳君	武見 敬三君
松村 龍二君	岩井 國臣君
河本 英典君	西田 吉宏君
野間 赴君	林 芳正君
魚住 汎英君	南野知恵子君
矢野 哲朗君	竹山 裕君
真鍋 賢二君	中曽根弘文君
陣内 孝雄君	香掛 哲男君
山東 昭子君	上杉 光弘君
桜井 新君	斎藤 十朗君
岩本 司君	榎葉賀津也君
シレン マルテ君	若林 秀樹君
平野 達男君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	松井 孝治君
森 ゆうこ君	谷林 正昭君
中島 章夫君	高橋 千秋君
藤原 正司君	山根 隆治君
神本美恵子君	藤井 俊男君
佐藤 雄平君	小川 敏夫君
川橋 幸子君	北澤 俊美君
堀 利和君	円 より子君
佐藤 道夫君	谷 博之君
千葉 景子君	松岡満壽男君
岡崎トミ子君	築瀬 進君
平田 健二君	渡辺 秀央君
西岡 武夫君	山下八洲夫君
勝木 健司君	小林 元君
今泉 昭君	宮本 岳志君

内閣官房副長官

副大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生 太郎君
外務大臣	川口 順子君
財務大臣	谷垣 禎一君
厚生労働大臣	坂口 力君
経済産業大臣	中川 昭一君
環境大臣	小池百合子君
内閣官房副長官	山崎 正昭君
内閣官房副長官	森 英介君
厚生労働副大臣	

議長の報告事項

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

月原 茂皓君

補欠

西銘順志郎君

外交防衛委員

辞任

有村 治子君

補欠

桜井 新君

西銘順志郎君

野上浩太郎君

矢野 哲朗君

財政金融委員

辞任

矢野 哲朗君

補欠

野上浩太郎君

直嶋 正行君

平野 達男君

文教科科学委員

辞任

小林 元君

補欠

佐藤 泰介君

厚生労働委員

辞任

桜井 新君

補欠

有村 治子君

農林水産委員

辞任

上野 公成君

補欠

加治屋義人君

経済産業委員

辞任

木村 仁君

補欠

松山 政司君

国土交通委員

辞任

加治屋義人君

補欠

上野 公成君

松山 政司君

木村 仁君

環境委員

辞任

佐藤 泰介君

補欠

小林 元君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第一〇七号)

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇八号)

市町村の合併の特例等に関する法律案(閣法第一〇九号)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案(閣法第六七号)

高速道路株式会社法案(閣法第一一二号)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案(閣法第一一三号)

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案(閣法第一一四号)

日本道路公団等民営化関係法施行法案(閣法第一一五号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

旅行業法の一部を改正する法律案

海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案

労働審判法案

私立学校法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

シベリア抑留問題に関する再質問主意書(谷博之君提出)(第一八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国年金制度の在り方に関する質問主意書

(浅尾慶一郎君提出)(第一六号)

学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第一七号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

商品取引所法の一部を改正する法律

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

労働審判法

私立学校法の一部を改正する法律

去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問(第一六号)(答弁することのできる期限 五月十二日)

参議院議員中村敦夫君提出学校法人東北文化学園大学への監督及び国庫補助に関する質問(第一七号)(同 五月十七日)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

宮本 岳志君

補欠

畑野 君枝君

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

柳田 稔君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

高病原性鳥インフルエンザ対策緊急措置法案
(菅直人君外六名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

我が国公務員の守秘義務に関する質問主意書
(浅尾慶一郎君提出(第一九号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員畑野君枝君提出最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問に対する答弁書(第一四号)

一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

岡崎トミ子君

福山 哲郎君

川橋 幸子君

谷林 正昭君

小林美恵子君

小池 晃君

総務委員

辞任

補欠

谷林 正昭君

川橋 幸子君

厚生労働委員

辞任

補欠

小池 晃君

小林美恵子君

環境委員

辞任

補欠

福山 哲郎君

岡崎トミ子君

予算委員

辞任

補欠

柳田 稔君

大塚 耕平君

決算委員

辞任

補欠

大塚 耕平君

柳田 稔君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 小林美恵子君 (畑野君枝君の補欠)

同日議長は、次の内閣提出案を国土交通委員会に付託した。

建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第七八号)

不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

シベリア抑留問題に関する再質問主意書(谷博之君提出)(第一八号)

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

谷林 正昭君

川橋 幸子君

福山 哲郎君

岡崎トミ子君

小池 晃君

小林美恵子君

総務委員

辞任

補欠

野沢 太三君

藤野 公孝君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

川橋 幸子君

谷林 正昭君

高橋 千秋君

樋口 俊一君

内藤 正光君

山根 隆治君

法務委員

辞任

補欠

樋口 俊一君

高橋 千秋君

外交防衛委員

辞任

補欠

月原 茂皓君

小林 温君

榛葉賀津也君

佐藤 雄平君

荒木 清寛君

松 あきら君

財政金融委員

辞任

補欠

山根 隆治君

内藤 正光君

山口那津男君

山下 栄一君

厚生労働委員

辞任

補欠

小林美恵子君

小池 晃君

経済産業委員

辞任

補欠

小林 温君

月原 茂皓君

松 あきら君

荒木 清寛君

国土交通委員

辞任

補欠

佐藤 雄平君

榛葉賀津也君

環境委員

辞任

補欠

岡崎トミ子君

福山 哲郎君

山下 栄一君

山口那津男君

決算委員

辞任

補欠

後藤 博子君

関口 昌一君

行政監視委員

辞任

補欠

藤野 公孝君

野沢 太三君

吉田 博美君

田村耕太郎君

議院運営委員

辞任

補欠

関口 昌一君

後藤 博子君

田村耕太郎君

吉田 博美君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

江田 五月君

大脇 雅子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事 野上浩太郎君 (野上浩太郎君の補欠)

農林水産委員会

理事 加治屋義人君 (加治屋義人君の補欠)

環境委員会

理事 愛知 治郎君 (愛知治郎君の補欠)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成十六年五月十二日 参議院会議録第二十号

議長の報告事項 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

二〇

年金積立金管理運用独立行政法人法案(閣法第三十一号)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三十二号)

警備法の一部を改正する法律案(閣法第一〇六号)

特許審査の迅速化等の特許法等の一部を改正する法律案(閣法第三十七号)

同日議長は、次の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二十九号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を経済産業委員会に付託した。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第一一八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一九号) 審査報告書

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第八号) 審査報告書

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二〇号) 審査報告書

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第二二号) 審査報告書

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第四四号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問に対する答弁書(第一六号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二十九号) 審査報告書

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十一日

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、地中海における海洋生物資源の保存、管理及び最適利用を促進すること等を任務とする地中海漁業一般委員会に自主的な予算を導入すること等を目的とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、同委員会の活動を資金面からも積極的に支援することを通じて、地中海における漁業に関する国際協力の促進に貢献し及び我が国の漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

地中海漁業一般委員会の自主的な予算に対する分担金支払義務が生ずるため、予算措置が必要となる。

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正

地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の一部を次のように改正する。

1 第二条12を次のように改める。

12 削除

2 第七条2を次のように改める。

2 1に定める委員会及び作業部会については、一般委員会の議長が招集する。その日時及び場所については、一般委員会の議長が、適当な場合には機関の事務局長と協議の上、決定する。

3 削除

第七条3を次のように改める。

第七条4を次のように改める。

4 1に定める委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命は、一般委員会の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とする。一般委員会は、委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命に関する支出を伴う決定を行う前に、一般委員会の事務局長より運営上及び財政上の影響について報告を受け

る。

3 第九条2を次のように改める。

2 事務局の費用(出版及び連絡に係るものを含む。)並びに一般委員会の議長及び副議長が一般委員会の会合と会合との間に一般委員会のために職務を遂行するときに要する費用については、決定の上、一般委員会の予算から支払う。

3 第九条4を次のように改める。

4 第三条1(e)の規定に従つて行われる協同の調査又は開発事業に関連して要する費用については、他の方法によつて調達可能な場合を除くほか、相互に合意した形式及び割合において構成国が決定し、支払う。協同の事業に対する分担金については、機関が設置する信託基金に払い込み、機関の会計規則及び財務管理に関する規則に従つて機関が管理する。

5 一般委員会、委員会又は作業部会の会合に個人の資格で出席するよう招請される専門家の費用については、一般委員会の予算から支払う。

4 第八条の次に次の一条を加える。

4 1に定める委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命は、一般委員会の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とする。一般委員会は、委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命に関する支出を伴う決定を行う前に、一般委員会の事務局長より運営上及び財政上の影響について報告を受け

る。

3 事務局の費用(出版及び連絡に係るものを含む。)並びに一般委員会の議長及び副議長が一般委員会の会合と会合との間に一般委員会のために職務を遂行するときに要する費用については、決定の上、一般委員会の予算から支払う。

4 第三条1(e)の規定に従つて行われる協同の調査又は開発事業に関連して要する費用については、他の方法によつて調達可能な場合を除くほか、相互に合意した形式及び割合において構成国が決定し、支払う。協同の事業に対する分担金については、機関が設置する信託基金に払い込み、機関の会計規則及び財務管理に関する規則に従つて機関が管理する。

5 一般委員会、委員会又は作業部会の会合に個人の資格で出席するよう招請される専門家の費用については、一般委員会の予算から支払う。

4 第八条の次に次の一条を加える。

4 1に定める委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命は、一般委員会の承認した予算の関連する項目において必要な資金が利用可能であることを条件とする。一般委員会は、委員会及び作業部会の設置並びに専門家の採用又は任命に関する支出を伴う決定を行う前に、一般委員会の事務局長より運営上及び財政上の影響について報告を受け

る。

第八条の二 財政

- 1 一般委員会の各構成国は、一般委員会が採択する分担率に従つて、自主的な予算に対する自国の分担金を毎年支払うことを約束する。
- 2 一般委員会は、各通常会合において、コンセンサス方式によつて自主的な予算を採択する。ただし、あらゆる努力を払つたにもかかわらず当該通常会合の会期中にコンセンサスに達することができない場合には、その事案は、投票に付されるものとし、当該予算は、構成国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 (a) 一般委員会の各構成国の分担金の額は、一般委員会がコンセンサス方式により採択し及び改正する方式に従つて決定される。
(b) 一般委員会が採択し又は改正する方式については、一般委員会の会計規則に掲げる。
- 4 機関の非加盟国であつて、一般委員会の構成国となるものは、一般委員会の決定に従つて、一般委員会の活動に関連して機関が負担する費用について分担金を支払うよう要求される。
- 5 分担金については、機関の事務局長の同意を得て一般委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、自由交換可能通貨により支払う。
- 6 一般委員会は、また、一般委員会の任務の遂行に関連した目的のために、団体、個人その他のものから寄附その他の形式による援助を受けることができる。
- 7 分担金及び寄附その他の形式により受けた

援助については、機関の会計規則に従つて機関の事務局長が管理する信託基金に繰り入れる。

- 8 一般委員会に対する分担金の支払が延滞している一般委員会の構成国は、その延滞金の額が当該年に先立つ二暦年の間に支払うべきであつた分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、一般委員会における投票権を失う。もつとも、一般委員会は、支払の不履行が当該構成国にとつてやむを得ない事情によると認めるときは、当該構成国に投票を許すことができる。ただし、一般委員会は、いかなる場合であつても、当該構成国が投票権を有する期間を当該年以降二暦年を超えて延長してはならない。

第九條の次に次の一条を加える。

第九條の二 運営

- 1 一般委員会の事務局長は、一般委員会の承認又は、一般委員会の通常会合と通常会合との間において任命される場合には、一般委員会の構成国の承認を得て、機関の事務局長によつて任命される。
- 2 一般委員会の事務局長は、一般委員会の政策及び活動の実施について責任を負い、これについて一般委員会に報告する。一般委員会の事務局長は、必要に応じ、一般委員会の設置する補助機関に対しても事務局長として行動する。
- 3 一般委員会の費用については、機関が提供する職員及び施設に関連する費用を除くほか、一般委員会の自主的な予算から支払う。機関が負担する費用は、機関の一般規則及び

会計規則に従い機関の事務局長が作成し、かつ、機関の総会が承認する二年の期間の予算の範囲内で決定され、支払われる。

- 4 代表、代表代理、専門家及び顧問が政府の代表として一般委員会並びにその小委員会及び他の委員会の会合に出席するときの費用並びにオブザーバーが会合に出席するときの費用については、それぞれの政府又は団体が負担する。一般委員会により一般委員会並びにその小委員会及び他の委員会の会合に個人の資格で出席するよう招請される専門家の費用については、一般委員会の予算から支払う。

審査報告書

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十一日

外交防衛委員長 山本 一太

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金による補償が十分でない場合に補償を行う追加的な国際基金を設立すること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結してその早期発効に寄与することは、我が国における汚染損害の被害者

の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国及び石油輸入国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書

この議定書の締結国は、千九百九十二年の油による汚染損害についての

民事責任に関する国際条約(以下「千九百九十二年責任条約」という。)に留意し、

千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「千九百九十二年基金条約」という。)を考慮し、

油による汚染に関する責任並びに賠償及び保障の国際的な制度を存続させることが重要であることを確認し、

千九百九十二年基金条約の下での補償の総額が、特定の場合には同条約の締約国における補償の必要を満たすために十分でないおそれがあることに留意し、

加入を希望する国が加入することのできる追加的な制度を創設することによって、補償のための追加的な資金を利用可能とすることを、緊急に処理を要する事項として千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約の多数の締約国が必要と認めることを認識し、

千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約の下で利用可能な賠償額及び補償額が確定された債権を完済するために十分でないおそれがあり、かつ、その結果として千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金が確定された債権の一定の割合のみを弁済することを暫定的に決定した場合には、この追加的な制度により、油による汚染損害の被害者がその損失又は損害に対する十分な補償の支払を受けることを確保することを追求し、及び被害者の直面する困難を緩和すべきであることを確信し、

次のとおり協定した。

一般規定

第一条

この議定書の適用上、

1 「千九百九十二年責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2 「千九百九十二年基金条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

3 「千九百九十二年基金」とは、千九百九十二年基金条約により設立された千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金をいう。

4 「締約国」とは、別段の定めがある場合を除くほか、この議定書の締約国をいう。

5 千九百九十二年基金条約の規定をこの議定書に準用する場合には、同条約中の「基金」は、別段の定めがある場合を除くほか、「追加基金」と読み替える。

6 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」及び「事故」という語は、千九百九十二年責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

7 「拠出油」、「計算単位」、「トン」、「保証提供者」及び「受入施設」という語は、別段の定めがある場合を除くほか、千九百九十二年基金条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

8 「確定された債権」とは、千九百九十二年基金が認めた債権又は権限のある裁判所の決定で千九百九十二年基金を拘束しかつ再び通常的方式

で審理されることがないものにより認められた債権であつて、千九百九十二年基金条約第四条4に定める限度額が適用されていなければその全額について補償を受けたであろうものをいう。

9 「総会」とは、別段の定めがある場合を除くほか、二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金の総会をいう。

10 「機関」とは、国際海事機関をいう。

11 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

1 「二千三年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金(以下「追加基金」という。)と称する汚染損害の補償のための追加的な国際基金をこの議定書により設立する。

2 追加基金は、各締約国において、当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者となることができる法人と認められる。各締約国は、追加基金の事務局長を追加基金の法律上の代表者と認める。

第三条

この議定書は、次のものについてのみ適用する。

(a) 次の区域において生ずる汚染損害

(i) 締約国の領域(領海を含む)。
(ii) 国際法に従つて設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締約国については、その締約国の領海に接続しかつその締約国が国際法に従つて決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b) (a)の汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置(とられた場所のいかんを問わない。)

追加的な補償

第四条

1 追加基金は、一の事故について、汚染損害の総額が千九百九十二年基金条約第四条4に定める適用可能な補償の限度額を超え又は超えるおそれがあるため、当該汚染損害を被った者が当該汚染損害に関する確定された債権について千九百九十二年基金条約の下で十分かつ適正な補償を受けることができない場合に、そのような者に対し補償を行う。

2 (a) 追加基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一の事故について、その額とこの議定書の対象とされている汚染損害につき千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づいて実際に支払われる賠償額及び補償額との合計額が七億五千万計算単位を超えないように制限される。

(b) (a)に規定する七億五千万計算単位の額は、千九百九十二年基金の総会が千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づいて支払われる最高額の換算のために特定する日に当該国の通貨が特別引出権に対して有する価値に従つて、当該通貨に換算する。

3 追加基金に対する確定された債権の額が2の規定に基づいて支払われる補償の総額を超える場合には、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対しこの議定書に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべての債

権者について同一となるような方法で分配する。

4 追加基金は、第一条8に定義する確定された債権についてのみ補償を行う。

第五条

追加基金は、千九百九十二年基金の総会が、確定された債権の総額が千九百九十二年基金条約第四条4の規定に基づいて支払に充てられる補償の総額を超え又は超えるおそれがあると認め、かつ、その結果として確定された債権の一定の割合についてのみ弁済を行うことを暫定的に又は最終的に決定した場合に、補償を行う。この場合において、追加基金の総会は、確定された債権のうち千九百九十二年責任条約及び千九百九十二年基金条約に基づく弁済を受けない部分について、弁済するか否か及びどの程度弁済するかを決定する。

第六条

1 第十五条2及び3の規定に従うことを条件として、追加基金に対して補償を請求する権利は、千九百九十二年基金に対して補償を請求する権利が千九百九十二年基金条約第六条の規定により消滅した場合にのみ消滅する。

2 千九百九十二年基金に対して主張される債権は、当該債権を主張する者が追加基金に対して主張する債権とみなす。

第七条

1 千九百九十二年基金条約第七条1及び2並びに4から6までの規定は、第四条1の規定に基づき追加基金に対して提起される補償の請求の訴えについて準用する。

2 汚染損害の賠償についての訴えが船舶の所有者又はその保証提供者に対し千九百九十二年責任条約第九条の規定に基づいて権限を有する裁

判所に提起されている場合には、その裁判所が、同一の損害に係る第四条の規定に基づく補償についての追加基金に対する訴えについて、専属的管轄権を有する。ただし、千九百九十二年責任条約に基づく汚染損害の賠償についての訴えが同条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、第四条の規定に基づく追加基金に対する訴えは、債権者の選択により、追加基金の本部がある国の裁判所に、又はこの議定書の締約国の裁判所で同条約第九条の規定に基づいて権限を有するものに提起する。

3 1の規定にかかわらず、汚染損害の補償についての千九百九十二年基金に対する訴えが千九百九十二年基金条約の締約国であるがこの議定書の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、追加基金に対する関連の訴えは、債権者の選択により、追加基金の本部がある国の裁判所に、又はこの議定書の締約国の裁判所で1の規定に基づいて権限を有するものに提起する。

1 第四条3の分配に関する決定に従うことを条件として、前条の規定に従い管轄権を有する裁判所が追加基金に対して下した判決で、その判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常的方式で審理されることがないものは、各締約国において、千九百九十二年責任条約第十条に定める条件と同一の条件で承認されかつ執行力を付与される。

第八条

1 締約国は、判決の承認及び執行のため他の規則を適用することができる。ただし、当該規則の適用により、判決が少なくとも1の規定に基

づく場合と同一の程度まで承認されかつ執行されることを確保されることを条件とする。

第九条

1 追加基金は、第四条1の規定に従って追加基金が支払った汚染損害の補償の金額に関し、その補償の支払を受けた者が千九百九十二年責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によって取得する。

2 追加基金は、追加基金による補償の支払を受けた者が千九百九十二年基金条約に基づき千九百九十二年基金に対して有したであろう権利を代位によって取得する。

3 この議定書のいかなる規定も、追加基金が1及び2に規定する者以外の者に対して有する求償又は代位の権利を害するものではない。追加基金がそれらの者に対して有する代位の権利は、いかなる場合にも、補償の支払を受けた者の保険者が有する代位の権利よりも不利なものであつてはならない。

4 追加基金に対して有することがある他の代位又は求償の権利を害することなく、汚染損害の補償を国内法令に従って支払った締約国又はその機関は、その補償の支払を受けた者がこの議定書に基づいて有したであろう権利を代位によって取得する。

第十条

1 追加基金への年次拠出金は、各締約国に關し、
(a) 当該締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、また、

(b) 当該締約国の領域内にある施設において、海上を輸送されかつ非締約国の港又は受入施設において荷揚げされた拠出油(この(b)の規定の適用上、当該非締約国において荷揚げされた後最初に締約国において受け取られるものに限る。)を、

次条2(a)又は(b)に規定する暦年中に総量において十五万トンを超えて受け取った者が支払う。

2 千九百九十二年基金条約第十条2の規定は、追加基金に対し拠出金を支払う義務について準用する。

第十一条

1 総会は、必要な場合には支払われるべき年次拠出金の額を決定するため、及び、十分な流動資金を維持することの必要性を考慮して、各暦年につき、予算の形式で次のものについての見積りを行う。

(i) 支出

(a) 当該年における追加基金の管理の費用及び経費並びに前年までの運営の結果生じた不足分

(b) 追加基金が、第四条の規定に基づく追加基金に対する債権の弁済に充てるため、当該年において行う支払(そのような債権の弁済に充てるため追加基金が既に付した借入れの返済を含む。)

(ii) 収入

(a) 前年までの運営の結果生じた剰余金(利子を含む。)

(b) 予算の収支の均衡を保つために必要な場合には、年次拠出金
(c) その他の収入

2 総会は、徴収されるべき拠出金の総額を決定する。前条に規定するそれぞれの者の年次拠出金の額については、追加基金の事務局長が、その総会の決定に基づき、各締約国に申し、 (a) 1 (i) (a)の支払を行うための拠出金については、前暦年中にその者が当該締約国において受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算するものとし、また、 (b) 1 (i) (b)の支払を行うための拠出金については、当該事故が生じた暦年の前暦年中にその者が受け取った拠出油につきトン当たり一定の額で計算する。ただし、当該締約国が当該事故の発生の日にこの議定書の締約国であったことを条件とする。	1 締約国は、千九百九十二年基金条約第十五条の規定による油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。ただし、千九百九十二年基金条約第十五条2の規定に従って千九百九十二年基金の事務局長に対して行われる情報の送付は、この議定書に従って行われたものとみなす。 2 締約国が1に定める情報の送付を行う義務を履行しない結果として追加基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、追加基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。総会は、追加基金の事務局長の勧告に基づき、当該締約国が当該損失について賠償を行うかわらないかを決定する。	3 2の規定に従って補償が一次的に拒否された場合において、追加基金の事務局長が締約国に対し当該締約国による報告が行われていない旨を通告した後一年以内に第十三条1及びこの条の1の規定に基づく追加基金の事務局長への送付及び通知の義務が遵守されなかったときは、当該事故について、補償は永久に拒否される。 4 追加基金に対して行うべき拠出金の支払は、当該支払の義務を負う債務者又はその事務受託者に対して行われるべき補償と相殺する。	3 追加基金の事務局長並びに同事務局長が任命する職員及び専門家がこの議定書及び千九百九十二年基金条約に基づいて任務を遂行する場合には、これらの者がこの条の規定に基づいて任務を遂行する限り、前条2の規定により準用される千九百九十二年基金条約第三十条の規定に違反するものとはみなされない。 4 総会は、千九百九十二年基金の総会が行う決定と両立しない決定を行わないように努める。管理上の共通の問題について意見の相違が生ずる場合には、総会は、相互協力の精神に基づき、かつ、双方の基金の共通の目的に留意し、千九百九十二年基金の総会と意見の一致に達するように努める。
4 年次拠出金は、追加基金の内部規則に定める日に支払うものとする。総会は、これと異なる支払の日を決定することができる。 5 総会は、追加基金の会計規則に定めるところに従い、2 (a)の規定に基づいて受け取られた資金と2 (b)の規定に基づいて受け取られた資金との間で移転を行うことを決定することができる。	1 第十条の規定にかかわらず、この議定書の適用上、各締約国において最低百万トンの拠出油が受け取られたものとする。 2 締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の総量が百万トンに満たない場合には、受け取られた油の総量のうち拠出をしなければならぬ者が存在しない部分に関し、自国の領域内で受け取られる油について追加基金への拠出をしなければならぬ者である者に対しこの議定書に基づいて課されるであろう義務を引き受ける。	1 追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。 2 千九百九十二年基金条約第十七条から第二十条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、追加基金の総会、事務局及び事務局長について準用する。 3 千九百九十二年基金条約第三十四条の規定は、追加基金について準用する。	5 追加基金は、千九百九十二年基金が追加基金に代わって行う管理上の役務について要するすべての費用及び経費を償還する。 第十八条 経過規定 1 4の規定に従うことを条件として、一の締約国において一暦年中に受け取られた拠出油について支払われる年次拠出金の合計額は、当該暦年についてのこの議定書に基づく年次拠出金の総額の二十パーセントを超えないものとする。
1 千九百九十二年基金条約第十三条の規定は、追加基金への拠出金について準用する。 2 締約国は、千九百九十二年基金条約第十四条に定める手続に従い、追加基金に対し拠出金を支払う義務を自ら引き受けることができる。	第十三条 1 締約国は、千九百九十二年基金条約第十五条の規定による油の受取に関する情報を追加基金の事務局長に対し送付する。ただし、千九百九十二年基金条約第十五条2の規定に従って千九百九十二年基金の事務局長に対して行われる情報の送付は、この議定書に従って行われたものとみなす。 2 締約国が1に定める情報の送付を行う義務を履行しない結果として追加基金に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、追加基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。総会は、追加基金の事務局長の勧告に基づき、当該締約国が当該損失について賠償を行うかわらないかを決定する。	1 追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。 2 千九百九十二年基金条約第十七条から第二十条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、追加基金の総会、事務局及び事務局長について準用する。 3 千九百九十二年基金条約第三十四条の規定は、追加基金について準用する。	2 追加基金は、追加基金の事務局長及びその事務局長として任務を遂行することができる。 2 千九百九十二年基金の事務局長及びその事務局長が1の規定に基づき追加基金の事務局長及びその事務局長として任務を遂行する場合であつて、千九百九十二年基金と追加基金との間において利害が異なるときは、追加基金は、総会の議長によって代表される。
第十二条 1 千九百九十二年基金条約第十三条の規定は、追加基金への拠出金について準用する。 2 締約国は、千九百九十二年基金条約第十四条に定める手続に従い、追加基金に対し拠出金を支払う義務を自ら引き受けることができる。	第十四条 1 第十条の規定にかかわらず、この議定書の適用上、各締約国において最低百万トンの拠出油が受け取られたものとする。 2 締約国は、当該締約国において受け取られた拠出油の総量が百万トンに満たない場合には、受け取られた油の総量のうち拠出をしなければならぬ者が存在しない部分に関し、自国の領域内で受け取られる油について追加基金への拠出をしなければならぬ者である者に対しこの議定書に基づいて課されるであろう義務を引き受ける。	1 追加基金に、総会及び追加基金の事務局長を長とする事務局を置く。 2 千九百九十二年基金条約第十七条から第二十条まで及び第二十八条から第三十三条までの規定は、追加基金の総会、事務局及び事務局長について準用する。 3 千九百九十二年基金条約第三十四条の規定は、追加基金について準用する。	3 追加基金の事務局長並びに同事務局長が任命する職員及び専門家がこの議定書及び千九百九十二年基金条約に基づいて任務を遂行する場合には、これらの者がこの条の規定に基づいて任務を遂行する限り、前条2の規定により準用される千九百九十二年基金条約第三十条の規定に違反するものとはみなされない。 4 総会は、千九百九十二年基金の総会が行う決定と両立しない決定を行わないように努める。管理上の共通の問題について意見の相違が生ずる場合には、総会は、相互協力の精神に基づき、かつ、双方の基金の共通の目的に留意し、千九百九十二年基金の総会と意見の一致に達するように努める。

て、一の締約国における拠出者が一曆年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額する。

3 いずれかの締約国における拠出者が支払う拠出金が2の規定に基づいて減額される場合には、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金は、当該曆年に追加基金への拠出をしなればならないすべての者が支払う拠出金の総額が総会の決定する拠出金の総額に達するまでに、一定の割合で増額する。

4 1から3までの規定は、すべての締約国において一曆年中に受け取られた拠出金の総量(第十四条1に規定する拠出金の量を含む。)が十億トンに達する日又はこの議定書が効力を生じた日の後十年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

最終規定

第十九条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、二千三年七月三十一日から二千四年七月三十日まで、ロンドンにおいて、署名のために開放しておく。

2 いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

3 千九百九十二年基金条約の締約国のみが、この議定書の締約国となることができる。

4 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

第二十条 拠出油に関する通知

いずれの国も、この議定書が当該国について効力を生ずる前は、前条2(a)の規定に基づきこの議定書に署名する時又は前条4に規定する文書を寄託する時及びその後毎年事務局長が決定する日に、事務局長に対し、当該国に關し第十条の規定に従い追加基金への拠出をしなければならぬであらう者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前曆年中に当該国の領域内で受け取った拠出油の量に関する資料を送付する。

第二十一条 効力発生

1 この議定書は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後三箇月で効力を生ずる。

- (a) 少なくとも八の国が、批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこの議定書に署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を事務局長に寄託すること。
- (b) 事務局長が、第十条の規定に従って拠出をしなければならぬであらう者が前曆年中に総量(第十四条1に規定する拠出油の量を含む。)において少なくとも四億五千万トンの拠出油を受け取った旨の情報を千九百九十二年基金の事務局長から受領すること。

2 この議定書は、1に規定する効力発生要件が満たされた後に批准、受諾若しくは承認を条件とすることなくこれに署名し又はこれを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

3 1及び2の規定にかかわらず、この議定書は、いずれの国についても、千九百九十二年基金条約がその国について効力を生ずるまでは効力を生ずることはない。

第二十三条 総会の第一回会期

事務局長は、総会の第一回会期を招集する。その会期は、この議定書の効力発生の後できる限り速やかに、いかなる場合にもその効力発生の後三十日以内に開催する。

第二十四条 改正

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、すべての締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第二十五条 補償の限度額の改正

1 事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の要請がある場合には、第四条2(a)に規定する補償の限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2 1の規定により提案されかつ送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会に付託する。

3 この議定書のすべての締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4 改正案は、3の規定により拡大された法律委

員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5 法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮する。

6 (a) この条の規定に基づいて行われる限度額の改正は、この議定書が効力を生ずる日前に審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から三年を経過する時まで審議することはできない。

(b) 限度額については、この議定書に定める限度額につきこの議定書が署名のために開放される日から法律委員会の決定が効力を生ずる日までの間について年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c) 限度額については、この議定書に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7 機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日以後十二箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、法律委員会における改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が機関に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、受諾されず、効力を生じない。

8 7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十二箇月で効力を生ずる。	第二十六条 廃棄 1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。	ととなると認める場合には、自己の発議により、その寄託の後六十日以内に総会の臨時会期を招集することができる。	の拠出をした者の間における残余の資産の公平な方法による分配を含むすべての適当な措置をとる。
9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に第二十六条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。	2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。 3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。	3 1又は2の規定に従って招集された臨時会期において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げるものであると決定した場合には、いずれの締約国も、当該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、この議定書を廃棄することができるものとす。その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。	3 この条の規定の適用上、追加基金は、法人として存続する。 第三十条 寄託者 1 この議定書及び第二十四条の規定により受諾された改正は、事務局長に寄託する。
10 法律委員会が改正を採択した後受諾のための十二箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国について効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。	4 千九百九十二年基金条約の廃棄は、この議定書の廃棄とみなす。その廃棄は、千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄が同議定書第三十四条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。 5 いずれかの締約国がこの条の規定に基づいてこの議定書の廃棄を行った場合においても、第二十一条2(b)にいう事故でその廃棄が効力を生ずる前に生じたものにつき追加基金への拠出をする義務に関するこの議定書の規定は、引き続き適用する。	第二十八条 終了 1 この議定書は、締約国の数が七未満になった日又は締約国において受け取られた拠出油の総量(第十四条1に規定する拠出油の量を含む。)が三億五千万トン未満になった日のいずれか早い日に効力を失う。 2 この議定書が効力を失う日の前日にこの議定書によって拘束されている締約国は、追加基金が次条の任務を遂行することができるようにするために必要な措置をとるものとす。その目的のためにのみ、引き続きこの議定書によって拘束される。	2 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。 (a) 署名国又は加入国に寄託すること。 (i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日 (ii) この議定書の効力発生の日 (iii) 第二十四条1の規定により提案された補償の限度額の改正案 (iv) 第二十四条4の規定に従って採択された改正 (v) 第二十四条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日 (vi) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日 (vii) この議定書に定めるところにより必要とされる通知 (b) すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証謄本を送付すること。
1 千九百九十二年基金条約に規定する限度額が同条約の議定書により引き上げられた場合には、第四条2(a)に規定する限度額について、前条に規定する手続により、その引き上げられた額と同じ額を引き上げることができる。この場合には、前条6の規定は、適用しない。	第二十七条 総会の臨時会期 1 締約国は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認める場合には、その寄託の後九十日以内に、追加基金の事務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう要請することができる。追加基金の事務局長は、その要請を受領した後六十日以内に総会を招集する。	第二十九条 追加基金の清算 1 追加基金は、この議定書が効力を失う場合にも、 (a) この議定書が効力を失う前に生じた事故に関する義務を負うものとし、また、 (b) (a)に規定する義務の履行(そのために必要な追加基金の管理の経費の支出を含む。)のために必要な範囲内で拠出金の徴収に関する権利を行使することができる。	3 事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第二百一条の規定に従い、その条約文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。
2 1に規定する手続が適用された場合には、前条2に規定する限度額のその後の改正については、前条6(b)及び(c)の規定の適用上、1の規定に基づいて引き上げられた新たな限度額を基礎として計算する。	2 追加基金の事務局長は、いずれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げるこ	2 総会は、追加基金の清算のため、追加基金へ	

第三十一条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

二千三年五月十六日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

審査報告書

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十一日

外交防衛委員長 山本 一太

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、船舶による大気汚染の防止のための規則について定める附属書を千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約に追加することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、海洋環境の保全等及びそのための国際協力

の促進に資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成十六年三月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書

この議定書の締結国は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結国として、

船舶による大気汚染を防止し及び規制する必要があることを認め、

予防的な取組方法の適用を要請する環境及び開発に関するリオ宣言の原則15を想起し、

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書を締結することによりこの目的を最もよく達成することができるとを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 改正される文書

この議定書が改正する文書は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)である。

第二条 条約への附属書Ⅵの追加

この議定書の附属書Ⅵに規定する船舶による大気汚染の防止のための規則と称する附属書Ⅵを条約に加える。

第三条 一般的義務

1 条約及びこの議定書は、この議定書の締結国の間で、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2 「この議定書」というときは、この議定書の附属書を含めていうものとする。

第四条 改正手続

附属書Ⅵ及びその付録の改正に条約第十六条の規定を適用するに当たり、「締結国」というときは

は、同附属書に拘束される締結国というものとする。

最終条項

第五条 署名、批准、受諾、承認及び加入

入

1 この議定書は、国際海事機関の本部において、千九百九十八年一月一日から同年十二月三十一日まで署名のため、その後は加入のため、開放しておく。千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(以下「千九百七十八年の議定書」という。)の締結国のみが、次のいずれかの方法によりこの議定書の締結国となることができる。

- (a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。
- (b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。
- (c) 加入すること

2 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を国際海事機関の事務局長(以下「事務局長」という。)に寄託することによって行う。

第六条 効力発生

1 この議定書は、十五以上の国であつてその船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となるものが前条に定めるところにより締結国となつた日の後十二箇月で、効力を生ずる。

2 この議定書の効力発生の日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で、効力を生ずる。

平成十六年五月十二日 参議院会議録第二十号

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を
改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

3 この議定書の改正が条約第十六条に定めるところにより受託されたみなされる日の後に寄託される批准書、受託書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとする。

第七条 廃棄

1 この議定書の締約国は、自国についてこの議定書の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによつて行ふ。

3 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記された十二箇月よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 千九百七十八年の議定書第七条の規定による千九百七十八年の議定書の廃棄は、この条の規定によるこの議定書の廃棄を含むものとみなす。このような廃棄は、千九百七十八年の議定書の廃棄が千九百七十八年の議定書第七条の規定に従つて効力を生ずる日に効力を生ずる。

第八条 寄託者

1 この議定書は、事務局長(以下「寄託者」という。)に寄託する。

2 寄託者は、次のことを行ふ。

- (a) この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報すること。
- (i) 署名及び署名の日並びに批准書、受託書、承認書又は加入書の寄託及び寄託の日
- (ii) この議定書の効力発生の日
- (iii) この議定書の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(b) この議定書に署名し又は加入したすべての国に対しこの議定書の認証謄本を送付すること。

3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二百二条の規定により、この議定書の認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

第九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十七年九月二十六日にロンドンで作成した。

附属書

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約への附属書VIの追加

附属書Vの次に次の附属書VIを加える。

附属書VI 船舶による大気汚染の防止のための規則

第一章 総則

第一規則 適用

この附属書は、第三規則、第五規則、第六規則、第十三規則、第十五規則、第十八規則及び第十九規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、すべての船舶について適用する。

第二規則 定義

この附属書の適用上、

(1) 「同様の建造段階」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす段階をいう。

(a) 特定の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。

(b) すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによつて船舶の組立てが開始されたこと。

(2) 「連続的な投入」とは、摂氏八百五十度から摂氏千二百度までの間の温度で稼働する燃焼室を有する焼却炉が正常に稼働している時に、人が補助することなく燃焼室に廃棄物が投入される方法をいう。

(3) 「排出」とは、船舶からの大気又は海洋への物質の放出であつて、この附属書による規制の対象となるものをいう。

(4) 第十二規則に関し、「新たな設置」とは、この附属書が効力を生じた日の後、装置、新たな持運び式消化器等の設備又は断熱材その他の材料を船舶に設置することをいう。ただし、既に設置された装置、設備又は断熱材その他の材料の修理及び再充填並びに持運び式消化器の再充填を除く。

(5) 「窒素酸化物に関する技術規則」とは、締約国会議の決議二によつて採択された船舶用ディーゼル機関からの窒素酸化物の排出規制に関する技術規則(附属書の付録に適用される改正手続に関する条約第十六条の規定に従つて採択され、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。)をいう。

(6) 「オゾン破壊物質」とは、千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第一条に定義する規制物質であつて、この附属書が適用され又は解釈される時に効力を有している同議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附則書Eに掲げるものをいう。

船舶において使用されることのあるオゾン破壊物質には、少なくとも次の物質を含む。

Halon 1211 プロモクロロジフルオロメタン

Halon 1301 プロモトリフルオロメタン

Halon 2402 (Halon 114B2と称するものとある。) 一・一・二・ジブロモ一・一・二・二・テトラフルオロエタン

CFC-11 トリクロロフルオロメタン

CFC-12 ジクロロジフルオロメタン

CFC-113 一・一・一・二・トリクロロ一・二・二・トリフルオロエタン

CFC-114 一・一・二・ジクロロ一・一・二・二・テトラフルオロエタン

CFC-115 クロロペンタフルオロエタン

「スラッジ油」とは、燃料油又は潤滑油の分離器からのスラッジ、主機関又は補助機関からの潤滑油及びビルジ用の油水分離器、油除去装置又は油受けからの廃油をいう。

(8) 「船上焼却」とは、船舶の通常の航行中に生ずる廃棄物その他の物を船舶において焼却することとをいう。

(9) 「船上焼却炉」とは、焼却することを主たる目的として設計された船舶における施設をいう。

(10) 「建造された船舶」とは、キールが据え付けら

れた船舶又は同様の建造段階にある船舶をいう。

(11) 「硫黄酸化物排出規制海域」とは、硫黄酸化物による大気汚染並びに陸地及び水域における硫黄酸化物の付随的な悪影響を防止し、軽減し及び規制するため、船舶からの硫黄酸化物の排出に係る拘束力を有する特別の措置をとることが要求される海域をいう。硫黄酸化物排出規制海域には、第十四規則に掲げる海域を含む。

(12) 「タンカー」とは、条約附属書Ⅰ第一規則(4)に定義する油タンカー及び条約附属書Ⅱ第一規則(1)に定義する化学薬品タンカーをいう。

(13) 「千九百九十七年の議定書」とは、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書をいう。

第三規則 一般的例外

この附属書の規則は、次の排出については適用しない。

- (a) 船舶の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な排出
- (b) 船舶又はその設備の損傷に起因する排出。ただし、次のことを条件とする。
 - (i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。
 - (ii) 船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動しなかったこと。

第四規則 同等物

(1) 主管庁は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置がこの附属書の要求するものと少なくとも同等の実効性を有する場合においては、これらの取付け物、材料、器具又は装置を、この附属書の要求するものの代替物として認めることができる。

(2) いずれかの取付け物、材料、器具又は装置がこの附属書の要求するものの代替物として認める主管庁は、その細目を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国に対しその通報を回章に付する。

第二章 検査、証明及び規制の方法

第五規則 検査

(1) 総トン数四百トン以上のすべての船舶及び固定され又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームは、次に定める検査を受ける。

- (a) 船舶の就航前又は第六規則に規定する国際大気汚染防止証書(以下この附属書において「証書」という。)が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものとする。
- (b) 主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる定期的検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める要件に完全に適合することを確保するものとする。
- (c) 証書の有効期間内に少なくとも一回行われる中間検査。この検査は、設備及び配置がこ

の附属書に定める要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものとする。証書の有効期間が二年半を超える場合において、当該証書の有効期間内にこの検査を一回のみ行うときは、当該有効期間の二分の一に相当する期間を経過する日の前後六箇月以内にこの検査を行う。この検査を行った場合には、第六規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

(2) 主管庁は、総トン数四百トン未満の船舶について、この附属書の関係規定に適合することを確保するため適当な措置をとることができる。

(3) この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もっとも、主管庁は、自己の指名する検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。認定された団体は、国際海事機関が採択する指針を遵守する。主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証する。

(4) 機関及び設備が第十三規則に適合しているか否かについての検査は、窒素酸化物に関する技術規則に従って行う。

(5) 主管庁は、証書の有効期間内に不定期の検査を行うための措置をとる。この検査は、設備がその予定された用途にすべての点において適合することを確保するものとする。この検査は、主管庁の検査機関、指名された検査員若しくは認定された団体又は主管庁から要請された他の締約国が行うことができる。この検査は、主管庁が(1)の規定により強制的な検査を毎年行う場合には、義務的ではない。

(6) 指名された検査員又は認定された団体は、設

備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合には、是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に正式に通報する。主管庁は、是正措置がとられない場合には、証書を回収する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合に、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第五規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。

(7) 設備は、この附属書に適合するように維持するものとし、また、主管庁の明示の承認なしに、検査の対象となる設備、装置、取付け物、配置又は材料の変更を行ってはならない。これらの設備及び取付け物をこの附属書に適合する設備及び取付け物と直接交換することは、認められる。

(8) 船舶に事故が生じた場合又はこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに、当該船舶への証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告する。

第六規則 証書の発給

(1) 第五規則の規定に基づく検査の後、次の船舶に対して証書を発給する。

- (a) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する総トン数四百トン以上のすべての船舶

(b) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の主権又は管轄の下にある水域への航海に従事するプラットフォーム及び掘削装置 (2) 千九百九十七年の議定書の効力発生前に建造された船舶については、千九百九十七年の議定書の効力発生の後の最初に予定される入渠までに、いかなる場合にも千九百九十七年の議定書の効力発生の後三年以内に、(1)の規定に従って証書を発給する。 (3) 証書は、主管庁又は主管庁から正當に権限を与えられた者若しくは団体が発給する。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。	第八規則 証書の様式 証書は、付録Ⅰに定める様式により、証書を発給する国の公用語で作成するものとし、また、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。 第九規則 証書の有効期間及び効力 (1) 証書は、発給の日から五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。 (2) 証書については、(3)の規定が適用される場合を除くほか、その有効期間が五年を超えることとなる延長は、認められない。 (3) 証書の有効期間の満了の時に船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を五箇月を超えない範囲内で延長することができ、その延長は、船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国への航海を完了することができるようになることを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。船舶は、その旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、証書が延長されていることを理由に、当該国又はその港を離れることができない。 (4) 証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。 (a) 第五規則に規定する期間内に検査が行われない場合 (b) 主管庁の明示の承認なしに、この附属書が適用される設備、装置、取付け物、配置又は材料に重要な変更を行った場合(これらの設	備又は取付け物を、この附属書に定める要件に適合する設備又は取付け物と直接交換する場合を除く。)。第十三規則の適用上、重要な変更には、ディーゼル機関の装置、取付け物又は配置の変更又は調整であつて、当該ディーゼル機関について適用される窒素酸化物の制限に適合しなくなるようなものを含む。 (c) 船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該船舶が第五規則に定める要件に完全に適合していると認めた場合にのみ発給される。千九百九十七年の議定書の締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であつた締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを当該他の締約国の主管庁に送付する。 第十規則 操作の要件に係る寄港国による監督 (1) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長及び乗組員が船舶による大気汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正當に権限を与えられた職員が行う監督に服する。 (2) 千九百九十七年の議定書の締約国は、(1)に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。 (3) 条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十規則について適用する。 (4) この第十規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。	第十一規則 違反の発見及びこの附属書の実施 (1) 千九百九十七年の議定書の締約国は、違反の発見及び環境の監視のためのあらゆる適当かつ実行可能な措置、報告のための適切な手続並びに証拠の蓄積を利用することにより、違反の発見及びこの附属書の実施について協力する。 (2) 千九百九十七年の議定書の締約国が任命し又は権限を与える職員は、この附属書が適用される船舶について、当該船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したか否かを確認するため、当該締約国の港又は沖合の係留施設において調査を行うことができる。調査によりこの附属書の違反が明らかになった場合には、適当な措置がとられるよう、主管庁に対し報告書を送付する。 (3) 千九百九十七年の議定書の締約国は、船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したという証拠がある場合には、その証拠を主管庁に提供する。当該締約国の権限のある当局は、実行可能なときは、当該船舶の船長に対しその違反の疑いについて通報する。 (4) 報告を受けた主管庁は、(3)に規定する証拠を受領したときは、当該証拠に係る事実を調査す
(1) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、また、この附属書に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対して証書を発給することができ又は当該船舶に対する証書の発給を認めることができる。 (2) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。 (3) このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第六規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。 (4) 証書は、千九百九十七年の議定書の締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。	第七規則 他の政府による証書の発給 (1) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、主管庁の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができるものとし、また、この附属書に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対して証書を発給することができ又は当該船舶に対する証書の発給を認めることができる。 (2) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。 (3) このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第六規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。 (4) 証書は、千九百九十七年の議定書の締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。	第八規則 証書の様式 証書は、付録Ⅰに定める様式により、証書を発給する国の公用語で作成するものとし、また、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。 第九規則 証書の有効期間及び効力 (1) 証書は、発給の日から五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。 (2) 証書については、(3)の規定が適用される場合を除くほか、その有効期間が五年を超えることとなる延長は、認められない。 (3) 証書の有効期間の満了の時に船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を五箇月を超えない範囲内で延長することができ、その延長は、船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国への航海を完了することができるようになることを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。船舶は、その旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、証書が延長されていることを理由に、当該国又はその港を離れることができない。 (4) 証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。 (a) 第五規則に規定する期間内に検査が行われない場合 (b) 主管庁の明示の承認なしに、この附属書が適用される設備、装置、取付け物、配置又は材料に重要な変更を行った場合(これらの設	備又は取付け物を、この附属書に定める要件に適合する設備又は取付け物と直接交換する場合を除く。)。第十三規則の適用上、重要な変更には、ディーゼル機関の装置、取付け物又は配置の変更又は調整であつて、当該ディーゼル機関について適用される窒素酸化物の制限に適合しなくなるようなものを含む。 (c) 船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該船舶が第五規則に定める要件に完全に適合していると認めた場合にのみ発給される。千九百九十七年の議定書の締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であつた締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを当該他の締約国の主管庁に送付する。 第十規則 操作の要件に係る寄港国による監督 (1) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長及び乗組員が船舶による大気汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足りる明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正當に権限を与えられた職員が行う監督に服する。 (2) 千九百九十七年の議定書の締約国は、(1)に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。 (3) 条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十規則について適用する。 (4) この第十規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

るものとし、また、証拠を提供した締約国に対し、違反の疑いについての一層詳細な又は一層確実な証拠を提供するよう要請することができる。当該主管庁は、違反の疑いについて司法手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるときは、自国の法令に従つてできる限り速やかに司法手続がとられるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び国際海事機関に対し、当該主管庁がとつた措置を速やかに通報する。

(5) 千九百九十七年の議定書の締約国は、また、この附属書が適用される船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質をいずれかの場所において排出したという十分な証拠を付して千九百九十七年の議定書の他の締約国から調査を要請される場合には、当該船舶が自国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入る時に当該船舶の調査を行うことができる。この調査に関する報告書は、条約に基づいて適当な措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国及び主管庁に送付する。

(6) 船舶による海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関する国際法（執行及び保障措置に関する国際法であつて、この附属書の適用及び解釈の時に効力を有しているものを含む。）は、必要な変更を加えて、この附属書に定める規則及び基準について適用する。

第三章 船舶からの排出の規制のための要件

(1) 第三規則の規定が適用される場合を除くほか、オゾン破壊物質の意図的な排出は、禁止する。意図的な排出には、装置又は設備の維持、

整備、修理及び廃棄の過程で生ずるものを含み、オゾン破壊物質を回収し又は再利用することに伴う軽微な放出を含まない。千九百九十七年の議定書の締約国は、オゾン破壊物質の漏出により生ずる排出を、漏出が意図的であるか否かを問わず、規制することができる。

(2) オゾン破壊物質を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、すべての船舶において禁止する。ただし、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、二千二十年一月一日前は、認められる。

(3) この第十二規則に規定する物質及び当該物質を含んでいる設備は、船舶から搬出する場合に、適当な受入施設に引き渡す。

第十三規則 窒素酸化物（NOx）

(1) (a) この第十三規則の規定は、次のものについて適用する。

(i) 出力が百三十キロワットを超えるディーゼル機関であつて、二千年一月一日以後に建造された船舶に設置されるもの

(ii) 出力が百三十キロワットを超えるディーゼル機関であつて、二千年一月一日以後に主要な改造が行われるもの

(b) この第十三規則の規定は、次のものについては適用しない。

(i) 非常用のディーゼル機関、救命艇に設置される機関並びに緊急の場合においてのみ使用することを目的とする装置及び設備

(ii) 船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する当該船舶に設置される機関であつて、主管庁が定める

代替的な窒素酸化物の規制措置の適用を受けるもの

(c) (a)の規定にかかわらず、主管庁は、千九百九十七年の議定書が効力を生ずる日前に建造された船舶又は主要な改造が行われた船舶（当該船舶の旗国の港又は沖合の係留施設への航海にのみ従事する船舶に限る。）に設置されるディーゼル機関について、この第十三規則の規定の適用を除外することを認めることができる。

(2) (a) この第十三規則の規定の適用上、「主要な改造」とは、次の場合における機関の変更をいう。

(i) 機関が二千年一月一日以後に製造された新しい機関に交換される場合

(ii) 窒素酸化物に関する技術規則に規定する実質的な変更が機関に対して行われる場合

(iii) 機関の連続最大出力が十パーセントを超えて増加する場合

(b) (a)に規定する変更により生ずる窒素酸化物の排出については、主管庁による承認を得るため、窒素酸化物に関する技術規則に従つて書面により作成する。

(3) (a) 第三規則の規定が適用される場合を除くほか、この第十三規則の規定が適用されるディーゼル機関の運転は、禁止する。ただし、機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合は、この限りでない。

(i) 一キロワット時当たり十七・〇グラム

(ii) 一キロワット時当たり十六・〇グラム

nが百三十回転数未満の場合

μ nが百三十回転数以上二千回転数未満の場合

(iii) 一キロワット時当たり九・八グラム

nが二千回転数以上の場合

この場合において、

nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

石油を精製することにより得られる炭化水素の混合物から成る燃料油を使用する場合には、試験方法及び測定方法は、付録IIに規定する試験サイクル及び重み付け係数を考慮して、窒素酸化物に関する技術規則に従う。

(b) (a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、ディーゼル機関の運転は、認められる。

(i) 船舶からの窒素酸化物の排出量を少なくとも(a)に定める範囲内に削減するため、窒素酸化物に関する技術規則に従つて主管庁が承認する排ガス浄化装置が機関に用いられること。

(ii) 船舶からの窒素酸化物の排出量を少なくとも(a)に定める範囲内に削減するため、国際海事機関が作成する関連する指針を考慮して主管庁が承認する他の同等の方法が用いられること。

第十四規則 硫黄酸化物（SOx）

一般要件

(1) 船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、四・五質量百分率を超えてはならない。

(2) 船舶における使用のために供給される燃料油の残渣油中の硫黄の含有率に関する全世界にお

ける平均値については、国際海事機関が作成する指針を考慮して監視する。

硫黄酸化物排出規制海域における要件

(3) この第十四規則の規定の適用上、硫黄酸化物排出規制海域には、次の海域を含む。

(a) 条約附属書Ⅰ第十規則(1)(b)に定義するバルト海域

(b) 付録Ⅲに定める船舶による大気汚染の防止に関する硫黄酸化物排出規制海域の指定のための基準及び手続に従って国際海事機関が指定するその他の海域(港湾を含む)

(4) 船舶が硫黄酸化物排出規制海域内にある場合には、少なくとも次のいずれかの条件を満たすものとする。

(a) 硫黄酸化物排出規制海域内にある船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率が一・五質量百分率を超えないこと。

(b) 船舶からの硫黄酸化物の総排出量(主推進機関及び補助機関からのものを含む)を一キロワット時当たり六・〇グラム(二酸化硫黄の排出の総重量として計算したもの)以下に削減するため、国際海事機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する排ガス浄化装置が用いられること。このような装置の使用による廃水は、閉鎖性の港湾及び河口に排出してはならない。ただし、船舶が、寄港国の当局が同機関に通報する基準に基づき、このような廃水が閉鎖性の港湾及び河口の生態系に悪影響を及ぼさないことを書面により十分に証明する場合は、この限りでない。同機関は、条約のすべての締約国に対しこの基準を送付する。

(c) (b)に定める水準と同等の水準に硫黄酸化物の排出を制限することを証明することができ、他の技術的な方法であつて、実施可能なものが用いられること。この方法は、国際海事機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する。

(5) (1)及び(4)(a)に規定する燃料油中の硫黄の含有率については、第十八規則の規定により供給者が書面により証明する。

(6) (4)(a)の規定を遵守するために二以上の燃料油を使用する船舶は、硫黄酸化物排出規制海域に入る前に、燃料油供給装置が一・五質量百分率を超える硫黄の含有率の燃料油を完全に供給し、尽くすための十分な時間をとる。それぞれのタンクの低硫黄燃料油(硫黄の含有率が一・五パーセント以下の燃料油)の量並びに燃料油の交換作業が完了した日時及びその時における船舶の位置は、主管庁が定める航海日誌に記録する。

(7) 千九百九十七年の議定書又は(3)(b)の規定に従って特定の硫黄酸化物排出規制海域を指定する千九百九十七年の議定書の改正が効力を生じた後の十二箇月の間は、(3)(a)に定める硫黄酸化物排出規制海域又は(3)(b)の規定に従って指定する硫黄酸化物排出規制海域に入る船舶は、(4)及び(6)に定める要件並びに(4)(a)の規定に関する限りにおいて(5)に定める要件を免除される。

第十五規則 揮発性有機化合物

(1) タンカーからの揮発性有機化合物(VOCs)の排出は、千九百九十七年の議定書の締約国の管轄の下にある港又は係留施設において規制される場合には、この第十五規則の規定に従って規制される。

(2) 自国の管轄の下にある港又は係留施設を揮発性有機化合物の排出を規制する対象として指定する千九百九十七年の議定書の締約国は、国際海事機関に通報する。その通報には、規制されるタンカーの大きさ及び蒸気の排出を制御する装置を必要とする貨物に関する情報並びにこの装置を必要とする貨物に関する情報を含む。当該通報は、規制の効力が生ずる日の少なくとも六箇月前に行う。

(3) 港又は係留施設をタンカーからの揮発性有機化合物の排出を規制する対象として指定する千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、国際海事機関の作成する安全基準を考慮して当該政府が承認する蒸気の排出を制御する装置が、指定された港及び係留施設に備えられ並びに安全に、かつ、船舶に不当な遅延を生じさせることのないように運用されることを確保する。

(4) 国際海事機関は、千九百九十七年の議定書の締約国が指定する港及び係留施設の一覧表を千九百九十七年の議定書の他の締約国及び同機関の加盟国の参考のためにこれらの国に送付する。

(5) (2)の規定に従って蒸気排出規制の対象となるすべてのタンカーは、国際海事機関が作成する安全基準を考慮して主管庁が承認する蒸気を収集する装置を備えるものとし、貨物の積み込みの際にこの装置を使用する。この第十五規則の規定に従って蒸気の排出を制御する装置を備える係留施設は、(2)に規定する規制の効力が生ずる日の後三年間は、蒸気を収集する装置を備えていない既存のタンカーを受け入れることができる。

(6) この第十五規則の規定は、積み込み及び封じ込めのための装置の種類がメタンでない揮発性有機化合物を船舶において安全に保持し又は陸上へ安全に返送することができるものである場合にのみ、ガス運搬船について適用する。

第十六規則 船上焼却

(1) (5)に規定する場合を除くほか、船上焼却は、船上焼却炉においてのみ認められる。

(2) (a) 一日以後に船舶に設置される焼却炉は、付録Ⅳに定める要件を満たすものとする。焼却炉は、国際海事機関の作成する船上焼却炉に係る標準仕様を考慮して主管庁が承認する。

(b) 主管庁は、千九百九十七年の議定書の効力発生の日前に船舶(当該船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する船舶に限る。)に設置される焼却炉について、(a)の規定の適用を除外することを認めることができる。

(3) この第十六規則のいかなる規定も、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(その改正を含む。)及び同条約の千九百九十六年の議定書に規定する禁止及び他の要件に影響を及ぼすものではない。

(4) 次の物質の船上焼却は、禁止する。

(a) 条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに規定する貨物の残留物並びにこれらに関連する汚染された包装材料

(b) ポリ塩化ビフェニル(PCB)

(c) 条約附属書Ⅴに定義する廃物であつて、微量でない量の重金属を含んでいるもの

(d) ハロゲン化合物を含んでいる精製された石油

- (5) 船舶の通常の航行中に生ずる汚水汚泥及びスラッジ油の船上焼却は、主又は補助の出力装置又はボイラーにおいても行うことができる。ただし、当該船上焼却は、港湾内及び河口内で行ってはならない。
- (6) ポリ塩化ビニル(PVC)の船上焼却は、禁止する。ただし、国際海事機関の型式認定証書が発給された船上焼却炉において焼却する場合は、この限りでない。
- (7) この第十六規則の規定を受ける焼却炉を設置する船舶は、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書であつて、付録Ⅳ(2)に定める範囲内で焼却炉を操作する方法を説明するものを備える。
- (8) 焼却炉の操作について責任を有する者は、訓練され、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書に規定する手引を実施することができるようにする。
- (9) 燃焼ガスの出口温度の監視は、常に行う。出口温度が、許容される最低温度である摂氏八百五十度を下回る場合には、廃棄物は、連続的な投入による船上焼却炉に投入してはならない。一括した投入による船上焼却炉については、装置は、燃焼室の温度が稼働開始の後五分以内に摂氏六百度に達するよう設計する。
- (10) この第十六規則のいかなる規定も、熱による廃棄物の処理のために設計された代替的な船上装置であつて、この第十六規則に定める要件を満たし又はこれを超えるものの開発、設置及び操作を妨げるものではない。
- (11) 第十七規則 受入施設
千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、

- 次のニーズに応ずるために十分な施設が設けられることを確保することを約束する。
- (a) 自国の修理港を利用する船舶のニーズであつて、当該船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでいる設備の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。
 - (b) 承認された排ガス浄化装置からの残留物を海洋環境に排出することが第十四規則の規定によつて認められない場合には、自国の港、係留施設及び修理港を利用する船舶のニーズであつて、当該残留物の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。
 - (c) 船舶解撤施設におけるニーズであつて、船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでいる設備の受入れに関するもの
- (2) 千九百九十七年の議定書の締約国は、この第十七規則の規定によつて設けられる施設が利用することができないか又は不十分であるとの申立てがあつた場合には、そのすべての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てをその加盟国に通報する。
- 第十八規則 燃料油の品質
- (1) この附属書が適用される船舶に燃焼することを目적으로して供給され及び当該船舶において使用される燃料油は、次の要件を満たすものとする。
 - (a) (b)に規定する場合を除くほか、燃料油は、
 - (i) 石油を精製することによつて得られる炭化水素の混合物とする。ただし、性能の一

- 部を向上させることを目的とした少量の添加剤の混入は、妨げられない。
- (ii) 無機酸を含んではならない。
 - (iii) 次の添加物質又は廃化学物質を含んではならない。
- (1) 船舶の安全を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの
 - (2) 乗組員に有害であるもの
 - (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの
- (b) 石油を精製すること以外の方法によつて得られる燃焼することを目的とする燃料油は、
 - (i) 第十四規則に定める硫黄の含有率を超えてはならない。
 - (ii) 機関が第十三規則(3)(a)に定める窒素酸化物の排出の範囲を超えることとなつてはならない。
 - (iii) 無機酸を含んではならない。
 - (iv) 次のものであつてはならない。
- (1) 船舶の安全を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの
 - (2) 乗組員に有害であるもの
 - (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの
- の
- (2) この第十八規則の規定は、固体状の石炭及び核燃料については適用しない。
 - (3) 第五規則及び第六規則の規定の適用を受ける船舶に関し、当該船舶に燃焼することを目적으로して供給され及び当該船舶において使用される燃料油の詳細は、燃料油供給簿に記録する。燃料油供給簿には、少なくとも付録Ⅴに規定する情報を含む。

- (4) 燃料油供給簿は、合理的なときはいつでも容易に検査することができるような船舶内の場所に備える。燃料油供給簿は、燃料油が船舶に供給された後三年間保存する。
- (5) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用を受ける船舶が自国の港又は沖合の係留施設にある間は、当該船舶に備えられている燃料油供給簿を検査することができる。当該権限のある当局は、当該燃料油供給簿の写しを作成することができるものとし、また、当該船舶の船長又は責任者に対しその写しが当該燃料油供給簿の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。また、当該権限のある当局は、燃料油供給簿が発給された港との協議を通じて、当該燃料油供給簿の内容を確認することができる。
- (b) 権限のある当局が(a)の規定に基づいて行う燃料油供給簿の検査及び証明された写しの作成は、船舶に不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。
- (6) 燃料油供給簿には、国際海事機関が作成する指針を考慮して、供給された燃料油の代表的な試料を添付する。当該試料は、燃料油を供給する作業が完了した後、供給者の代表者及び船長又は当該作業の責任者によつて封印され及び署名される。試料は、燃料油が相当に消費されるまで、いかなる場合にも供給の時から十二箇月以上、船舶の管理の下で保存する。
- (7) 千九百九十七年の議定書の締約国は、自国が指定する適当な当局が次のことを確保することを約束する。

- (a) 国内の燃料油の供給者の名簿を保管すること。
- (b) 国内の燃料油の供給者に対し、この第十八規則に規定する燃料油供給簿及び試料であつて、燃料油が第十四規則及びこの第十八規則に定める要件を満たすことを燃料油の供給者が証明するものを提供するように要求すること。
- (c) 国内の燃料油の供給者に対し、必要な場合には寄港国が検査し及び確認するため、少なくとも三年間燃料油供給簿の写しを保管するように要求すること。
- (d) 燃料油供給簿に記載された燃料油に適合しない燃料油を供給したと認められる燃料油の供給者に対し適当な措置をとること。
- (e) 第十四規則及びこの第十八規則に定める要件に適合しないと認められる燃料油を受領した船舶の主管庁に通報すること。
- (f) 燃料油の供給者が第十四規則及びこの第十八規則に定める要件を満たさなかつたすべての事例を国際海事機関に通報すること。同機関は、当該事例を千九百九十七年の議定書の締約国に通報する。
- (8) 千九百九十七年の議定書の締約国は、また、寄港国として自国が実施する監督に関し、次のことを約束する。
- (a) この附属書に適合しない燃料油の供給の事例に関し、その管轄の下において当該燃料油供給簿が発給された締約国又は非締約国に対し、すべての関連情報とともに通報すること。
- (b) この附属書に適合しないと認められた燃料

- 油をこの附属書に適合させるよう適当な是正措置がとられることを確保すること。
- 第十九規則 プラットフォーム及び掘削装置に関する要件
- (1) (2) 及び (3) の規定が適用される場合を除くほか、固定され又は浮いているプラットフォーム及び掘削装置は、この附属書に定める要件に適合するものとする。
- (2) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工から直接に生ずる排出については、条約第二条 (3) (ii) の規定に沿つて、この附属書を適用しない。当該排出には、次のものを含む。
- (a) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のみの結果直接に得られる物質を焼却することから生ずる排出。その焼却には、少なくとも、炭化水素の燃焼、坑井の仕上げ作業及び坑井試験の時に生ずる土砂、泥水及び坑井刺激物質の焼却並びに不良な状態から生ずる燃焼を含む。
- (b) 掘削泥水及び土砂によりもたらされる気体及び揮発性化合物の放出
- (c) 海底鉱物の処理、取扱い及び貯蔵のみに直接関連する排出
- (d) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のために専ら使用されるディーゼル機関からの排出
- 主管庁が承認する場合には、第十八規則に定める要件は、生産され、その後燃料として現地において使用される炭化水素については適用しない。

付録 1 国際大気汚染防止証書の様式 (第八規則)

国際大気汚染防止証書

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づいて、
(国の正式名称)

政府の権限の下に、

(条約により権限を与えられた者又は団体の名称)

が発給する。

船名	船舶番号又は信号符	国際海事機関船舶識別番号	船籍港	総トン数
----	-----------	--------------	-----	------

船舶の種類 ☐ タンカー

☐ タンカー以外の船舶

この証書は、次のことを証明する。

1 この船舶が、条約附属書V第5規則の規定により検査されたこと。

2 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料が条約附属書VIに定める関係要件に完全に適合していること。

この証書は、条約附属書V第5規則の規定による検査が行われることを条件として、
まで効力を有する。

において発給した。

(証書の発給の場所)

(発給の日)

(証書の発給について正当に権限を与えられた職員の名)

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

この証書は、この船舶が、条約附属書V第5規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

年次検査

署名

(正当に権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査(注)/中間検査(注)

署名

(正当に権限を与えられた職員の名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

() ()

年次検査(注)/中間検査(注)

署名
(正当に権限を与えられた職員の名)

場所
日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名
(正当に権限を与えられた職員の名)

場所
日

(必要に応じて、当局の印章)

注 該当しないものを抹消すること。

構造及び設備の記録
国際大気汚染防止証書(IAPP証書)の追補

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)附属書VIに関するものである。

注釈

- この記録は、IAPP証書に常に添付しておく。IAPP証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
- 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合には「X」を、「該当しない。」又は「適用がない。」の場合には「-」を記入する。
- 別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「決議」又は「回章」とは国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。

1 船舶の要目

- 1.1 船名
 - 1.2 船舶番号又は信号符字
 - 1.3 国際海事機関船舶識別番号
 - 1.4 船籍港
 - 1.5 総トン数
 - 1.6 キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日
 - 1.7 機関の主要な改造が開始された日(該当する場合)(第13規則)
- 2 船舶からの排出の規制
- 2.1 オゾン破壊物質(第12規則)

2.1.1 ハロンを含んでいる次の消火装置及び消火設備は、引き続き使用することができる。...☐

装置又は設備	船舶における設置場所

2.1.2 CFCsを含んでいる次の装置及び設備は、引き続き使用することができる。...☐

装置又は設備	船舶における設置場所

2.1.3 ハイドロクロフルオロカーボン(HCFCs)を含んでいる装置であって、2020年1月1日前に設置された次のものは、引き続き使用することができる。...☐

装置又は設備	船舶における設置場所

2.2 窒素酸化物(NOX)(第13規則)

2.2.1 出力が130キロワットを超えるディーゼル機関であって、2000年1月1日以後に建造された船舶に設置された次のものは、窒素酸化物に関する技術規則により、第13規則(3)(a)に定める排出基準に適合する。...☐

製造者及び型式	製造番号	用途	出力(キロワット)	回転速度 (1分間当たりの回転数)

を□した

☐ いた

44

及び

を適

適用 いて あつ 験井

- を ☐ いた ☐ いた ☐ い ☐ 含 ☐

反て

を適

駭廿　あつ　いて

- 適用
-
- フ

E 2 型試験サイクル	速 度	100%	100%	100%	100%	100%
	出 力	100%	75%	50%	25%	
	重み付け係数	0.2	0.5	0.15	0.15	

「プロペラ則に従って運転される主機関及び補助機関」用試験サイクルの適用

E 3 型試験サイクル	速 度	100%	91%	80%	63%	
	出 力	100%	75%	50%	25%	
	重み付け係数	0.2	0.5	0.15	0.15	

「定回転の補助機関」用試験サイクルの適用

D 2 型試験サイクル	速 度	100%	100%	100%	100%	100%
	出 力	100%	75%	50%	25%	10%
	重み付け係数	0.05	0.25	0.3	0.3	0.1

「速度及び出力が変化する補助機関」用試験サイクルの適用

C 1 型試験サイクル	速 度	定 格				アヘッド
	トルク	100%	75%	50%	10%	100%
	重み付け係数	0.15	0.15	0.15	0.1	0.1

付録Ⅲ 硫黄酸化物排出規制海域の指定のための基準及び手続（第十四規則）

1 目的

1.1 この付録は、硫黄酸化物排出規制海域を指定するための基準及び手続を定めることを目的とする。硫黄酸化物排出規制海域は、船舶からの硫黄酸化物の排出による大気汚染並びに船舶からの硫黄酸化物の排出に付随する悪影響であって陸地及び水域におけるものを防

止し、軽減し及び規制することを目的とする。

1.2 硫黄酸化物排出規制海域については、船舶からの硫黄酸化物の排出による大気汚染を防止し、軽減し及び規制することについての裏付けられた必要性によって支持された場合には、国際海事機関による採択のために検討が行われるべきである。

2 案についての基準

2.1 国際海事機関への硫黄酸化物排出規制海域を指定するための提案は、千九百九十七年の議定書の締約国のみが提出することができ

る。二以上の締約国が特定の海域に共通の関心を有する場合には、これらの締約国は、共同提案を作成すべきである。

2.2 提案には、次の事項を含む。

1. 船舶からの硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域の明確な設定であって、当該海域を示す海図を参照のために付したものである。

2. 船舶からの硫黄酸化物の排出の影響によ

る危険にさらされている陸地及び水域についての説明

3. 硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域において航行する船舶からの硫黄酸化物の排出が硫黄酸化物による大気汚染（硫黄酸化物の残留を含む。）を進行させることについての評価並びに硫黄酸化物の排出に付随する悪影響であって検討の対象となる陸地及び水域におけるもの。この評価には、適当な場合には、陸上生態系及び水界生態系、自然の生産性の地域、危機的な状態にある生息地、水質、人の健康並びに文化的及び科学的に重要な地域への硫黄酸化物の排出による影響についての説明を含む。使用された方法等関連情報の出所は、特定する。

4. 硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域並びに危険にさらされている陸地及び水域における気象条件（特に風の特性）並びに地形学的、地理学的、海洋学的、形態学的その他の状況であって、地域的な大気汚染の程度又は酸性化の水準を一層高める可能性をもたらし得るものに関連する情報

5. 提案された硫黄酸化物排出規制海域における船舶の交通の性質（このような交通の特性及びふくそう状況等）

6. 危険にさらされている陸地及び水域に影響を及ぼす陸地を発生源とする硫黄酸化物の排出に対処するために提案する締約国がとる規制措置であって、条約附属書Ⅵ第十四規則に関して採択される措置の検討と並

行して実際にとられているものについての
説明

2.3 硫黄酸化物排出規制海域の地理的な限界
は、提案された海域を航行する船舶からの硫
黄酸化物の排出及び残留、交通の特性及びふ
くそう状況、風の状態等2.2に規定する関連す
る基準に基づくものとする。

2.4 いずれかの海域を硫黄酸化物排出規制海域
として指定するための提案は、国際海事機関
が作成する規則及び手続に従って同機関に提
出すべきである。

3 国際海事機関による硫黄酸化物排出規制海域
の評価及び採択のための手続

3.1 国際海事機関は、締約国が同機関に提出し
た提案を検討する。

3.2 硫黄酸化物排出規制海域は、この附属書の
改正によつて指定するものとし、条約第十六
条の規定によつて検討され、採択され、効力
を生ずる。

3.3 提案を評価するに当たり、国際海事機関
は、採択のための提案に含まれることとなる
2に定める基準及び陸地における規制と比較

した場合の船舶からの硫黄酸化物の残留を削
減するための相対的な費用を考慮する。国際
貿易に従事する海運に及ぼす経済的な影響に
についても考慮すべきである。

4 硫黄酸化物排出規制海域の運用

4.1 硫黄酸化物排出規制海域を航行する船舶を
有する締約国は、硫黄酸化物排出規制海域の
運用についての関心事項を国際海事機関に提
出するよう奨励される。

付録Ⅳ 船上焼却炉の型式の認定及び運轉
の制限(第十六規則)

(1) 条約附属書Ⅵ第十六規則(2)に規定する船上焼
却炉については、国際海事機関の型式認定証書
が発給される。同証書が発給されるためには、
船上焼却炉は、同規則(2)に規定する承認された
基準により設計され及び製造されなければなら
ない。すべての型は、工場又は承認された試験
設備において、主管庁の責任の下で、船上焼却
炉が(2)に定める制限の範囲内で運轉されるか否
かを確認するため、次に定める燃料及び廃棄物
の標準的な内訳により型式認定試験を受ける。

混合物には、全重量の五十パーセントまでの水分及び七パーセントの不燃
性の固形物を含む。

(2) 条約附属書Ⅵ第十六規則(2)に規定する船上焼却炉は、次の制限の範囲内で運轉される。

燃焼室の酸素 六パーセントから十二パーセントまで

燃焼ガス中の一酸化炭素の最大平均 一メガジュール当たり二百ミリグラム

燃焼ガスの最大平均 バカラック三度又はリンゲルマン一度(二十パーセントの透明度)

(より多い量のすすは、運轉開始時等非常に短時間においてのみ許容さ
れる。)

灰の残留物中の燃えなかつた物 全重量の十パーセントまで

燃焼室からの燃焼ガスの出口温度の範囲 摂氏八百五十度から千二百度まで

付録Ⅴ 燃料油供給簿に記載する情報(第
十八規則(3))

供給を受けた船舶の船名及び国際海事機関船舶
識別番号

供給を開始した日

船舶用燃料油の供給者の氏名又は名称、住所及
び電話番号

製品名

量(単位メートル・トン)

摂氏十五度における密度(一立方メートル当た
りのキログラム)

硫黄の含有率(質量百分率)

供給された燃料油が条約附属書Ⅵ第十四規則(1)
又は(4)(a)及び第十八規則(1)の規定に適合している
ことについての宣言であつて、供給者の代表が署
名し及び証明するもの

審査報告書

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十一日

環境委員長 長谷川 清

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海洋における廃棄物の処理に関
する規制の一層の充実が求められている国際的
動向等にかんがみ、船舶からの海洋への排出が
認められる廃棄物の海洋投入処分を許可に係ら
しめる等の措置を講ずるとともに、廃棄物の海
域における焼却の規制を強化する等の措置を講
じようとするものであり、妥当な措置と認め
る。

スラッジ油の場合 重質燃料油からのスラッジ油 七十五パーセント

廃潤滑油 五パーセント

乳化状の水 二十パーセント

食物くず 五十パーセント

ごみ 五十パーセント

このうち、紙 約三十パーセント

ダンボール 約四十パーセント

ばら及びくず 約十パーセント

プラスチック 約二十パーセント

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十六年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の一部を改正する法律案

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
の一部を改正する法律

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、
同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を削り、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分場所とすることができると定めた廃棄物

ロ 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共

用水域から除去された土砂(汚泥を含む)をいう。)で政令で定める基準に適合するもの

六 緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従つてするもの

第十条第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物のうち政令で定めるものの排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの

三 環境大臣は、前項第六号の基準を定めるときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

第十条第四項から第六項までを削る。

第十条の五の次に次の七条を加える。

(船舶からの廃棄物海洋投入処分の許可)

第十条の六 船舶から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋における投入処分(以下「海洋投入処分」という。)をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類

三 当該廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画

四 当該廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該廃棄物の海洋投入処分をすることが海洋環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書類その他環境省令で定める書類を添付しなければならない。

4 環境大臣は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を公告するとともに、第二項の申請書及び前項の書類をその公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の公告があつたときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、環境大臣に意見書を提出することができる。

6 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

7 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通知するものとする。

(許可の欠格条項)
第十条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十条の十一の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
(許可の基準等)

第十条の八 環境大臣は、第十条の六第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 排出海域及び排出方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該排出海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋投入処分以外に適切な処分方法がないものであること。

2 環境大臣は、第十条の六第一項の許可をする場合において、その許可の有効期間を定めるものとする。

(排出海域の監視)

第十条の九 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、当該許可に係る同条第二項第四号の監視に関する計画(この計画について次条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、廃棄物の排出海域の汚染状況の監視をしなければならない。

2 第十条の六第一項の許可を受けた者は、環境省令で定めるところにより、前項の監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(変更の許可等)

第十条の十 第十条の六第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣の許可を受けなければならない。ただし、環境

省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

3 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七及び第十条の八の規定は、第一項の許可について準用する。

4 第十条の六第一項の許可を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第十条の十一 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十条の六第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十条の六第一項の許可に係る廃棄物の海洋投入処分が、当該許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

二 第十条の六第一項の許可を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

三 第十条の六第一項の許可を受けた者が、第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

四 第十条の六第一項の許可を受けた者が、偽りその他不正の行為により同項の許可又は前条第一項の許可を受けたとき。

(船舶からの廃棄物排出の確認)

第十条の十二 船舶から第十条第二項第五号イ若しくはロに掲げる廃棄物又は同項第六号に規定する廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積込み前(当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画(この計画について第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画がそれぞれ第十条の六第一項の許可に係る同条第二項第三号の実施計画又は第十条第二項第六号の環境大臣が定める基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。

3 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第十一条及び第十四条中「第十条第二項第三号又は第四号」を「第十条第二項第四号又は第五号」に改める。

第十七条を次のように改める。

削除

第十八条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「又は第十条第二項第四号に定める廃棄物(同条第三項の政令で定める廃棄物を除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

四 第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の次条第一項の許可を受けてする排出第十八条第三項中「二」を「いずれかに」に改める。

第十八条の二を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可等)

第十八条の二 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物の海洋投入処分をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 海洋施設から第十条第二項第五号イ又はロに掲げる廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前(当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前に、その排出に関する計画が前項の許可に係る次項において準用する第十条の六第二項第三号の実施計画(この計画について次項において準用する第十条の十第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。

3 第十条の六第二項から第七項まで及び第十条の七から第十条の十一までの規定は第一項の許可について、第十条の十二第二項から第四項までの規定は前項の確認について準用する。この

場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条の二十六第一項中「及び次条」及び「であつて、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、船舶において、その焼却が海洋環境の保全等に著しい障害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。)の焼却をする場合はこの限りでない。

第十九条の二十六第二項中「前項の政令で定める油等以外の油等であつて当該船舶において生ずる不要なもの(以下「船舶発生油等」という。))を「船舶発生油等」に改め、同条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「及び第五項から第八項まで」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項を同条第五項とする。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを次のように改める。

第十九条の二十七から第十九条の三十五までを削除

第四十二条の二十五第二号中「第四十三条の二及び第四十三条の三」を「第四十三条の五及び第四十三条の六」に改める。

第四十三条第一項中「船舶等(政令で定めるものを除く。))を政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に従つて」を「海洋施設を次条第一項の許可を受けて」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第二項とする。

第四十三条の六第二項中「第四十三条の六第二

項を「第四十三條の九第二項」に改め、同条を第四十三條の九とし、第四十三條の二から第四十三條の五までを三條ずつ繰り下げる。
第四十三條の次に次の三條を加える。
(海洋施設廃棄の許可)

第四十三條の二 海洋施設を海洋に捨てようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
い。

2 前項の許可を受けようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 海洋に捨てようとする海洋施設の概要
三 当該海洋施設の廃棄に関する実施計画
四 当該海洋施設の廃棄海域の汚染状況の監視に関する計画
(許可の基準)

第四十三條の三 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
一 廃棄海域及び廃棄方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該廃棄海域の海洋環境の保全に著しい障害を及ぼすおそれがないものであること。

二 海洋に捨てる方法以外に適切な処分の方法がないものであること。
(準用)

第四十三條の四 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項及び第十条の九から第十条の十一までの規定は、第四十三

條の二第二項の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「排出海域」とあるのは「廃棄海域」と、「海洋投入処分」とあるのは「廃棄」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十八條第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「前三項」を「第五項から前項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「要焼却確認廃棄物焼却設備」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
第四十八條第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。
第四十九條中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第五十一條の三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「要焼却確認廃棄物焼却設備検査証」を削り、同項を同項第七号とし、同項第九号中「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に改め、同項を同項第八号とする。

却設備検査証を削り、同項を同項第七号とし、同項第九号中「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に改め、同項を同項第八号とする。

第五十四條の五中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に、「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に改める。
第五十五條第一項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第十九條の二十六第一項、第二項又は第五項」を「第十九條の二十六第一項又は第二項」に改め、同項を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項(第十八條の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む)、第十八條の二第一項又は第四十三條の二第一項の許可を受けた者
第五十五條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。
第五十六條中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げる。

第五十七條第十四号中「第四十三條の四第一項」を「第四十三條の七第一項」に改め、同項を同条第十五号とし、同条第十三号を第十四号とし、第十五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十条第三項、第十九條の二十六第六項又は第四十三條第二項」を「第十条の十二第一項又は第十八條の二第二項」に改め、同項を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十条の九第二項(第十八條の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第五十八條第二号中「第十九條の二十六第三項又は第十九條の三十三第一項若しくは第三項」を「又は第十九條の二十六第三項に改め、同条第三号中「第十九條第二項又は第十九條の三十三第二項」を「又は第十九條第二項に、「廃棄物処理記録簿又は要焼却確認廃棄物焼却記録簿」を「又は廃棄物処理記録簿」に改め、同条第四号中「第十条第四項」を「第十条の十二第三項、第十八條の二第三項において準用する場合を含む」に改め、同条第五号中「第十条第二項第三号又は第五号」を「第十条第七号中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改め、同条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「第四十三條の五第二項」を「第四十三條の八第二項」に改め、同項を同条第十五号とし、同条第十七号中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十六号とし、同条第十八号中「第四十八條第四項から第六項まで」を「第四十八條第五項から第八項まで」に、「同条第五項」を「同条第六項若しくは第七項」に改め、同項を同条第十七号とし、同条第十九号を同条第十八号とする。

第五十八條の二第二項中「第四十三條の六第一項」を「第四十三條の九第一項」に、「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。
第六十條第二号中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。

第六十一条中「第十七条、第十八条の二」を「第十条の十第四項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の三に改める。
別表第三中「第四十三条の六」を「第四十三条の九」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃棄物海洋投入処分の許可及び海洋施設廃棄の許可に関する経過措置)
第二条 この法律による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「新法」という。)(第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前においても、新法第十条の六、第十八条の二又は第四十三条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 環境大臣は、前項の規定により許可の申請があった場合には、施行日前においても、新法第十条の六から第十条の八まで(これらの規定を新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)、第十八条の二第一項又は第四十三条の二及び第四十三条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、これらの規定の例により許可を受けたときは、施行日において新法第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四

十三条の二第二項の規定により許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合において、新法第十条の六第四項(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)(の規定の例により公告があったときは、第一項の許可の申請に係る廃棄物の排出又は海洋施設の廃棄に関し海洋環境の保全の見地からの意見を有する者は、施行日前においても、新法第十条の六第五項(新法第十八条の二第三項又は第四十三条の四において準用する場合を含む。)(の規定の例により、環境大臣に意見書を提出することができ(罰則の適用に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(南極地域の環境の保護に関する法律の一部改正)
第四条 南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

審査報告書

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十六年五月十一日

参議院議長 倉田 寛之殿
総務委員長 景山俊太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、電波の有効利用を促進し、デジタル無線通信システムの円滑な導入を図るため、電波の迅速な再配分により周波数の使用期限が早期に到来する既存免許人に対して電波利用料を財源として給付金を支給する制度を設けるとともに、一定の無線局の開設について登録制度を導入するほか、サイバー犯罪に関する条約を踏まえて無線通信及び有線電気通信について罰則規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、平成十六年度一般会計予算に、特定周波数終了対策業務に要する費用として二億二千六百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、電波の再配分に係る給付金は、公正かつ合理的な方法を用いて算定するとともに、給付金支給の実施状況を明らかにする等制度の透明性を確保すること。

二、電波の再配分に当たっては、既存の免許人への経済的な影響等に加え、当該免許人からサービスの提供を受けている利用者への影響についても配慮すること。

三、無線局の登録制度導入に当たっては、異なる無線システム間に混信等が生じないよう万全を期すとともに、万一混信等が発生し事後措置等

を講じる場合においても、電波利用が促進されるよう配慮すること。

四、電波利用料制度については、制度創設時に比べて電波利用をめぐる環境が大幅に変化していることにかんがみ、電波利用の拡大や利用形態の動向等を踏まえ、電波の経済的価値を反映することも含め電波利用料の新たな算定方法等その在り方について早急に結論を得ること。

五、電波の逼迫状況を解消するため、未利用周波数帯の利用技術や共同利用システム等の研究開発を含め、電波の有効利用に一層取り組むこと。

六、電波が国民生活に密着したものとなつていくことにかんがみ、電波の人体への影響等の研究、不法電波対策及びネットワークセキュリティの確保を推進するなど安心して安全な電波利用環境の整備に努めること。

七、無線システムを更に活用するなど、過疎地域等における高速・超高速インターネットアクセス網の環境整備を一層進めること。また、身体障害者、高齢者等の日常生活の利便向上に資する電波利用システムの普及促進に努めること。右決議する。

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月十六日

参議院議長 倉田 寛之殿
衆議院議長 河野 洋平

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案

電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律

(電波法の一部改正)

第一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第二号中「無線局」を「第七十五条又は第七十六条第二項(第四号を除く。)若しくは第三項(第五号を除く。)の規定により無線局」に改める。

第二十四条の二第四項第二号ハ中「研究所」を「機構」に改める。

第二十六条第二項第三号中「周波数」を「周波数の使用の期限その他の周波数」に改める。

第三十八条の三第一項第三号イ中「親会社をいう」の下に「第七十一条の三の二第四項第四号イにおいて同じ」を加える。

第三十八条の十中「総務大臣の認可を受けなければ」を「当該業務の開始前に、総務大臣に届け出なければ」に改める。

第三十八条の十八第一項中「いないとき」の下に「又はを加え、」を「廃止したとき」を「廃止した場合に、」を取り消したときを「取り消した場合」に、「とき、又は」を「場合若しくは」に改める。

第三十八条の三十三第二項中「以下」を「次項において」に改め、「次項において同じ。」を削

る。

第五十九条中「通信たるもの」を「通信であるもの」に改め、「第百九条」の下に「並びに第百九条の二第二項及び第三項」を加える。

第七十一条の二の見出しを「特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 総務大臣は、その公示する無線局(以下「特定公示局」という。)の円滑な開設を図るため、第二十六条の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画の変更をして、当該周波数割当計画の変更の公示の日から起算して五年(当該周波数割当計画の変更が免許人に及ぼす経済的影響を勘案して特に必要があると認める場合にあつては、十年。以下この項において「基準期間」という。)に満たない範囲内で当該特定公示局に係る無線局区分以外の無線局区分に割り当てることが可能である周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限(以下「旧割当期限」という。)を定める場合(前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当する場合を除く。)において、予算の範囲内で、旧割当期限が定められたことにより当該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更を申請し又は無線局を廃止しようとする免許人に対して、基準期間に満たない期間内で旧割当期限が定められたことにより当該免許人に通常生ずる費用として総

務省令で定めるものに充てるための給付金の支給その他の必要な援助(以下「特定周波数終了対策業務」という。)を行うことができる。

第七十一条の三の次に次の一条を加える。

(登録周波数終了対策機関)

第七十一条の三の二 総務大臣は、その登録を受けた者(以下「登録周波数終了対策機関」という。)に、特定周波数終了対策業務の全部又は一部を行わせることができる。

2 総務大臣は、前項の規定により登録周波数終了対策機関に特定周波数終了対策業務を行わせることとしたときは、当該特定周波数終了対策業務を行わないものとする。

3 第一項の登録は、総務省令で定めるところにより、特定周波数終了対策業務を行おうとする者の申請により行う。

4 総務大臣は、前項の規定により登録の申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定に係る事務を行うものであること。

二 債務超過の状態にないこと。

三 旧割当期限に係る周波数の電波を使用する無線局を開設している者でないこと。

四 申請者が、特定の者に支配されているも

のとして次のいずれかに該当するものであること。

イ 申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、他の株式会社又は有限会社がその親会社であること。

ロ 申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める同一の者の役員又は職員(過去二年間にその同一の者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

5 第二十四条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の登録について準用する。この場合において、同条第五項第二号中「第二十四条の十又は第二十四条の十三第三項」とあるのは「第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項又は第二項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「前項並びに第七十一条の三の二第一項から第四項まで及び第六項」と読み替えるものとする。

6 第一項の登録は、登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録の年月日及び登録の番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が特定周波数終了対策業務を行う事務所の名称及び所在地

7 第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 第三項から第六項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

9 登録周波数終了対策機関は、総務大臣から特定周波数終了対策業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その特定周波数終了対策業務を行わなければならない。

10 総務大臣は、登録周波数終了対策機関が前項の規定に違反していると認めるとき、その他特定周波数終了対策業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その

登録周波数終了対策機関に対し、特定周波数終了対策業務を行うべきこと又は特定周波数終了対策業務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

11 第二十四条の七、第二十四条の十一、第三十八条の五、第三十八条の九、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十五、第三十八条の十七、第三十八条の十八、第三十九条の五、第三十九条の十、第四十七条の三並びに前条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定は、登録周波数終了対策機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二十四条の七	第二十四条の二第四項各号	第七十一条の三の二第四項各号
第二十四条の十一	第二十四条の九第二項	第七十一条の三の二第七項
失つたとき	失つたとき、同条第十一項において準用する第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策機関が特定周波数終了対策業務の全部を廃止したとき	

第三十八条の五第一項	前条	第七十一条の三の二第十一項において準用する第三十八条の十七第一項若しくは第二項
第三十八条の二第二項	受けた者(以下「登録証明機関」という。)	第七十一条の三の二第二項
事業の区分、技術基準適合証明の業務	特定周波数終了対策業務	
技術基準適合証明の業務	特定周波数終了対策業務	
第三十八条の二第二項第一号又は第三号	役員又は証明員	第七十一条の三の二第六項第二号又は第三号
第三十八条の九	役員又は証明員	役員又は別表第五に掲げる条件に適合する知識経験を有する者
第三十八条の十二第二項	特定無線設備を取り扱うことを業とする者	特定周波数終了対策業務に係る給付金の支給の申請をした免許人
第三十八条の十二	技術基準適合証明	特定周波数終了対策業務
第三十八条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項	技術基準適合証明の業務	特定周波数終了対策業務

第三十八條の十七第一項	第三十八條の三第二項	第七十一條の三の二第五項
第三十八條の十七第二項第一号	この節	第七十一條の三の二第十一項において準用する第三十八條の五第二項、第三十八條の九、第三十八條の十一第一項、第三十八條の十二、第三十九條の五第一項、第三十九條の十第一項又は第七十一條の三第五項若しくは第八項
第三十八條の十七第二項第二号	第三十八條の十三第一項又は第二項	第七十一條の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四條の七若しくは第三十九條の五第二項
第三十八條の十七第二項第三号	第三十八條の二第一項	第七十一條の三の二第二項
第三十八條の十八第一項	総務大臣は、第三十八條の二第一項の登録を受ける者がいないとき、又は	総務大臣は、
第三十九條の五及び第三十九條の十第一項	第三十八條の十六第一項	第七十一條の三の二第十一項において準用する第三十九條の十第一項
	技術基準適合証明の業務	特定周波数終了対策業務
	講習の業務	特定周波数終了対策業務

第四十七條の三第一項	職員（試験員を含む。次項において同じ。）	職員
第四十七條の三第二項	試験事務	特定周波数終了対策業務
前条第四項	試験事務	特定周波数終了対策業務
前条第四項	第一項	次条第一項
前条第五項、第六項、第八項及び第九項	特定周波数変更対策業務	特定周波数終了対策業務

第七十一條の四第二項中「前二条を「前三条」に、「又は」を「若しくは」に改め、「こと」の下に「又は第七十六條の三第一項の規定に基づき第七十一條の二第二項の旧割当期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、若しくは免許を取り消すこと」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定周波数終了対策業務に係る給付金の交付の決定を受けた免許人は、遅滞なく、周波数の指定の変更を申請し、又は無線局を廃止しなければならない。

第七十六條の二の次に次の一条を加える。

第七十六條の三 総務大臣は、第七十一條第一項の規定により周波数の指定を変更する場合

のほか、第二十六條の二第三項の評価の結果に基づき周波数割当計画を変更して特定の無線局区分に割り当てること可能な周波数の一部又は全部について周波数の使用の期限を定めたときは、当該期限の到来後に、当該期限に係る周波数の電波を使用している無線局の周波数の指定を変更し、又は免許を取り消すことができる。

2 国は、前項の規定による無線局の周波数の指定の変更又は免許の取消しによつて生じた損失を当該無線局の免許人に対して補償しなければならない。

3 第七十一條第三項から第五項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

第七十七条中「前三条」を「第七十五条から前条まで」に改める。

第七十九条の十一第一項第一号中、「第三十八條の八第二項(第三十八條の二十四第三項及び第三十八條の三十一第四項において準用する場合を含む。)(技術基準適合証明の義務等)」を削り、「第七十一条の三第四項の下に(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「並びに同条第九項を、同条第九項に改め、「業務の実施」の下に「並びに第三十三條の二第七項(電波利用料の徴収等)」を加え、同項第二号中「とき及び」を「とき、」に、「とき」を「とき及び第七十一条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするとき。」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「第七十六條の三第一項の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは免許の取消し」を加える。

第二百二條の二第二項後段及び第三項後段を削る。

第二百二條の六中「一」を「いずれかに」に改め、「(当該伝搬障害防止区域が電気通信業務障害防止区域である場合には、三年間)」を削る。

第二百三條第一項第三号中「第七十一条第一項の下に(又は第七十六條の三第一項を加える。第二百三條の二第二項を削り、同条第三項中「が負担すべき」を、第八項の特定免許不要局を開設した者又は第九項の表示者が納付すべ

き」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第二項とする。

五 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第二十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第八項及び第九項において同じ。)

第二百三條の二第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第二百三條の二第十五項中「第十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項を第二十一項とし、第十三項を第二十項とし、第十二項を第十九項とし、同条第十一項中「免許人」の下に「特定免許不要局を開設した者又は表示者」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十項を同条第十四項とし、同項の次に次の三項を加える。

15 表示者は、第九項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けて、同項の規定により当該表示者が対象期間のうち総務省令で定める期間(以下この条において「予納期間」という。)を通じて納付すべき電波利用料の総額の見込額を予納することができる。この場合において、当該表示者は、予納期間において同項の規定による届出をすることを要しない。

16 前項の規定により予納した表示者は、予納期間において表示を付した第九項の無線設備の数を予納期間が終了した日(当該表示者が

表示に係る業務を休止し、又は廃止したときその他総務省令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日)の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出なければならない。この場合において、当該表示者は、予納した電波利用料の金額が同項の政令で定める金額に予納期間において表示を付した無線設備の数を乗じて得た金額(次項において「要納付額」という。)に足りないときは、その不足金額を当該届出が受理された日から起算して三十日以内に国に納めなければならない。

17 第十五項の規定により表示者が予納した電波利用料の金額が要納付額を超える場合には、その超える金額について、当該表示者の請求により還付する。

第二百三條の二第九項を同条第十三項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を「又は特定免許不要局を開設した者」を加え、「第二項、第四項及び第五項」を「及び第三項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二項及び前二項」を「及び第三項から第八項まで」に改め、「免許人」の下に「又は特定免許不要局を開設した者」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5 免許人が既開設局の免許人である場合にお

ける当該既開設局に係る第一項の規定の適用については、当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額」に、当該免許人に係る特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額に当該特定周波数変更対策業務に係る既開設局の各免許人が当該既開設局と特定新規開設局とを併せて開設する期間を平均した期間の当該既開設局に係る周波数割当計画等の変更(当該既開設局に係る無線局区分の周波数の使用の期限に係るものに限る。)の公示の日から当該周波数の使用の期限までの期間に対する割合を乗じた額を勘案し、当該既開設局の周波数及び空中線電力に応じて政令で定める金額を加算した金額」とする。

6 免許人が特定公示局の免許人である場合における当該特定公示局に係る第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該特定公示局に係る旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。)の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、第一項中「金額」とあるの

は「金額」に、当該免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に対して補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額及び第六項の政令で定める

期間に開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定公示局の数を勘案し、無線局の種類、周波数及び空中線電力に依りて政令で定める金額を加算した金額とする。

7 前項の規定にかかわらず、免許人が特定公示局の免許人であつて認定計画に従つて特定基地局を最初に開設する場合における当該最初に開設する特定基地局に係る第一項の規定の適用については、当該特定公示局に係る満了日の翌日から起算して五年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間は、同項中「金額」とあるのは、「金額に、当該免許人に係る特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に対して補償に要すると見込まれる費用を含む。)の二分の一に相当する額を勘案して当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその使用区域に依りて政令で定める金額と、当該政令で定める金額未満で当該認定計画に係る認定の有効期間、特定基地局の総数その他

の当該認定計画が特定基地局の円滑な開設に寄与する程度を勘案して総務省令で定めるところにより算定した金額とを合算した金額を加算した金額」とする。この場合において、当該認定計画に従つて開設される当該最初に開設する特定基地局以外の特定基地局及び当該認定計画に従つて開設される特定基地局の通信の相手方である移動する無線局については、前項の規定は適用しない。

8 特定周波数終了対策業務に係るすべての特定公示局が第四条第三号の無線局である場合における当該特定公示局(以下「特定免許不要局」という。)に係る満了日の翌日から起算して十年を超えない範囲内で政令で定める期間を経過する日までの間(以下この条において「対象期間」という。)に当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局(電気通信業務その他これに準ずる業務の用に供する無線局に専ら使用される無線設備であつて総務省令で定めるものを使用するものに限る。)を開設した者は、政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名。次項において同じ。)及び住所並びに対象期間における毎年の当該特定免許不要局に係る満了日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)現在において開設している当該特定免許不要局の数(以下この項において「開設特定免許不要局

数」という。)をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該応当する日までの一年の期間について、当該特定免許不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用(第七十一条第二項又は第七十六条の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。)の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に依りて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許不要局数を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

9 前項に規定する場合において、当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局に使用することができる無線設備(同項の総務省令で定めるものを除く。)に対象期間に表示(第三十八条の七第一項、第三十八条の二十六(外国取扱業者に適用される場合を除く。))又は第三十八条の三十五の規定による表示をいう。第十六項において同じ。)を付した者(以下この条において「表示者」という。)は、

政令で定める無線局の有する機能ごとに、その者の氏名及び住所並びに対象期間において毎年の満了日に応当する日(応当する日がない場合は、その前日)前一年間に表示を付した当該無線設備の数その他総務省令で定める事項をその日の属する月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該無線設備を使用する特定免許不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に応じた政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数(当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものの数を控除した数。第十六項後段において同じ。)を乗じて得た金額を国に納めなければならない。

第百三条の二に次の一項を加える。

23 第十三項から前項までに規定するもののほ

か、電波利用料の納付の手続その他電波利用料の納付について必要な事項は、総務省令で定める。

第百三条の五第四項中「並びに第七十六条の二を」、「第七十六条の二並びに第七十六条の三第二項」に改める。

第百九条の二中「第七十一条の三第十一項の下に」、「第七十一条の三の二第二十一項を加え、同条を第百九条の三とし、第百九条の次に次の一条を加える。

第百九条の二 暗号通信を傍受した者又は暗号通信を媒介する者であつて当該暗号通信を受信したものが、当該暗号通信の秘密を漏らし、又は窃用する目的で、その内容を復元したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 無線通信の業務に従事する者が、前項の罪を犯したとき(その業務に関し暗号通信を傍受し、又は受信した場合に限る。)は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項において「暗号通信」とは、通信の当事者(当該通信を媒介する者であつて、その内容を復元する権限を有するものを含む。)以外の者がその内容を復元できないようにするための措置が行われた無線通信をいう。

4 第一項及び第二項の未遂罪は、罰する。

5 第一項、第二項及び前項の罪は、刑法第四条の二の例に従う。

第百十条の二第一号中「第三十八条の二十四第三項」の下に「及び第七十一条の三の二第二十一項」を加える。

第百十三条第四号及び第五号中「第三十八条の二十四第三項」の下に「及び第七十一条の三の二第二十一項」を加え、同条第十三号中「第七十一条の三第六項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加える。

第百十三条の二中「指定周波数変更対策機関」の下に「登録周波数終了対策機関」を加え、同条第三号中「及び第七十一条の三第十一項」を「第七十一条の三第十一項及び第七十一条の三の二第二十一項に、「又は特定周波数変更対策業務」を、「特定周波数変更対策業務の全部又は特定周波数終了対策業務」に改める。

第百十六条第十号中「第三十八条の五第二項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十一号中「第三十八条の十一第一項」の下に「(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第二項を「第三十八条の十一第二項(第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十五号中「第百三条の二第四項又は第五項」を「第百三条の二第三項、第四項、第八項、第九項又は第十六項」に改める。

別表第一及び別表第四中「有すること」を「有

すること」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第五(第七十一条の三の二関係)

一 学校教育法による大学(短期大学を除く。第四号において同じ。若しくは旧大学令による大学において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

二 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者又は第一級総合無線通信士、第一級海上無線通信士若しくは第二級陸上無線技術士の資格を有する者であつて、無線設備の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

三 外国の政府機関が発行する前号に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有する者であつて、無線設備の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

四 学校教育法による大学に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の試験、調整又は保守の業務に一年以上従事した経験を有すること。

五 学校教育法による短期大学又は高等専門

学校に相当する外国の学校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者であつて、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に三年以上従事した経験を有すること。

第二条 電波法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 無線局の免許(第四条―第二

十七条の十七)」を「第二章 無線局の免許等
第一節 無線局の免許
第二節 無線局の登録」に改め

四―第二十七条の十七)に改め
二十七条の十八―第二十七条の三十四)」

第二章 無線局の免許を第二章 無線局の免許等」に改める。

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 無線局の免許

第四条に次の一号を加える。

四 第二十七条の十八第一項の登録を受けて

開設する無線局(以下「登録局」という。)

第四条の二中「前条第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第五条第三項第二号中「第七十六条第二項(第

四号を除く。若しくは第三項(第五号を除く。))を「第七十六条第三項(第四号を除く。若しくは

第四項(第五号を除く。))に改め、同項に次の一号を加える。

四 第七十六条第五項(第三号を除く。))の規定により第二十七条の十八第一項の登録の

取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

第二十五条第一項中「免許を」を「無線局の免許又は第二十七条の十八第一項の登録(以下「免許等」という。))を」に改め、「免許状」の下に「又は第二十七条の二十二第一項の登録状(以下「免許状等」という。))を加え、同条第二項中「混信」の下に「又はふくそう」を加える。

第二十六条の二第五項中「免許人」の下に「又は第二十七条の二十三第一項の登録人(以下「免許人等」という。))を加え、同条第六項中「免許人」を「免許人等」に改める。

第二十七条の十五第二項中「免許」を「免許等」に改める。

第二章中第二十七条の十七の次に次の一節を加える。

第二節 無線局の登録

(登録)

第二十七条の十八 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを

総務省令で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 開設しようとする無線局の無線設備の規格

三 無線設備の設置場所

四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第二十七条の十九 総務大臣は、前条第一項の登録の申請があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を第百三条の二第二項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければならない。

一 前条第二項各号に掲げる事項
二 登録の年月日及び登録の番号
(登録の拒否)

第二十七条の二十 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれ

かに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請に係る無線設備の設置場所が第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域以外であるとき。

二 申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を拒否することができる。

一 申請者が第五条第三項各号のいずれかに該当するとき。

二 申請に係る無線局と使用する周波数を同じくするものについて第七十六条の二の規定により登録に係る無線局を開設することが禁止され、又は登録局の運用が制限されているとき。

三 前二号に掲げるもののほか、申請に係る無線局の開設が周波数割当計画に適合しないときその他電波の適正な利用を阻害するおそれがあると認められるとき。

(登録の有効期間)

第二十七条の二十一 第二十七条の十八第一項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

(登録状)

第二十七条の二十二 総務大臣は、第二十七条の十八第一項の登録をしたときは、登録状を交付する。

2 前項の登録状には、第二十七条の十九各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(変更登録等)

第二十七条の二十三 登録人(第二十七条の十八第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。)は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 登録人は、第二十七条の十八第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一

項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(承継)

第二十七条の二十四 登録人が登録局をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は登録人について相続、合併若しくは分割(登録局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、登録局をその用に供する事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により登録局をその用に供する事業の全部を承継した法人は、その登録人の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第二十七条の二十第二項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録状の訂正)

第二十七条の二十五 登録人は、登録状に記載

した事項に変更を生じたときは、その登録状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第二十七条の二十六 登録人は、登録局を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第二十七条の十八第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第二十七条の二十七 総務大臣は、第二十七条の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第六項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消したとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は前条第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録状の返納)

第二十七条の二十八 第二十七条の十五第二項、第七十六条第五項若しくは第六項若しくは第七十六条の三第一項の規定により登録を取り消されたとき、第二十七条の十八第一項の登録の有効期間が満了したとき、又は第二十七条の二十六第二項の規定により第二十七条の十八第一項の登録がその効力を失つたときは、登録人であつた者は、一箇月以内にそ

の登録状を返納しなければならない。

(登録の特例)

第二十七条の二十九 第二十七条の十八第一項の登録を受けなければならない無線局を同項の総務省令で定める区域内に二以上開設しようとする者は、その無線局が周波数及び無線設備の規格を同じくするものである限りにおいて、この条から第二十七条の三十四までに規定するところにより、これらの無線局を包括して対象とする同項の登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- 三 無線設備を設置しようとする区域(移動する無線局にあつては、移動範囲)
- 四 周波数及び空中線電力

3 前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(包括登録人に関する変更登録等)

第二十七条の三十 前条第一項の規定による登録を受けた者(以下「包括登録人」という。)

は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、総務大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

3 第二十七条の十九及び第二十七条の二十第一項の規定は、第一項の変更登録について準用する。この場合において、第二十七条の十九中「次条」とあるのは「次条第一項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、第二十七条の二十第一項中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「申請書又はその添付書類」とあるのは「申請書」と読み替えるものとする。

4 包括登録人は、前条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。その届出があつた場合には、総務大臣は、遅滞なく、当該登録を変更するものとする。

(無線局の開設の届出)

第二十七条の三十一 包括登録人は、その登録

に係る無線局を開設したとき（再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該無線局ごとに、十五日以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る運用開始の期日及び無線設備の設置場所その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第二十七条の三十二 包括登録人は、前条の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(登録の失効)

第二十七条の三十三 包括登録人がその登録に係るすべての無線局を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(包括登録人に関する適用除外等)

第二十七条の三十四 包括登録人については、第二十七条の二十三及び第二十七条の二十六第二項の規定は、適用しない。

2 第二十七条の二十九第一項の規定による登録に関する第二十七条の十九、第二十七条の二十、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の二十四、第二十七条の二十七及び第二十七条の二十八の規定の適用については、第二十七条の十九中「前条第一項の」とあるのは「第二十七条の二十九第一項の規定による」と、「次条」とあるのは「第二十七条の三十四

第二項において読み替えて適用する次条」と、「前条第二項各号」とあるのは「第二十七条の二十九第二項各号」と、第二十七条の二十中「第二十七条の十八第一項の登録」とあるのは「第二十七条の二十九第一項の規定による登録」と、同条第一項第一号中「の設置場所」とあるのは「を設置しようとする区域（移動する無線局にあつては、移動範囲）」と、「である」とあるのは「の区域を含む」と、第二十七条の二十二第二項中「第二十七条の十九各号」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する第二十七条の十九各号」と、第二十七条の二十四第一項中「第二十七条の二十第二項各号」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十第二項各号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条の三十四第二項において読み替えて適用する前項」と、第二十七条の二十七中「前条第二項」とあり、及び第二十七条の二十八中「第二十七条の二十六第二項」とあるのは「第二十七条の三十三」とする。

第三十八条の十一第一項中「第百十六条第一号」を「第百十六条第十六号」に改める。
第三十九条第四項及び第七項中「免許人」を「免許人等」に改める。
第五十三条及び第五十四条第一号中「免許状」を「免許状等」に改める。

第七十一条第一項中「当該無線局」を「無線局」に、「無線局」を、「当該無線局（登録局を除く。）」に改め、「又は」の下に「登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは」を加え、同条第二項中「又は」の下に「登録局の周波数若しくは空中線電力若しくは」を加え、「免許人」を「無線局の免許人等」に改める。

第七十一条の二第二項中「免許人」を「免許人等」に改め、「指定の変更」の下に「（登録局にあつては、周波数の変更登録）を加える。

第七十一条の四の見出し中「免許人」を「免許人等」に改め、同条第二項中「免許人」を「免許人等」に改め、「変更」の下に「（登録人にあつては、周波数の変更登録）を加え、同条第三項中「若しくは免許」を「当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、若しくは当該周波数の電波を使用している無線局の免許等」に改める。

第七十四条の二第二項中「免許人」を「免許人等」に改める。

第七十六条第一項中「免許人」を「免許人等」に、「基く」を「基づく」に改め、「命じ」の下に「若しくは第二十七条の十八第一項の登録の全部若しくは一部の効力を停止し」を加え、同条第四項中「第二項（第四号を除く。）及び前項（第五号を除く。）」を「第三項（第四号を除く。）及び第四項（第五号を除く。）」に改め、「とき」の下に「並びに前項（第三号を除く。）の規定により登

録の取消しをしたとき」を加え、「免許人」を「免許人等」に、「無線局の免許」を「無線局の免許等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 総務大臣は、登録人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により第二十七条の十八第一項の登録又は第二十七条の二十三第一項若しくは第二十七条の三十第一項の変更登録を受けたとき。

二 第一項又は第二項の規定による命令に従わないとき。

三 登録人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六条第二項第三号中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項の規定によるほか、登録人が第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を使用することにより他の登録局の運用に悪影響を及ぼすおそれがあるときその他登録局の運用が適正を欠くため電波の能率的な利用を阻害するおそれが著しいときは、三箇月以内の期間を定めて、その登録の全部又は一部の効力を停止することができる。

第七十六条の二の次に次の一条を加える。

第七十六条の二の二 総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、かつ、当該特定の周波数の電波を使用する登録局が更に増加することにより他の無線局の運用に重大な影響を与えるおそれがある場合として総務省令で定める場合において必要があると認めるときは、当該特定の周波数の電波を使用している登録局の登録人に對し、その影響を防止するため必要な限度において、登録に係る無線局を新たに開設することを禁止し、又は当該登録人が開設している登録局の運用を制限することができる。

第七十六条の三第一項中「変更する」を「変更し、又は周波数の変更を命ずる」に改め、「無線局」の下に「(登録局を除く。)」を加え、「又は免許」を「当該周波数の電波を使用している登録局の周波数の変更を命じ、又は当該周波数の電波を使用している無線局の免許等」に改め、同条第二項中「又は免許」を「登録局の周波数の変更の命令又は無線局の免許等」に、「免許人」を「免許人等」に改める。

第七十七条中「免許人」を「免許人等」に改める。

第七十八条中「免許が」を「免許等が」に、「免許人」を「免許人等」に改める。

第八十条中「免許人」を「免許人等」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改める。

く」に改める。

第八十一条中「免許人」を「免許人等」に改める。

第八十二条の見出し中「免許」を「免許等」に改め、同条第一項中「第四条ただし書の規定による免許を要しない無線局(以下「免許」を「第四条第一号から第三号までに掲げる無線局(以下「免許等」に改め、同条第二項中「免許」を「免許等」に改める。

第九十九条の十一第一項第一号中「免許」を「免許等」に改め、「認定の有効期間」の下に「第二十七条の十八第一項(登録)、第二十七条の二十一(登録の有効期間)、第二十七条の二十三第一項(変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に關する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)」を加え、同項第三号中「同項の規定による無線局の免許」を「同項の規定による無線局の免許等」に、「第七十六条第二項から第四項まで」を「第七十六条第三項、第四項若しくは第六項」に改め、「同項の規定による開設計画の認定の取消し」の下に「同条第五項若しくは第六項の規定による第二十七条の十八第一項の登録の取消し」を、「及び周波数の指定の変更」の下に「第七十六条の二の二の規定による登録に係る無線局の開設の禁止若しくは登録局の運用の制限」を加え、「若しくは免許」を「登録局の周波数の変更の命令

若しくは無線局の免許等」に改め、同項第四号中「変更若しくは」の下に「登録局の周波数等若しくは」を加える。

第二百二条の十三第一項中「同条各号に掲げる」を「免許等を要しない」に改める。

第二百二条の十四第一項並びに第二項第二号及び第三号中「免許」を「免許等」に改める。

第二百三条第一項第四号及び第五号中「受けよう」とを「申請」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号中「免許状」の下に「登録状」を加え、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「受けよう」とを「申請」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「受けよう」とを「申請」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号の次に次の二号を加える。

九 第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者

十 第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者

第二百三条の二第一項中「免許人」を「免許人等」に、「免許の」を「免許等の」に改め、同条第二項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同項第二号中「並びに第二十七条の三」を「第二十七条の

三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項に、「並びに免許状を」と及び申請書並びに免許状等に、「免許」を「免許等」に改め、同条第三項中「包括免許人」の下に「又は包括登録人以下この条において「包括免許人等」という。」を、「かわらず、」の下に「電波利用料として、包括免許人にあつては」を加え、「電波利用料として」を削り、「当該包括免許の日又はその後毎年その包括免許を」を「包括登録人にあつては第二十七條の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等に、「包括免許を(包括免許等に、「包括免許の日又はその包括免許を」を「包括免許等の日又はその包括免許等」に、「包括免許の有効期間」を「包括免許等の有効期間」に、「五百四十円に」を「包括免許人にあつては五百四十円に、包括登録人にあつては五百八十円(移動しない無線局については、三千四十円)に、それぞれ」に改め、「係る開設無線局数」の下に「又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数

をいう。次項において同じ。」を加え、同条第四項中「包括免許人」を「包括免許人等」に、「包括免許の日を」を「包括免許等の日」に、「特定無線局の数」を「特定無線局又は登録局の数(それぞれに、「を超えたときは、」を「又は開設登録局数既に登録局の数(開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数)を超えたときは、電波利用料として、包括免許人にあつては」に改め、「電波利用料として」を削り、「以内に」の下に、「包括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に」を加え、「包括免許の有効期間」を「包括免許等の有効期間」に、「五百四十円に」を「包括免許人にあつては五百四十円に、包括登録人にあつては五百八十円(移動しない無線局については、三千四十円)に、それぞれに改め、「超える特定無線局の数」の下に「又は登録局の数」を加え、同条第五項中「当該免許人」を「当該免許人等」に改め、同条第六項中「免許人が特定公示局の免許人」を「免許人等が特定公示局の免許人等」に、「当該免許人」を「当該免許人等」に、「無線局の免許人」を「無線局の免許人等」に、「五百四十円」とあるのは「五百四十円に、当該包括免許人」を「三千四十円」とあるのは「三千四十円」に、それぞれ当該包括免許人等」に改め、同条第七項中「当該免許人」を「当該

免許人等」に、「無線局の免許人」を「無線局の免許人等」に改め、同条第八項中「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に、「係る特定免許不要局」を「係る特定免許等不要局」に、「当該特定免許不要局」を「当該特定免許等不要局」に、「開設特定免許不要局数」を「開設特定免許等不要局数」に、「免許人」を「免許人等」に改め、同条第九項中「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同条第十項及び第十一項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改め、同条第十三項中「免許人(包括免許人)」を「免許人等(包括免許人等)」に改め、同条第十八項中「免許人」を「免許人等」に、「特定免許不要局」を「特定免許等不要局」に改める。

第一百三條の五第四項中「第七十六條第三項第一号及び第二号を」を「第七十六條第四項第一号及び第二号」に改める。

第一百四條の二第一項中「又は許可」を「許可又は第二十七條の十八第一項の登録」に改め、同条第二項中「若しくは許可」を「許可若しくは第二十七條の十八第一項の登録」に改める。

第一百十條第一号中「免許」の下に「又は第二十七條の十八第一項の規定による登録」を加える。

第一百三十三條中第二十二号を第二十六号とし、第三号から第二十一号までを四号ずつ繰り下

げ、第二号の次に次の四号を加える。

三 第二十七條の二十三第一項の規定に違反して、第二十七條の十八第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

四 第二十七條の三十第一項の規定に違反して、第二十七條の二十九第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更した者

五 第二十七條の三十一の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第二十七條の三十二の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百十六條中第十五号を第二十号とし、第十号から第十四号までを五号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の五号を加える。

十 第二十七條の二十三第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十七條の二十四第二項(第二十七條の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をしない者

十二 第二十七條の二十六第一項の規定に違反して、届出をしない者

十三 第二十七條の二十八(第二十七條の三十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に違反して、登録状を返納しない者

十四 第二十七条の三十第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(有線電気通信法の一部改正)

第三条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第十三条の二を削る。

第十四条に次の二項を加える。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

4 前三項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

第十五条を次のように改める。

第十五条 営利を目的とする事業を営む者が、当該事業に関し、通話(音響又は影像を送り又は受けることをいう。以下この条において同じ。)を行うことを目的とせずに多数の相手方に電話をかけて符号のみを受信させることを目的として、他人が設置した有線電気通信設備の使用を開始した後通話を行わずに直ちに当該有線電気通信設備の使用を終了する動作を自動的に連続して行う機能を有する電気通信を行う装置を用いて、当該機能により符号を送信したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条中「第十三条の二又は前二条」を「前三条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第九十九条の十一第一項第二号の改正規定及び附則第五条の規定 公布の日

二 第一条中電波法第五十九条の改正規定、同法第九十九条の二を同法第九十九条の三とする改正規定及び同法第九十九条の次に一条を加える改正規定(同法第九十九条の二第五項に係る部分を除く。) 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条(電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定を除く。)並びに附則第六条及び第八条から第十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電波法第九十九条の次に一条を加える改正規定(同法第九十九条の二第五項に係る部分に限る。)並びに第三条及び附則第四条の規定 サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日

(登録証明機関等の業務規程に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の電波法(以下この条及び次条において

「旧電波法」という。)第三十八条の十(旧電波法第三十八条の二十四第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により認可を受けている業務規程は、この法律による改正後の電波法(以下この条及び第六条において「新電波法」という。)第三十八条の十(新電波法第三十八条の二十四第三項並びに第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により届け出た業務規程とみなす。

2 この法律の施行の際現にされている旧電波法第三十八条の十の規定による認可の申請は、新電波法第三十八条の十の規定による届出とみなす。

(電波伝搬障害防止制度に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧電波法第二百二条の三第一項若しくは第二項(同条第六項及び旧電波法第二百二条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は旧電波法第二百二条の四第一項の規定に基づく命令による届出に係る重要無線通信障害原因となる高層部分の工事の制限については、なお従前の例による。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の電波法第九十九条の二第五項の規定及び有

線電気通信法第十四条第四項の規定は、当該規定の施行の日以後に日本国において効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後十年を経過した場合において、新電波法第七十一条の三の二の規定及び第二条の規定による改正後の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(郵便振替法の一部改正)

第七条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「第二百二条の二第三項」を「第二百二条の二第二項」に改める。

(放送法の一部改正)

第八条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の十三第一項第五号中「第七十六」を「第七十七」に改める。

号」に改める。

第五十二条の二十四第二項第四号中「第七十六
六条第二項」を「第七十六條第三項」に改める。
(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五
号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二条第一項中「免許」の下に、「登録」を
加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第四十八号を次のように改める。

四十八 無線局の免許又は登録

(一) 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第四条(無線局の
開設)の無線局の免許(再免許及び同法第五条第二項第一号
(欠格事由)に規定する実験無線局その他政令で定める無線局
の免許を除く。)

(二) 電波法第二十七条の十八第一項(登録)の無線局の登録(再
登録その他政令で定める登録を除く。)

無線局の 数		無線局の 数	一局につき三 万円(電波法 第五条第四項 の放送をする 無線局につい ては、十五万 円)
			一局につき三 万円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第
八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十六の項中「第二十四条の五第
二項」を「第二十四条の六第二項」に、「第二十四
条の九第二項」を「第二十四条の十三第二項」に
改め、「届出」の下に、「同法第二十七条の十八
第一項の登録」を加える。

(特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及び
シンガポール共和国との相互承認の実施に関す
る法律の一部改正)

第十二条 特定機器に係る適合性評価の欧州共同
体及びシンガポール共和国との相互承認の実施
に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一
部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「及び第二十七条の二」を

「第二十七条の二及び第二十七条の十八第一
項」に改める。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年五月十二日

議院運営委員長 宮崎 秀樹
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員の秘書について、その
採用制限及び兼職禁止について規定を設けると
ともに、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求
を禁止する等の措置を講じようとするもので
あつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年四月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一
部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二
年法律第四十九号)の一部を次のように改正す
る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(給与の直接支給)

第十七条の二 議員秘書の給与は、直接、その全
額を議員秘書に支給する。ただし、法律で定め
るところにより又は両議院の議長が協議して定
めるところにより控除されるものについては、
この限りでない。

第二十條の次に次の一条を加える。

(議員秘書の採用制限)

第二十條の二 国会議員は、年齢六十五歳以上の
者を議員秘書に採用することができない。

2 国会議員は、その配偶者を議員秘書に採用す
ることができない。

第二十一條の次に次の二條を加える。

(兼職禁止)

第二十一條の二 議員秘書は、他の職務に従事
し、又は事業を営んではならない。

2 前項の規定にかかわらず、国会議員が議員秘
書の職務の遂行に支障がないと認めて許可した
ときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は
事業を営むことができる。

3 議員秘書は、前項の許可を受けた場合には、
両議院の議長が協議して定めるところにより、

その旨並びに当該兼職に係る企業、団体等の名称、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を、当該国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。この場合においては、両議院の議長が協議して定める事項を記載した文書を添付しなければならない。

4 前項前段の文書は、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

(寄附の勧誘又は要求の禁止)

第二十一条の三 何人も、議員秘書に対して、当該国会議員がその役職員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部(当該国会議員に係る後援団体(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の五第一項の後援団体をいう。)を含む。)に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成十六年十二月三十一日までの間は、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第二十一条の二の規定は、適用しない。

投票者氏名

日程第一 地中海漁業一般委員会に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

日程第二 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

一八六名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 有村 治子君
泉 信也君 入澤 肇君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 扇 千景君
岡田 広君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 杓掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 顕雄君
小斉平敏文君 小林 温君

後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 泰三君
斎藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
清水 達雄君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敏三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野間 赴君
南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舛添 要一君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森田 次夫君 森元 恒雄君
矢野 哲朗君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山本 一太君 吉田 博美君
若林 正俊君 朝日 俊弘君
池口 修次君 今泉 昭君

岩本 司君 小川 勝也君
小川 敏夫君 大江 康弘君
大塚 耕平君 大脇 雅子君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
北澤 俊美君 小林 元君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 榎葉賀津也君
田村 秀昭君 高橋 千秋君
谷 博之君 谷林 正昭君
千葉 景子君 シルン マルテ君
辻 泰弘君 角田 義一君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川 清君 平田 健二君
平野 貞夫君 平野 達男君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 藤原 正司君
堀 利和君 松井 孝治君
松岡満寿男君 円 より子君
森 ゆうこ君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 薫科 満治君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
高野 博師君 千葉 国男君
続 訓弘君 鶴岡 洋君

日程第四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 有村 治子君

反対者氏名

○名

遠山 清彦君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 森本 晃司君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 井上 哲士君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
大沢 辰美君 紙 智子君
小池 晃君 小泉 親司君
小林美恵子君 大門実紀史君
富樫 練三君 西山登紀子君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 宮本 岳志君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大田 昌秀君 又市 征治君
椎名 素夫君 山本 正和君
高橋紀世子君 中村 敦夫君
黒岩 宇洋君 西川きよし君

泉 信也君 入澤 肇君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 扇 千景君
岡田 広君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 顕雄君
小齊平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 泰三君
斎藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
清水 達雄君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野間 赴君

南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森田 次夫君 森元 恒雄君
矢野 哲朗君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山本 一太君 吉田 博美君
若林 正俊君 朝日 俊弘君
池口 修次君 今泉 昭君
岩本 司君 小川 勝也君
小川 敏夫君 大江 康弘君
大塚 耕平君 大脇 雅子君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
北澤 俊美君 小林 元君
佐藤 道夫君 佐藤 雄平君
齋藤 勁君 榎葉賀津也君
田村 秀昭君 高橋 千秋君
谷 博之君 谷林 正昭君
千葉 景子君 シンジ・マルティ君
辻 泰弘君 角田 義一君
西岡 武夫君 羽田雄一郎君
長谷川 清君 平田 健二君
平野 貞夫君 平野 達男君
広野ただし君 福山 哲郎君

藤井 俊男君 藤原 正司君
堀 利和君 松井 孝治君
松岡満壽男君 円 より子君
森 ゆうこ君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 山本 孝史君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 蘆科 満治君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 白浜 一良君
高野 博師君 千葉 国男君
続 訓弘君 鶴岡 洋君
遠山 清彦君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 森本 晃司君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 井上 哲士君
井上 美代君 池田 幹幸君
市田 忠義君 岩佐 恵美君
大沢 辰美君 紙 智子君
小池 晃君 小泉 親司君
小林美恵子君 大門実紀史君
富樫 練三君 西山登紀子君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 宮本 岳志君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大田 昌秀君 又市 征治君

反対者氏名

○名

日程第五 電波法及び有線電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三五名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 有村 治子君
泉 信也君 入澤 肇君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 扇 千景君
岡田 広君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 杓掛 哲男君
国井 正幸君 小泉 顕雄君
小斉平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 泰三君
斎藤 十朗君 桜井 新君
山東 昭子君 清水嘉与子君
清水 達雄君 椎名 一保君

陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敏三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中島 啓雄君
中曾根弘文君 中原 爽君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野間 赴君
南野知恵子君 橋本 聖子君
林 芳正君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森田 次夫君 森元 恒雄君
矢野 哲朗君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山本 一太君 吉田 博美君
若林 正俊君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
白浜 一良君 高野 博師君
千葉 国男君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 遠山 清彦君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 松 あきら君

反対者氏名

五一名

森本 晃司君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
井上 哲士君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 大沢 辰美君
紙 智子君 小池 晃君
小泉 親司君 小林美恵子君
大門実紀史君 富樫 練三君
西山登紀子君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大田 昌秀君
又市 征治君 椎名 素夫君
山本 正和君 高橋紀世子君
中村 敦夫君 黒岩 宇洋君
西川きよし君

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

一六五名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 有村 治子君
泉 信也君 入澤 肇君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 扇 千景君
岡田 広君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君

谷林 正昭君 千葉 景子君
沢きみ子君 辻 泰弘君
角田 義一君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 長谷川 清君
平田 健二君 平野 貞夫君
平野 達男君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤井 俊男君
藤原 正司君 堀 利和君
松井 孝治君 松岡満壽男君
円より子君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 山根 隆治君
山本 孝史君 和田ひろ子君
若林 秀樹君 渡辺 秀央君
藁科 満治君

片山虎之助君	金田 勝年君	森田 次夫君	森元 恒雄君
亀井 郁夫君	河本 英典君	矢野 哲朗君	山崎 力君
岸 宏一君	北岡 秀二君	山崎 正昭君	山下 英利君
久世 公堯君	杵掛 哲男君	山本 一太君	吉田 博美君
国井 正幸君	小泉 顕雄君	若林 正俊君	朝日 俊弘君
小齊平敏文君	小林 温君	池口 修次君	今泉 昭君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	岩本 司君	小川 勝也君
佐々木知子君	佐藤 泰三君	小川 敏夫君	大江 康弘君
齋藤 十朗君	桜井 新君	大塚 耕平君	大脇 雅子君
山東 昭子君	清水嘉与子君	岡崎トミ子君	勝木 健司君
清水 達雄君	椎名 一保君	神本美恵子君	川橋 幸子君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君	北澤 俊美君	小林 元君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
田浦 直君	田中 直紀君	齋藤 勁君	榛葉賀津也君
田村 公平君	伊達 忠一君	田村 秀昭君	高橋 千秋君
竹山 裕君	武見 敬三君	谷 博之君	谷林 正昭君
谷川 秀善君	段本 幸男君	千葉 景子君	シシマルイ君
月原 茂皓君	常田 享詳君	辻 泰弘君	角田 義一君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
中曾根弘文君	中原 爽君	長谷川 清君	平田 健二君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	平野 達男君	広野ただし君
野上浩太郎君	野間 起君	福山 哲郎君	藤井 俊男君
南野知恵子君	橋本 聖子君	藤原 正司君	堀 利和君
林 芳正君	福島啓史郎君	松井 孝治君	松岡満壽男君
藤井 基之君	保坂 三蔵君	円 より子君	森 ゆうこ君
真鍋 賢二君	舩添 要一君	築瀬 進君	柳田 稔君
松田 岩夫君	松村 龍二君	山下八洲夫君	山根 隆治君
松山 政司君	三浦 一水君	山本 孝史君	和田ひろ子君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君

森田 次夫君	森元 恒雄君	藁科 満治君	魚住裕一郎君
矢野 哲朗君	山崎 力君	加藤 修一君	風間 昶君
山崎 正昭君	山下 英利君	草川 昭三君	木庭健太郎君
山本 一太君	吉田 博美君	白浜 一良君	高野 博師君
若林 正俊君	朝日 俊弘君	千葉 国男君	統 訓弘君
池口 修次君	今泉 昭君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君
岩本 司君	小川 勝也君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
小川 敏夫君	大江 康弘君	福本 潤一君	松 あきら君
大塚 耕平君	大脇 雅子君	森本 晃司君	山口那津男君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	山下 栄一君	山本 香苗君
神本美恵子君	川橋 幸子君	山本 保君	渡辺 孝男君
北澤 俊美君	小林 元君	大田 昌秀君	又市 征治君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	山本 正和君	高橋紀世子君
齋藤 勁君	榛葉賀津也君	中村 敦夫君	黒岩 宇洋君
田村 秀昭君	高橋 千秋君	西川きよし君	
谷 博之君	谷林 正昭君		
千葉 景子君	シシマルイ君		
辻 泰弘君	角田 義一君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君		
長谷川 清君	平田 健二君		
平野 達男君	広野ただし君		
福山 哲郎君	藤井 俊男君		
藤原 正司君	堀 利和君		
松井 孝治君	松岡満壽男君		
円 より子君	森 ゆうこ君		
築瀬 進君	柳田 稔君		
山下八洲夫君	山根 隆治君		
山本 孝史君	和田ひろ子君		
若林 秀樹君	渡辺 秀央君		

反対者氏名

平野 貞夫君	井上 哲士君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
小林美恵子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君

二〇名

最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年四月五日
参議院議長 倉田 寛之殿
畑野 君枝

最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問主意書
日本経済は大企業の多くがV字回復、史上最高の利益と言われているが、中小企業や労働者にとっては景気回復が実感できない状況が続いている。大企業の業績回復は、中国向けを中心とした輸出の増大と「リストラ効果」によるものと言われ、下請関連企業の再編・単価の切下げ、大量の人減らしやパート・派遣などの不安定労働者への置き換えによる結果である。賃金・家計収入も連続して低下し、財界・日本経団連は「日本の賃金は世界でも最高水準」と宣伝しているが、現実には生活保護基準にも満たない収入の労働者も増えている。

坂口厚生労働大臣は第一五一回国会・二〇〇一年三月二二日の参議院予算委員会において、日本共産党の吉川春子議員の最低賃金に関する質疑の答弁において、「その最低賃金額の決定ということと生活保護とを比較してどうかということをおっしゃいますけれども、…トータルで見ても、御指

摘の状況はよくわかりますので、私たちも検討したいと思ひます。」と述べている。しかしその後、せめて最低賃金は生活保護基準を上回る額にしてほしいとの多くの労働者の要望にもかかわらず、依然として改善されていない。

また、最低賃金を決定する最低賃金審議会委員の選任について、連合と全労連が労働運動の二つのナショナルセンターとして発足した一九九〇年以来、今日まで一四回の任命が中央最低賃金審議会及び各地方最低賃金審議会において行われているが、労働者側委員の選任はすべて連合が独占するという極めて異常な状況が続いている。このことについては、毎年行政不服審査なども行われているが全く改善されていない。

地方労働委員会の選任では次々と改善され、選任されなかった地方でも裁判において、連合による委員の独占に対し「裁量権の逸脱」との見解なども出されている。各地方最低賃金審議会委員の定数や連合・全労連の組織人数比から見ても、多くの地方で全労連・地方労働連推薦の委員が選任されて当然である。

さらに、多くの地方最低賃金審議会では、経営者側の委員は中小企業の経営者等が多いにもかかわらず、労働者側の委員は大企業労組の代表が多く、地域別最低賃金により影響を受ける中小零細企業の労組代表が全くと言っていいほど選任されていない。現に神奈川などでも中小企業の労組出身者が推薦されているにもかかわらず、大企業労組出身の委員だけになっている。

同時に、政府の指針としても各種審議会の委員に女性を三分の一以上選任することを定めているが、最低賃金審議会においてもほとんど改善が見られない。

最低賃金審議会委員の不公平な選任に対して行政不服審査請求がいくつもの地方労連や個人からも出されているが、いずれも「不服申立てをする法律上の利益を有するもの」ということはできない」と門前払いされている。

これらを踏まえ以下質問する。

一、厚生労働大臣及び厚生労働省は、最低賃金と生活保護基準との関連や最低賃金の改善についてどのような検討をしたのか。

二、長期にわたって、中央最低賃金審議会及びすべての都道府県の地方最低賃金審議会において連合による労働者側委員の独占となり、全労連推薦の委員が全く任命されていない理由を明らかにされたい。

三、神奈川を始め、多くの地方最低賃金審議会でも中小企業の労組出身者が推薦されているにもかかわらず、大企業労組出身の委員だけになっている理由を明らかにされたい。

四、全国の中小企業に従事するパート労働者は引き続き増えている。パート労働者の半数が女性であり、全国で最も比率の高い神奈川では女性労働者のうちパート労働者が五〇％を超えている実態がある。それにもかかわらず、最低賃金審議会や地方労働委員会におけるパートの代表として女性の委員が極めて少ないのが現状であ

る。その理由について政府の見解を示されたい。

五、最低賃金審議会委員の選任について、行政不服審査請求を行っても、「法律上の利益を有しない」として門前払いされているが、どういう団体・個人であれば「法律上の利益を有する」のか。あるいは、どんな団体・個人も不服申立てをする資格はないのか。

右質問する。

平成十六年五月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員畑野君枝君提出最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員畑野君枝君提出最低賃金額の引上げと最低賃金審議会委員の公正な任命等に関する質問に対する答弁書

一について

最低賃金制度は、最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)の規定に基づき、使用者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を罰則をもつて強制するものであり、最低賃金は労働者の生計費や類似の労働者の賃金に加え通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとされている。一方、生活保護制度は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基づき、

要保護者の最低限度の生活に必要な需要について、所得、資産等を活用してもなお補うことのできない不足分に限って公費によって保護するものである。このように両制度はその性格等を異にしており、最低賃金と生活保護の水準を単純に比較することは適切ではなく、また、仮にかかる比較を行うとしても、生活保護の給付額は、要保護者の住宅費の実費等の要素を勘案して決定されるため、どのような具体例を想定して比較を行うかを決定することが困難であるという問題があると考えている。

他方、右に述べたとおり、最低賃金を定めるに当たっては、労働者の生計費も考慮すべき一要素とされているところであり、現在、中央最低賃金審議会において進めている地方における最低賃金決定の際の参考となる目安の在り方の検討の中で、最低賃金の水準について、生活保護の水準との関係も含め幅広く検討しているところである。

二から四までについて

最低賃金審議会の労働者を代表する委員については、最低賃金法第二十九条及び最低賃金審議会令(昭和三十四年政令第六十三号)第三条の規定に基づき、中央最低賃金審議会については厚生労働大臣が、地方最低賃金審議会については都道府県労働局長が、関係労働組合の推薦を受けた者の中から、いわゆるパートタイム労働者や中小企業の労働者を含む労働者一般の利益を代表するに最もふさわしいものを任命して

いるところであり、これまでの委員の選任について特段問題があるとは考えていない。

また、最低賃金審議会の委員に占める女性委員の割合については、中央最低賃金審議会においては三十三パーセントを超えているものの、地方最低賃金審議会においては全般に低くなっており、その理由としては関係労働組合及び関係使用者団体が推薦する委員の候補者について女性の占める割合が低いことなどが挙げられるものと考えているが、今後、「男女共同参画基本計画」(平成十二年十二月十二日閣議決定)で定められた平成十七年度末までのできるだけ早い時期に女性委員の割合について三十パーセントを達成するという政府の目標の実現に向けて、女性委員の積極的な登用に努めてまいりたい。

地方労働委員会の委員については、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定に基づき都道府県知事が任命することとされており、その任命については、お尋ねのパートの代表としての女性の委員の数を含め都道府県知事において判断されるべき問題であると考えている。

五について

最低賃金審議会の委員の選任について、いかなる者が行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四条第一項の規定に基づく不服申立てをする法律上の利益を有するのかは、個別の事例に即して判断すべき問題であり、一概にお答えすることは困難であるが、最低賃金審議

会令第三条第一項において厚生労働大臣又は都道府県労働局長が労働者を代表する委員を任命するときに関係労働組合に対し候補者の推薦を求めなければならないこととしているのは、任命権者の恣意的な権限の行使を防止することなどによって労働者一般の利益という公益を保護するためであつて、特定の候補者が委員に任命されることについて当該候補者や当該候補者を推薦した労働組合の利益を保障するものではなく、一般に、かかる候補者や労働組合が委員の選任について法律上の利益を有するとは言えないと考えている。

我が国年金制度の在り方に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年四月二十六日

浅尾慶一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

書

我が国年金制度の在り方に関する質問主意書
公務員の共済年金については、先に「公務員の共済年金及び退職金に関する質問主意書」(質問第一二二号)において政府の見解を質したところであるが、なお、いくつかの不明な点がある。また、その後小泉内閣の三閣僚が国民年金保険料を納付していなかったという事実も明らかになった。政

府は、年金制度の在り方についての議論を行う前提として、まず国民の前に年金制度の実態、例えば、共済年金と厚生年金の単純な平均額等や国民年金の未加入者の状況とその対策等ありのままに国民の前に示すべきであると考えている。

また、年金総額をその年金総額に対応する受給者数で除した場合のそれぞれの年金の平均月額を明らかにされたい。

このような観点から、以下質問する。
一、質問第一二二号に対する政府答弁書の別表においては、退職年金(公務員共済年金及び老齢年金(厚生年金)の平均月額が示されているが、その算出に当たっては、当方の質問では求めている操作を行っている。

また、受給者数の代わりに年金総額に対応する受給者数を用いた場合のそれぞれの年金の平均月額(単純な平均額はいくらか。それぞれの年金の年金総額、受給者数、受給者数の実数と併せて明らかにされたい。

1 当方は、各年金の平均額を算出するに当たり、年金の「受給総額を受給人数で除したものと指定したにもかかわらず、年金総額を受給者数で除した額を提示しているが、受給人数(受給者数)ではなく受給者数を用いて算出したのはなぜか。

四、今般、小泉内閣の三閣僚が国民年金保険料を納付していなかったことが明らかになったが、麻生国務大臣については、そもそも国民年金の加入手続を取っていないと聞く。

2 当方は、組合員期間(被保険者期間)については何の指定もしていないにもかかわらず、答弁書では、年金総額及び受給者数から、組合員期間(被保険者期間)が二十年未満の者に支給される通算退職年金(通算老齢年金)等の額及び受給者数を除いたものを使つて、年金の平均月額を算出しているが、かかる方法を取つたのはなぜか。

二、質問第一二二号に対する政府答弁書において、退職年金及び老齢年金の平均月額の算出に用いたそれぞれの年金の「年金総額」、「受給者数」及び「受給者数」を示されたい。

3 かかる加入促進のための対策を麻生国務大臣に対して採らなかつた理由は何か。

五、国民年金保険料の収納対策として、平成十五

年度においては全国で約一万人に対して納付督促を実施し、さらに「十分な所得又は資産を有し、他の被保険者の納付意欲に悪影響を与えない者」に対しては国民年金法第九十六条第一項等の規定に基づく督促及び滞納処分を実施しているものと聞く。中川国務大臣及び石破国務大臣については、かかる要件に十分該当すると考えるが、両国務大臣について保険料の収納対策としての諸措置を採らなかった理由は何か。右質問する。

平成十六年五月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浅尾慶一郎君提出我が国年金制度の在り方に関する質問に対する答弁書

一の1について

公的年金に係る制度の在り方について検討する際には、一般に、年金の全額について支給が停止されている者を含め年金の支給を受ける権利を有するすべての受給権者に係る年金の総額を基礎とする統計を使用しているところであり、先の答弁書(平成十六年四月二十日内閣参質一五九第一二号。以下「前回答弁書」とい

う。)においても、政府として通常用いている年金受給権者についての統計を用いて答弁したところである。

一の2について

公的年金制度について各制度間の年金の額の水準を比較する際には、組合員期間(被保険者期間)の平均値等比較の前提となる条件ができるだけそろっていることが望ましいが、厚生年金の受給権者については国家公務員共済年金等の受給権者と比較して被保険者期間が短い者が多いことから、その影響をできるだけ排除するため、通常、組合員期間(被保険者期間)が二十年末満の者に支給される通算退職年金(通算老齢年金)及びこれに相当するもの(以下「通算退職年金等」という。)の額及び受給権者数を除いて各制度ごとに計算した年金の平均額を用いているところであり、前回答弁書においても当該平均額により答弁したところである。

二について

平成十四年度末現在における、通算退職年金等を除く国家公務員共済年金及び地方公務員共済年金における退職年金(以下単に「退職年金」という。)並びに厚生年金における老齢年金(以下単に「老齢年金」という。)の受給権者に係る「年金総額」、「受給権者数」及び「年金の平均月額」は別表第一のとおりであり、また、通算退職年金等を除く退職年金及び老齢年金の受給者に係る「年金総額」、「受給者数」及び「年金の平均月額」は、別表第二のとおりである。

三について

平成十四年度末現在における、通算退職年金等を含む退職年金及び老齢年金の受給権者に係る「年金総額」、「受給権者数」及び「年金の平均月額」は別表第三のとおりであり、また、通算退職年金等を含む退職年金及び老齢年金の受給者に係る「年金総額」、「受給者数」及び「年金の平均月額」は、別表第四のとおりである。

四の1について

平成十三年公的年金加入状況等調査による国民年金の未加入者(国民年金法昭和三十四年法律第四百十一号。以下「法」という。)第七条第一項第一号に定める被保険者(以下「第一号被保険者」という。)として国民年金制度が適用されるべき者であつていまだ適用されていないものの数は、平成十三年十月十五日現在で約六十三万人となつている。

四の2について

第一号被保険者の資格を取得した者は、法第十二条第一項の規定に基づき、市町村に対して第一号被保険者の資格を取得した旨の届出(以下「資格取得届」という。)を行うことが必要であるが、社会保険庁においては、日本国内に住所を有する者であつて第一号被保険者の資格を取得する年齢である二十歳に達したもの(二十歳になる以前に法第七条第一項第二号に定める被保険者(以下「第二号被保険者」という。))となつた者を除く。)のうち資格取得届を行わないものについて、平成十年度から、資格取得届をなす

べき旨の勸奨状を二度にわたり送付しているところである。また、勸奨状の送付にもかかわらず資格取得届を行わない者については、社会保険事務所から年金手帳を送付し、資格取得届がなくても国民年金の適用に係る事務処理を行っているところであり、平成十四年度においては約六十六万三千人に年金手帳を送付したところである。

また、第二号被保険者から第一号被保険者又は法第七条第一項第三号に定める被保険者に種別を変更したにもかかわらず、法第十二条第一項又は第五項の規定に基づき被保険者の種別の変更の届出(以下「種別変更届」という。)を行っていない者についても、平成十年度から、種別変更届をなすべき旨の勸奨状を送付しているところであり、平成十四年度においては、二十歳に達した者等に対して送付したもののも含め、約四百五十五万七千通の勸奨状を送付したところである。

四の3について

麻生国務大臣の国民年金の加入実績等は個人に関する情報であり、お尋ねの事項については、「加入促進のための対策」の実施の有無を含め答弁を差し控えたい。

五について

中川国務大臣及び石破国務大臣の国民年金の加入実績等は個人に関する情報であり、お尋ねの事項については、「保険料の収納対策としての諸措置」の実施の有無を含め答弁を差し控えたい。

別表第一

年金制度	年金総額	受給権者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千七百九十四億 千二百二十二万六千円	六十一万一百一人	十八万八千四百十三円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千八百九億六千 九百三十二万五千円	百四十七万七千八百八十七 人	二十万二千八百三十九 円
厚生年金 (老齢年金)	十七兆二千八百九十二 億四千四十万円	千十四万五千三十九人	十四万二千十七円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給権者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給権者数からは、通算退職年金等の額及び受給権者数を除いている。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

別表第二

年金制度	年金総額	受給者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千四百六十五億 九千八百四十九万円	五十九万四千二百七十 二人	十八万八千八百三十円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千九百九億三千百 十九万四千円	百四十二万九千八百七 十九人	二十万四千九十三円
厚生年金 (老齢年金)	十六兆四千七百五十八 億三千三十一万四千円	九百五十七万九百四人	十四万三千四百五十四 円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給者数からは、通算退職年金等の額及び受給者数を除いている。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

別表第三

年金制度	年金総額	受給権者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆四千三百八十八億八千 七百二十万二千円	六十五万九千五百三十 六人	十七万七千三百八十三 円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆六千五百十七億七 百九十三万五千円	百五十八万八千七百七十 七人	十九万六千六百九円
厚生年金 (老齢年金)	十九兆四千八百五十七 億四千七百六十一万八 千円	千七百四十四万三千五 百六十三人	九万三千八十九円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給権者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給権者数には、通算退職年金等の額及び受給権者数を含んでい

る。

別表第四

年金制度	年金総額	受給者数	年金の平均月額
国家公務員共済年金 (退職年金)	一兆三千七百億二千六 百四十三万円	六十四万二千五百十六人	十七万七千八百十八円
地方公務員共済年金 (退職年金)	三兆五千七百二億六千 二百五十五万五千円	百五十四万二千五百七 十二人	十九万二千八百七十四 円
厚生年金 (老齢年金)	十八兆五千三百三十三 億百八十三万九千円	千六百二十四万八千三 百五十二人	九万五千五十二円

(注) 一 「年金の平均月額」は、年金総額を受給者数で除した額の十二分の一の額である。この場合において、年金総額及び受給者数には、通算退職年金等の額及び受給者数を含んでいる。

二 「年金総額」及び「年金の平均月額」には、老齢基礎年金の額を含まない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 二二〇円)	本号一部 二三〇円